2019

小山町環境基本計画

中間見直し

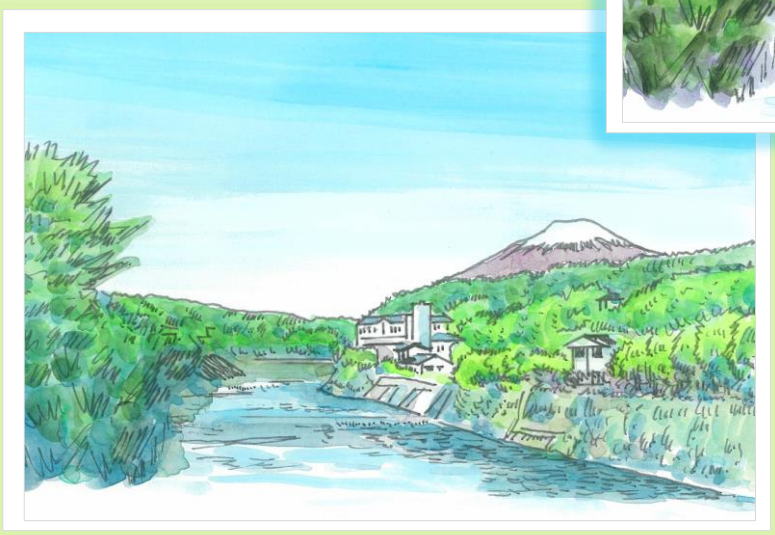

静岡県

小山町

〈 目　　次 〉

第１章　小山町環境基本計画の基本的事項　…　１
　１．計画策定の趣旨及び中間見直しの趣旨　…　１
　２．計画の役割　…　２
　３．計画の位置づけ　…　３
　４．計画の期間・目標年次　…　３
　５．環境の範囲　…　４
　６．計画策定までの経緯　…　４
第２章　小山町を取りまく環境のすがた　…　５
　１．小山町の環境を特徴づけるもの　…　５
　２．小山町の環境の現況　…　７
　３．地球環境に関する世界・日本の状況　…３４
第３章　環境行政の概要　…３９
　１．環境行政の機構　…３９
　２．くらし安全課くらし安全班（環境関連）の主な仕事　…３９
　３．環境行政系統図　…４０
第４章　基本理念がめざす環境のすがた　…４１
　１．目指す環境像　…４１
　２．目指す環境像の関わり　…４２
　３．めざす環境像を実現するための取り組み体系　…４３
　４．中間見直し時点での進捗状況　…４４
第５章　めざす環境像を実現するための取り組み　…４５
　１．豊かな自然と快適な生活空間　…４５
　２．きれいな水と空気、安全な生活環境　…６１
　３．循環型の社会　…６８
　４．自ら学び・考え・行動する町民　…７５
第６章　地域別の環境に配慮した取り組み　…７９
　１．小山地域の取り組み　…８０
　２．足柄地域の取り組み　…８２
　３．北郷地域の取り組み　…８４
　４．須走地域の取り組み　…８６
第７章　計画の推進体制と進行管理　…８８
　１．推進体制　…８８
　２．検討評価の仕組み　…８９
　３．進行管理のための手法　…９０
　４．環境に関する情報の提供　…９１
付録　　環境用語解説　…９２

第１章　小山町環境基本計画の基本的事項

１．計画策定の趣旨及び中間見直しの趣旨

本計画は、小山町環境基本条例に定める基本理念の実現に向けて、同条例第８条で定める「町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めなければならない。」の規定に基づき策定するものです。

環境の保全と創造への取り組みが、町、町民、事業者及び滞在者等が一体となって計画的に推進されるよう各主体の役割を体系化しました。各主体が相互に連携を図りながらめざす環境像の実現に向けて取り組まれることを期待するものです。

本計画の期間は、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間としていますが、５年が経過し、施策の達成状況や新たな環境変化を踏まえ中間見直しを行うものです。

小山町環境基本条例に定める基本理念(第３条抜粋)

第３条　環境の保全及び創造は、町民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、良好で快適な環境が将来世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

2　環境の保全及び創造は、町、町民、事業者、滞在者等が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3　環境の保全及び創造は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた町の特性を踏まえつつ、湧水等の水資源の保全と森林の育成を重要施策とし、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行わなければならない。

4　地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、全ての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

２．計画の役割

環境を保全し、より良い環境を創造していくためには、町、町民、事業者及び滞在者等の理解と協力が何より大切です。各主体の方々には、下記のような役割を担っていただけることを期待しています。そして、各主体が互いに連携し、協働する新たな力が芽生えてくることを願っています。

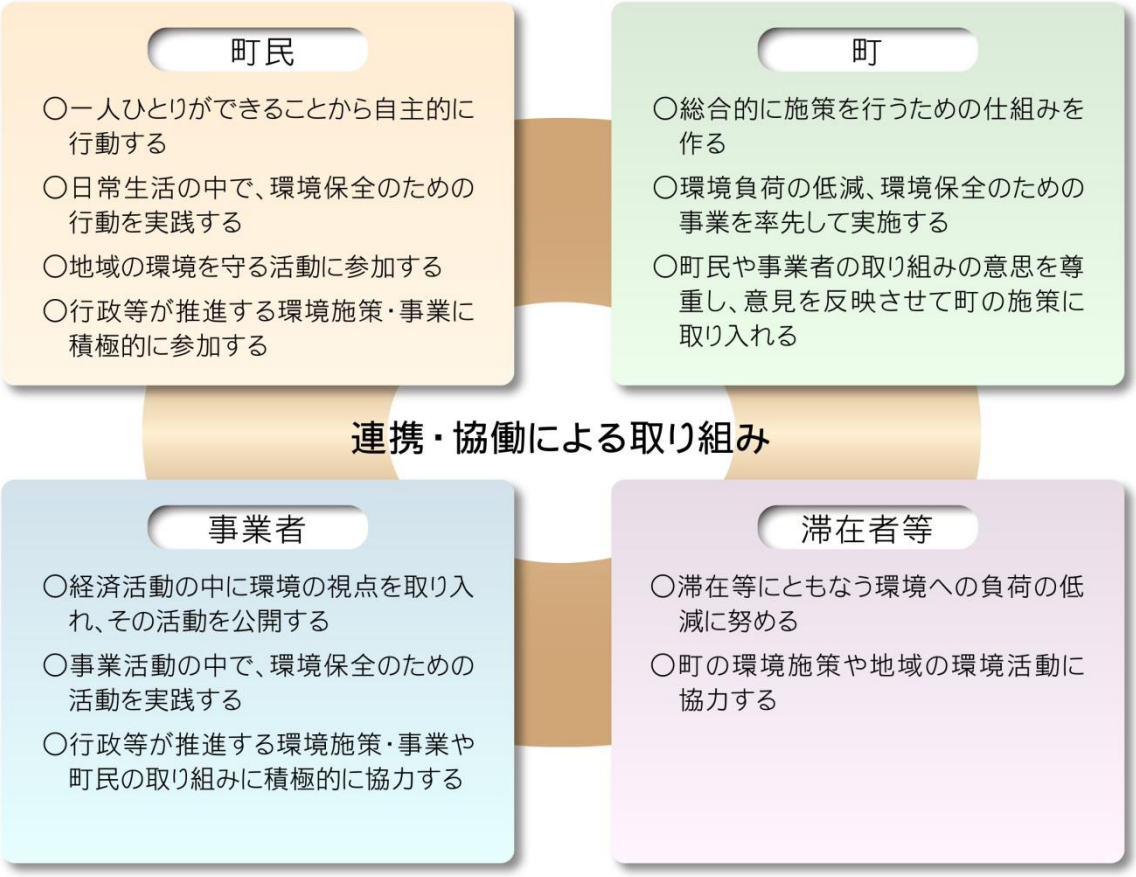

３．計画の位置づけ

小山町の総合計画を最上位とする様々な個別計画は、小山町環境基本条例の基本理念を踏まえ実施されることになります。

本計画は、同条例がめざす小山町の環境を保全し創造するための長期計画として位置づけられます。

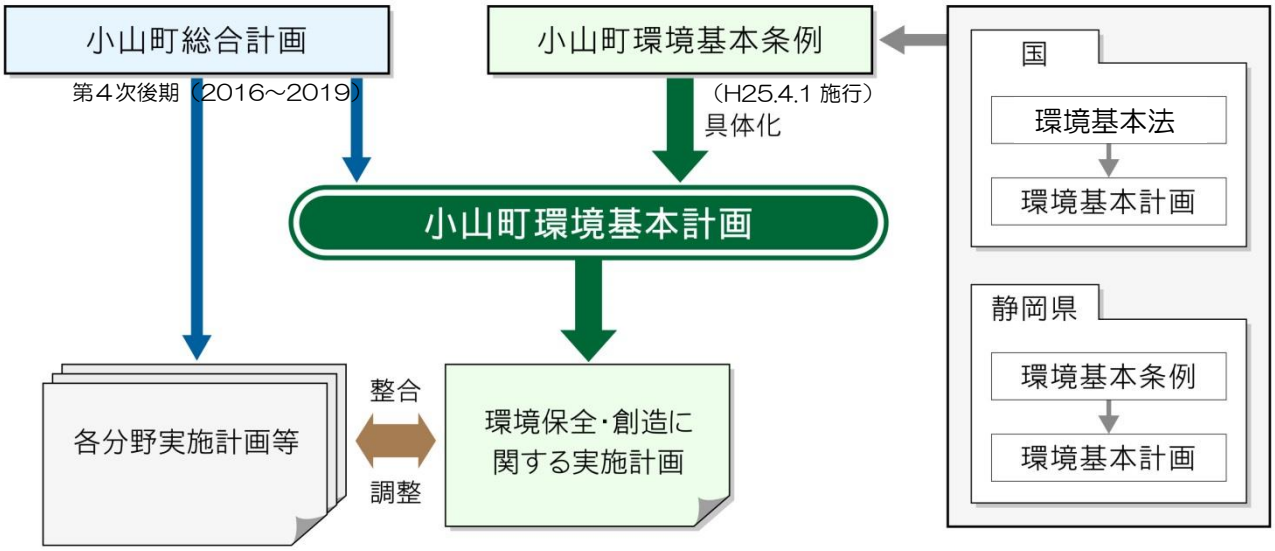

４．計画の期間・目標年次

本計画の期間は、平成２６(2014)年度から平成３５(2023)年度までの 10 年間とします。計画の中に掲げる施策の達成目標は様々ですが、毎年進捗状況を確認するとともに、新たな環境の変化を踏まえ、５年を目途に中間見直しを行います。

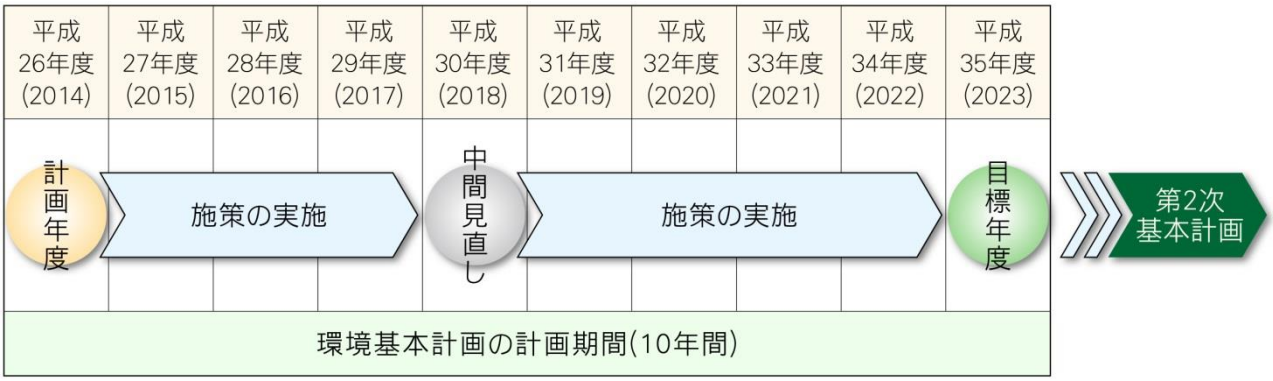

５．環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、日常生活と切り離せないごみ、水質汚濁や大気汚染などの公害を含む「生活環境」、景観やまちなみ・まちづくりなどを含む「快適環境」、人間社会を取りまく動植物・生態系などを含む「自然環境」に加え、地球温暖化・エネルギー・資源枯渇などの「地球環境」までを含んでいます。

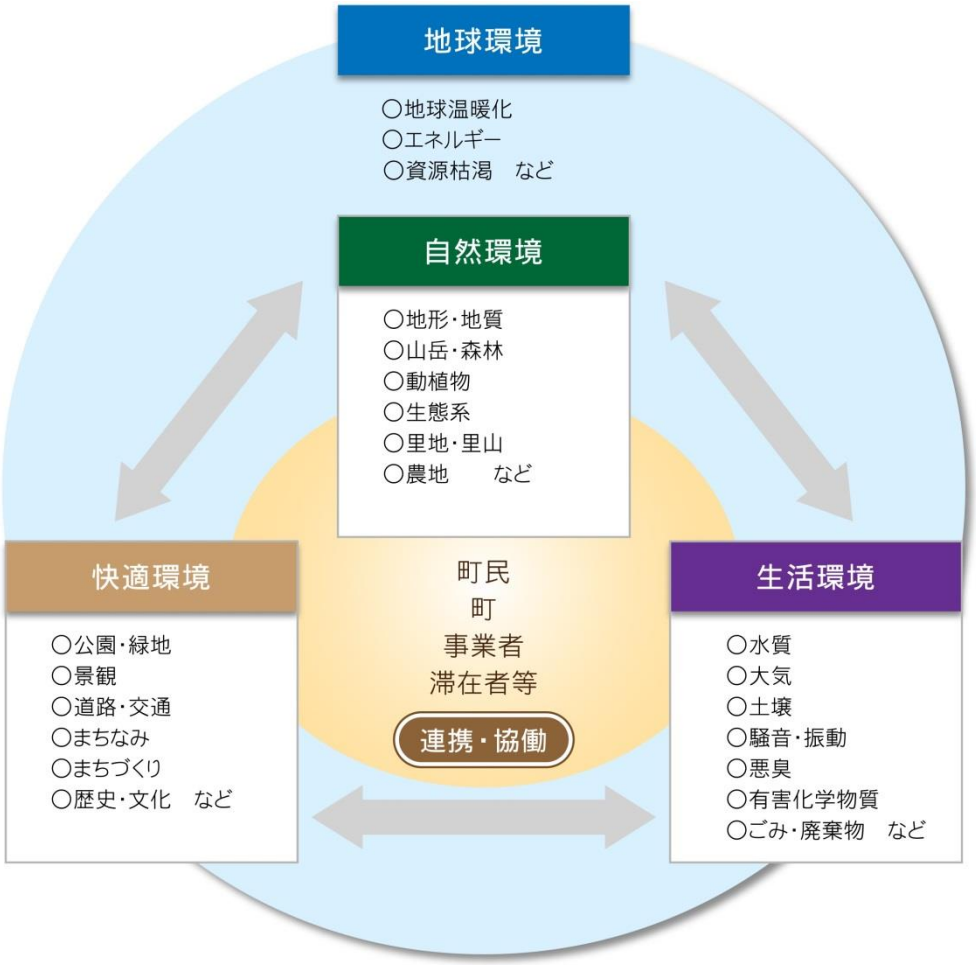

６．計画策定までの経緯

本計画は、平成２５年度において策定を行いました。

策定にあたっては、公募・推薦の町民１５名による「小山町環境審議会」が中心となり、内容の検討や調整を進めてきました。審議会は、計６回開催され、活発な議論が行われました。

また、審議会での検討のほか、庁内における調整会議での意見交換、パブリックコメントなどを行い、関係各方面の意見集約を踏まえ、計画をまとめました。

第２章　小山町を取りまく環境のすがた

1. 小山町の環境を特徴づけるもの

1-1 富士山

(1) 雄大な山岳景観

小山町の北西にそびえる富士山は、日本最高峰（標高 3,776m）であり、その優美な風貌は日本国内のみならず国外でも日本の象徴として広く知られています。その美しい山容から数多くの芸術作品の題材とされ、芸術面でも大きな影響を与えて来ました。

富士山の美しい稜線は、繰り返されてきた成層火山により創造されてきたものですが、小山町は、この富士山の麓の集落や田園が連なる風光明媚なところです。

また、小山町の山岳を代表する富士山は、平成 25 年６月 26 日には、カンボジアの首都プノンペンで開催された第 37 回ユネスコ世界遺産委員会において、世界文化遺産として登録され、併せて冨士浅間神社と須走口登山道を含む五合目以上の富士山域が構成資産として登録されました。私たちは、これらの構成資産はもとより、これらを取り巻く自然環境や景観の保全と管理にいっそう努めていくことが大切です。

(2) 独特な高山環境

日本の最高峰である富士山は、国内の他の高山に比較すると植生に乏しくなっています。これは、最終氷期が終了した後に、富士山山頂で大規模な噴火が繰り返され、山の生態系が破壊されたことと、独立峰であるために他の山系からの植物の進入が遅れたためです。しかし、固有の植物をはじめブナ、イタヤカエデなどの広葉樹やシラビソ、ツガなどの針葉樹で構成される豊かな森林も見ることが出来ます。

1-2 水

(1) 清らかで豊富な湧水

小山町は特に湧水が豊富であり、清流を保ちながら集落を流れ、須川、佐野川や野沢川を経て、町の中心部を流れる鮎沢川に合流し、神奈川県の酒匂川に注いでいます。これらの河川の上流部では、ヤマメやアマゴが生息するなど清らかな水質が保たれています。そして、豊富な湧水を利用し、わさびや水かけ菜の栽培やニジマスの養殖などの特徴的な産業が営まれています。

また、昔から生活用水として利用されるとともに、人々の心に大きな潤いと安らぎをもたらしてきました。

⑵ 堰（用水）

小山町の隅々まで水が行き渡るように張り巡らされた堰(用水)は、いわば血管のようなものです。湧水と合わせて、小山町をめぐる水は、町の環境を特徴づける重要な要素といえます。

⑶ 川の水が集まるところ

富士山から丹沢山地の西域に降った雨は、佐野川、須川、上野川、奥の沢川、湯船川、野沢川、中島川や頓沢川となって町の北側を巡ります。一方、箱根火山北東域に降った雨は金時川、山沢川、地蔵堂川、滝沢川や大沢川となり、町の東南側を巡ります。これらの２つの流れは町の中心を流れる鮎沢川に合流し、一本の川となります。合流点付近は川幅が広く水はゆったりと流れ、人々や生物にとっての安らぎの場所となっています。

⑷ 水が育んだ小山町の社会環境

小山町の豊かな水は、明治 31 年（1898 年）９月に建設した小山工場で操業を開始した富士紡績㈱をはじめとし、B-R サーティワンアイスクリーム㈱富士小山工場、㈱リンガーハット富士小山工場、㈱センサータ・テクノロジーズジャパン（旧　日本テキサス・インスツルメンツ㈱）、近年では四国化工機㈱富士小山食品工場、丸善食品工業㈱富士小山工場などを育み、また、東京電力㈱による環境にやさしい水力発電のエネルギー源としても利用されています。

1-3 田園景観

多くの人が抱く典型的な小山町のイメージは、富士山を背景とした水田などの農地と、点在する集落で構成された景観です。

堰(用水)については前の項目でも取り上げましたが、集落を巡る用水は、いにしえより日常生活に欠かすことのできない資源として引き継がれてきたものであり、小山町の原風景ともいえる景観です。

1-4 人々が造り上げた小山町の環境

小山町の現在の環境は、いにしえの人々の営みが創り上げてきたものです。

小山町は豊富な湧水に恵まれた稲作に加え、町の各地においてその土地に適したさまざまな生業(なりわい)(製糸、水かけ菜、わさび栽培など)のための水路などが整備され、現在の小山町が創り上げられてきました。

今日の小山町の環境は、人々の創意工夫と努力の結晶といえるでしょう。先人から受け継いだこの環境を、次の世代、さらにその次の世代へと伝えていくことは、私たちの責任であり、使命であるともいえます。

２．小山町の環境の現状

２-１ 立地環境

(1) 位置

小山町は静岡県の北東端に位置し、東を神奈川県に、北西を山梨県に接している県境の町です。行政区域は、東西 26.04km、南北 13.33km にわたり、全体の面積は 135.74ｋ㎡ であり、県内では１４番目に広い町です。(平成３０年３月現在)

位置・面積・標高

項　目	具体的な内容	備　　考
位　置	東経 138°59′　北緯　35°21′	役場本庁舎の位置
面　積	135.74 平方キロメートル	
標　高	266.0 メートル	役場本庁舎の位置
面　積	全　　体　135.74k ㎡ 小山地区　28.02k ㎡ 足柄地区　20.14k ㎡ 北郷地区　45.34k ㎡ 須走地区　42.24k ㎡	 標高　266m（本庁） 標高　331m（支所） 標高　442m（支所） 標高　786m（支所）

出典：「小山町の統計　平成２９年度版」
※面積については、一部境界未定等があり確定値ではない。

(2) 人口・世帯数

小山町の人口は、平成２７年 10 月１日現在で 19,497 人、世帯数は 6,431 世帯です。

町の人口と世帯数の推移は、人口、世帯数とも昭和 40 年から減少傾向にあります。

１世帯あたりの人員数は、昭和 40 年の 5.1 人から平成 27 年の 3.0 人と減少傾向にあり、小家族化・核家族化の傾向がみられます。

年齢３区分別の人口構成割合は、昭和 40 年は年少人口(0～14 歳)26.0%、生産年齢人口(15～64 歳)64.7%、高齢者人口(65 歳以上)9.3%でしたが、平成 27 年は年少人口(0～14 歳)12.2%、生産年齢人口(15～64 歳)61.2%、高齢者人口(65 歳以上)26.6%と、少子高齢化の進行が顕著です。

小山町の人口と世帯数の推移

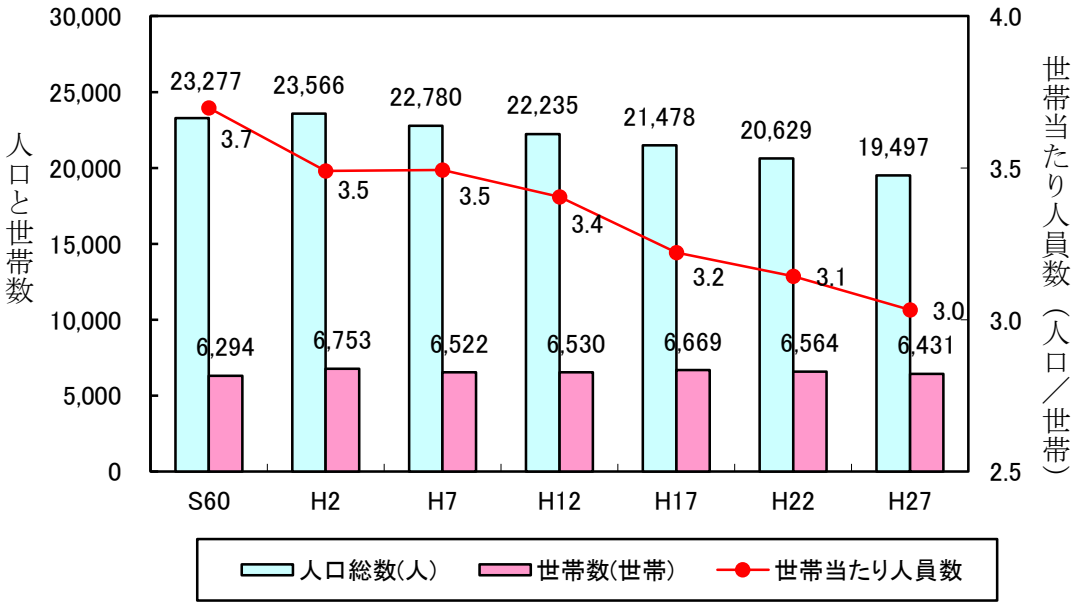

年齢区分別人口構成割合の推移

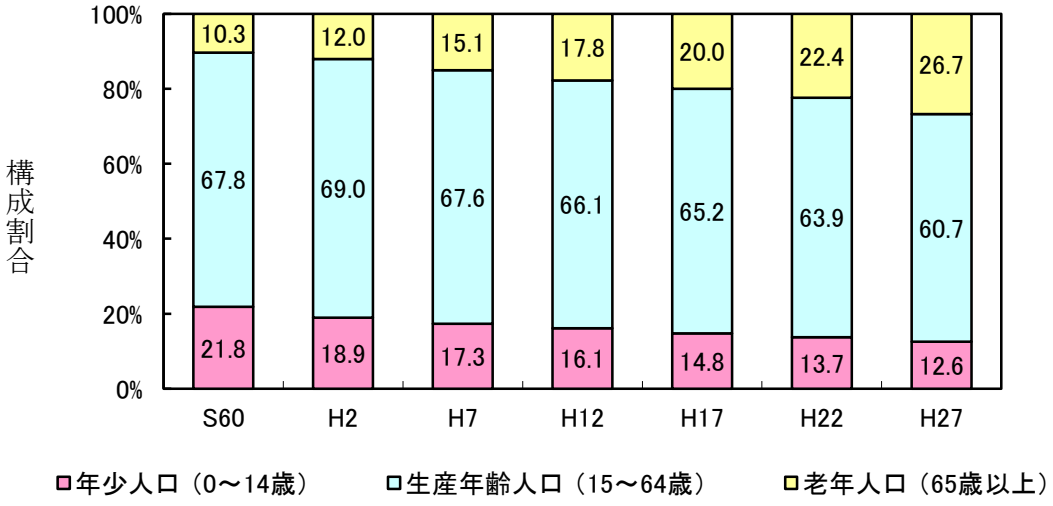

出典：「小山町の統計（平成 27 年度版）」

(3)土地利用

小山町の総面積 135.7ｋ㎡（13,574ha）のうち、土地利用の内訳(地目別面積)は、水田543ha(4.1%)、畑 241ha(1.8%)、宅地 621ha(4.6%)、山林 4,840ha(35.6%)、原野1,570ha(11.6%)、雑種地 1,576ha(11.6%)、公共用地（国、県、町有地）4,182ha(30.7%)となっています。(平成２９年１月１日現在)

山地部は主に山林として利用されており、スギ・ヒノキなどの植林地が広がっています。

地目別土地利用の割合

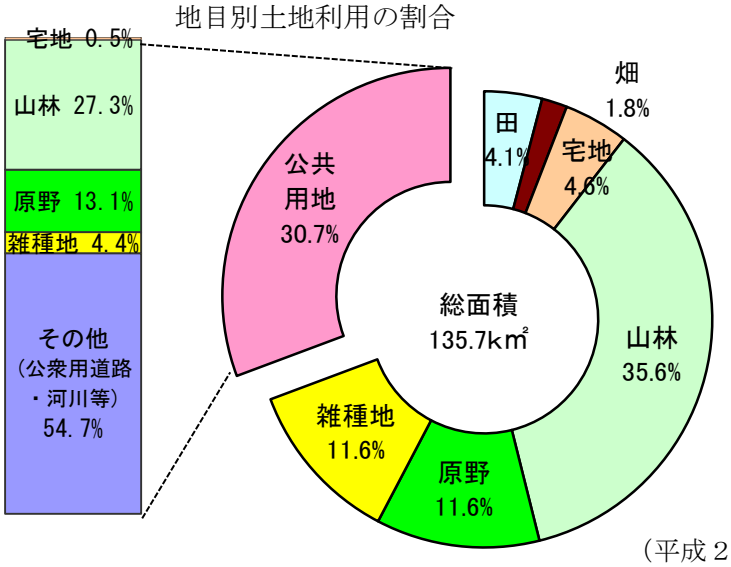

（平成２９年１月１日現在）

(4)気象

小山町は標高が高いため過去１０年間の平均気温は 13.4℃、８月の月平均最高気温と１月の月平均最低気温との年較差は 22.3℃程度となっています。

また、過去１０年間の小山消防署での平均年間降雨量は、富士山による影響もあり、2,276.4 ㎜となっています。山間部では年間降水量が 2,500 ㎜以上、最深積雪は１０㎝以上となっています。また、霧の発生が多い地域でもあることから年平均日照時間数は 1,800 時間以下となっています。

小山消防署における平均気温と月降雨量（平成 20～29 年度平均）

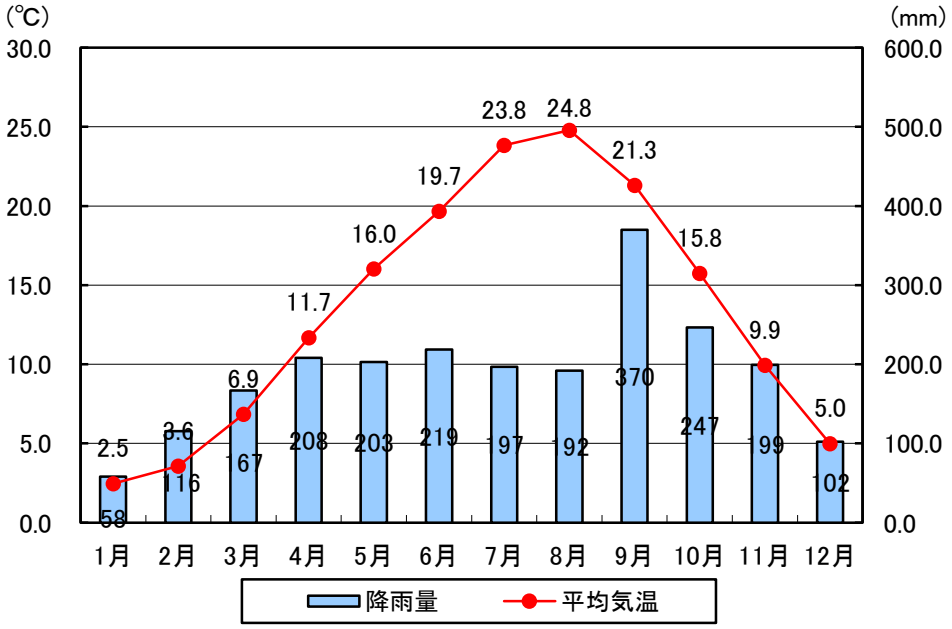

出典：「小山町の統計」（小山消防署）

年　　次	平均気温（℃）	８月平均気温（℃）	１月平均気温（℃）	平均年間降水量（㎜）
平成 20～29 年度	13.4	24.8	2.5	2276.4

(5)産業

就業者総数 10,664 人(平成２７年国勢調査)のうち、第１次産業(農林水産業)就業者が 443 人、第２次産業(鉱工業・建設業)が 2,515 人、第３次産業(商業・サービス業など)が 7,671 人となっています。(分類不能は３５人)

平成７年から平成２７年までの過去２０年間では、第１次産業、第２次産業とも減少傾向にあります。第３次産業は微増であり、平成２７年では就業者総数の約７割を占めています。

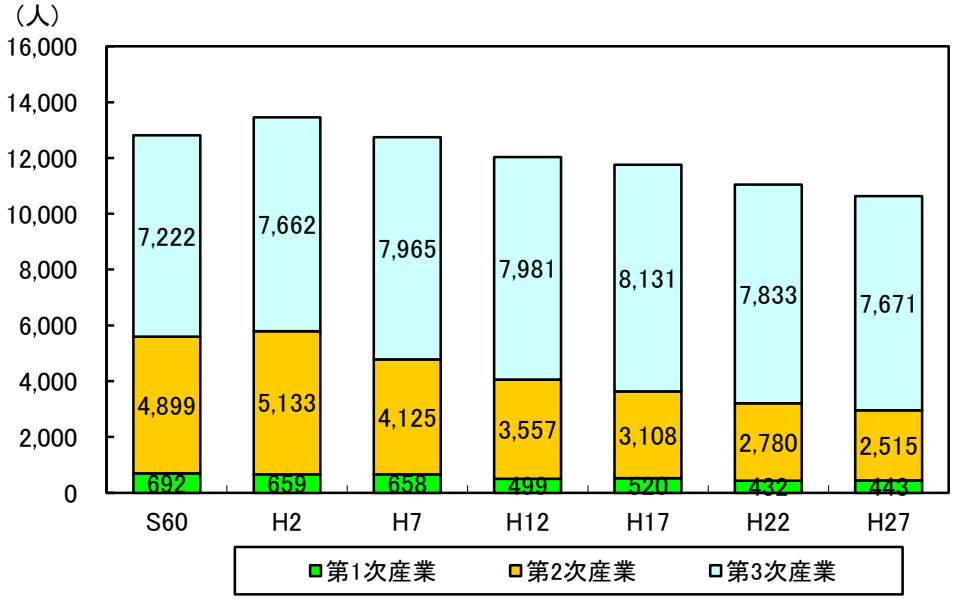

出典：「小山町の統計（平成 28 年度版）」

(6)観光

小山町は豊かな自然環境を多くの人々に体験していただくため、観光施策を進めています。現在、富士山、金時山、金太郎や富士箱根トレイルなど観光資源を活かした受け入れ体制の整備や、町の魅力を伝える人材の育成に取り組んでいます。

また、小山町を訪れる人々は、首都圏から１００㎞圏内ということもあり、通過型の観光が主体となっていますが、小山町の豊かな自然環境を存分に知っていただくための滞在型の集客にも力を入れています。

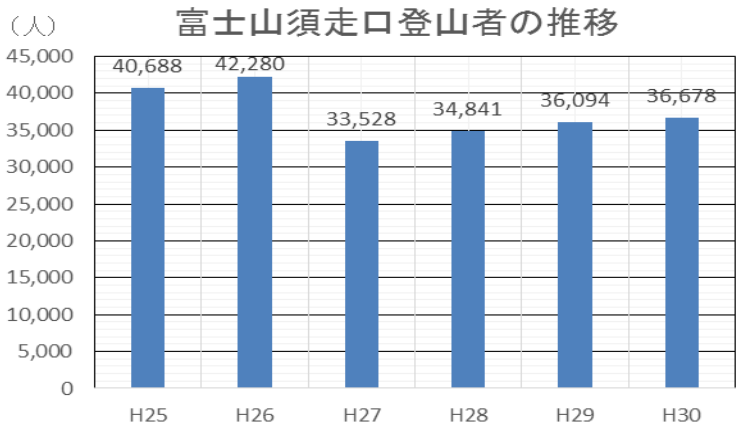

須走口５合５勺の登山カウンターより

2-2　自然環境

(1)地形・地質

1) 地形

小山町は、富士山の山麓に開けた町です。北西端は富士山頂まで達しており、富士山を頂点とした富士外輪状の三国山地と北東は丹沢山地、東南は箱根火山・足柄山嶺に取り囲まれた東西に長く伸びた町です。

標高の最高は富士山の 3,776mですが、市街地・農耕地はおよそ３００mから８００mの間にわたる緩傾斜地帯にあります。小山・須走地区の標高差は５００mあり、河川の源を富士山東南域・丹沢西域・箱根北東域に降った雨を集めて流れる鮎沢川は、馬伏川、須川、野沢川を合わせて東に流れ、酒匂川となって相模湾に注いでいます。

2) 地質

小山町の東部は金時山の玄武岩質溶岩が主に斜面を構成し、北部の丹沢山地は御坂層群の玄武岩・安山岩質溶岩等からなっています。また、西部は玄武岩質溶岩の覆う富士山本体で、中腹から裾野には火山砕屑物（さいせつぶつ）で厚く覆われています。鮎沢川等川沿いには堆積岩類もみられます。

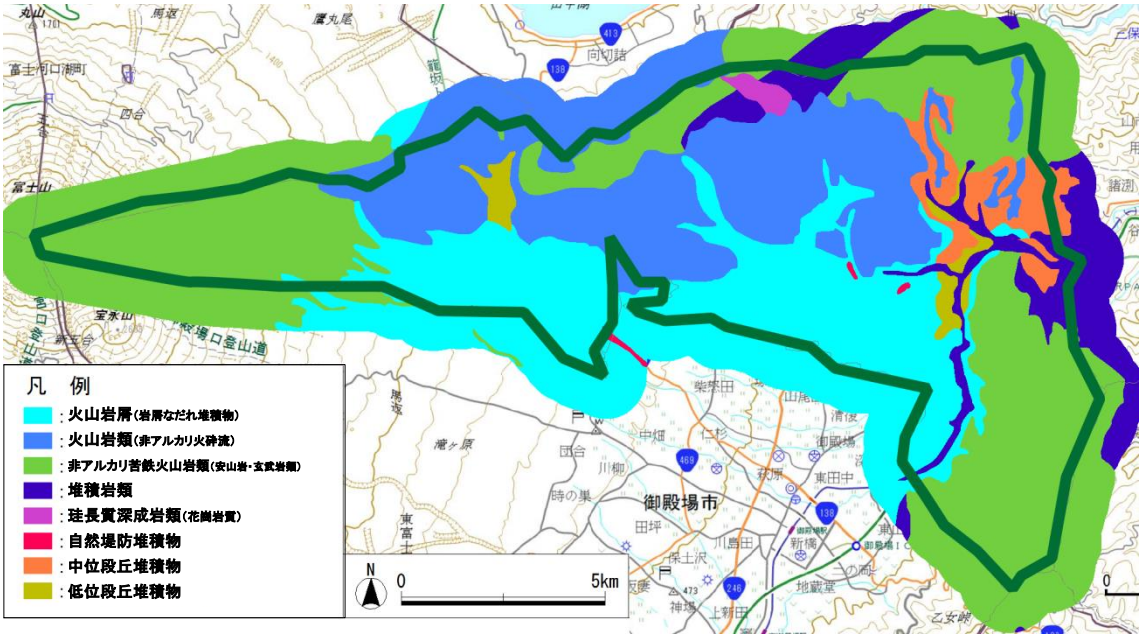

参考：産業技術総合研究所地質調査総合センター（編）(2012)
　　20 万分の 1 日本シームレス地質図データベース(12.7.3 版)

⑵森林

1)森林区分

小山町の森林面積は 9,145.6ha で、町の総面積に占める割合は 67.4%となっています。所有別では、国有林が 3,109.0ha、民有林が 6,036.6ha です。民有林のうち、人工林は 3,222.1ha です。人工林では杉、ヒノキなどの針葉樹が多く、天然林は広葉樹が多く生育しています。

現在、林業経営者及び林業従事者の減少により、ほとんどの民有林で林業経営が行われておらず、林家戸数は３６２戸（基準年：平成２５年）となっています。（平成２９年度静岡県森林・林業統計要覧）

⑶ 植物と動物

1) 植生帯と主な動物

小山町の植生は、富士山、丹沢山地、金時山の大きく３つに分けられます。

富士山の５００m 以下の丘陵地帯には、カシ、シイなどの林があります。５００mから 1,000mまでの山地帯には広大なススキ草原があります。1,500mから 2,500mの亜高山帯には、カラマツ、ダケカンバなどの林が多くあります。根を深く広く張って安定させ、少ない水分を吸収して生きるフジアザミ、オンタデ、メイゲツソウ、ムラサキモメンヅルなどは、荒地でも生育できる植物であり、麓から分布域を広げたものが始まりと考えられます。これら先駆植物が生えると地中に栄養物がたまり、砂も根の力で砕かれ他の植物も生えやすい条件となります。この結果、日当たりを好むカラマツやダケカンバなどの木が生え出し、先駆植物は追われ更に上に上がります。また、日当たりを好む木もその下から生え出し高木となるシラビソ、コメツガなどに日当たりを奪われ更に上に上がります。このようにして、富士山の植物は開拓と乗っ取りを繰り返し上へと発達してきました。

富士山の須走登山道では、亜高山の鳥であるミソサザイやルリビタキ、キクイタダキなどの声を聞くことができます。東富士演習場ではノビタキ、コヨシキリ、セッカなどの草原の鳥がみられます。

明神峠から三国山にかけての三国山稜は、尾根沿いや南斜面にブナ、ミズナラの森が見られ、日本を代表する自然林です。ブナ林にはカエデ類が多く出現することが特徴で、オオモミジ、オオイタヤメイゲツ、イタヤカエデなどが見られます。最近ではブナの自然林は大変少なくなり、大切な自然の財産として残していくことが重要です。

箱根外輪山の最高峰であり、箱根山の寄生火山である金時山には、ブナを主とした夏緑林がよく発達しています。ブナをはじめ、ヤマボウシ、ミズナラ、ヒメシャラ、オオイタヤメイゲツなどが見られ、林床にはウラハグサが多く生育し、ヒメシャガも見られます。

哺乳類は集落周辺の低地ではアカネズミやジネズミ、山地ではニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンノウサギ、キツネなどが生息しています。

静岡県東部地域の気候帯と植生帯の区分

気候帯	垂直分布隊	相観による植生帯	優占種による植生帯	主な植物
寒　帯	高山帯 2800m～山頂	高山荒原帯	イワツメクサ～ フジハタザオ帯	オンタデ、イワツメグサ、フジハタザオ
亜寒帯	亜高山帯 1600～2800m	針葉樹林帯	コケモモ～ シラビソ帯	シラビソ、コメツガ、トウヒ、カラマツ、ミヤマハンノキ
温　帯	山地帯 800～1600m	夏緑広葉樹林帯	ブナ～ ミズナラ帯	ミズナラ、ブナ、カエデ
暖　帯	低地帯 0～800m	照葉樹林帯	シイ～ カシ帯	スダジイ、アラカシ、クスノキ

資料：静岡県環境学習データバンク　自然観察コース１００選ガイド「ふるさと自然東部編その１」（発行日：昭和６２年３月31 日）

＜オンタデ＞

＜フジハタザオ＞

＜イワツメクサ＞

【提供：富士山の森を守るホシガラスの会】

現存植生図

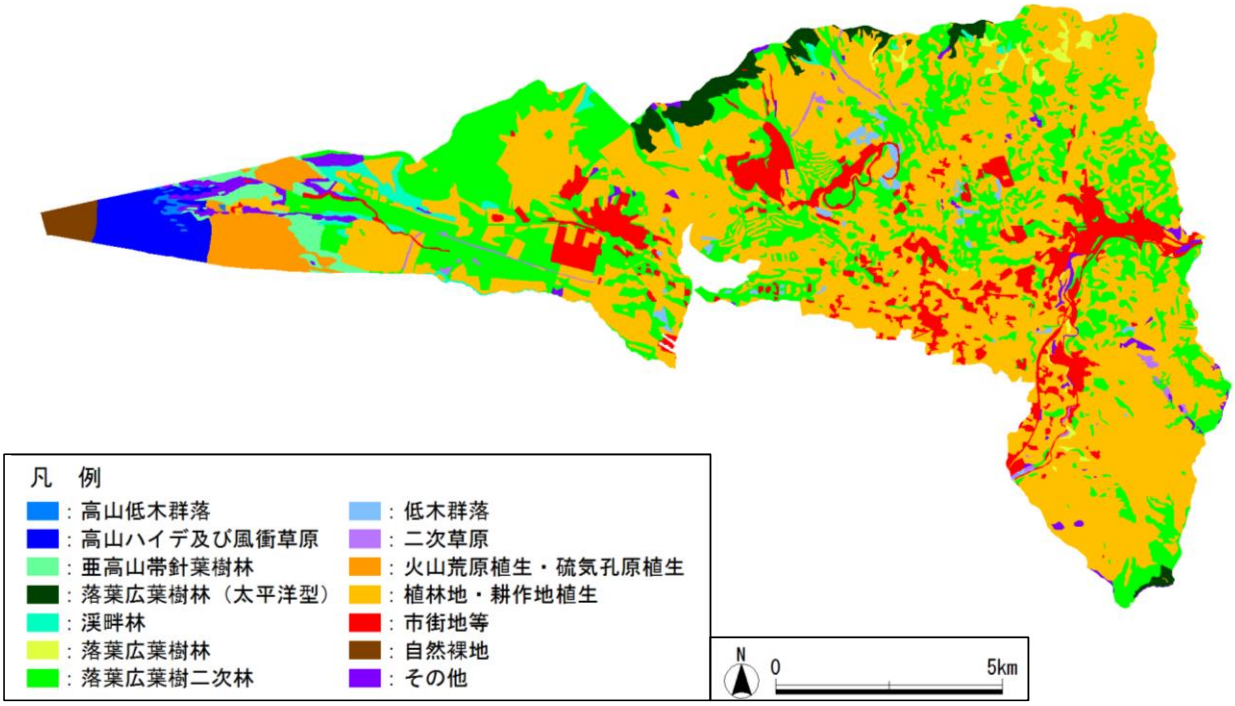

出典：自然環境保全基礎調査 植生調査 環境省 自然環境局 生物多様性センター
1/25,000 植生図より作成

2)動植物との関わり

平成１８年度から山麓部の集落を中心にニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンによる農作物への被害が増加しています。

このため、小山町では、平成２４年７月に野生鳥獣による農林産物に対する総合的な被害防止対策を適正・円滑に実施するため、協力体制を強固にし、関係団体等の連絡調整を行うことを目的とした「小山町鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、被害状況の把握と被害防止対策に努めています。

(4)法規制による保護

小山町では富士山と金時山が自然公園法に基づく「富士箱根伊豆国立公園」に指定されており、富士山は標高 2,500mから山頂までは特別保護地区、標高 2,000mから 2,500mまでは特別地域に指定されています。金時山も山頂は特別保護地区に、周辺が特別地域に指定されています。

立山から湯船山にかけての三国山系は、自然環境保全法に基づき静岡県により「明神峠自然環境保全地域」に指定されており、特別地区と普通地区に指定されています。

また、鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区として「富士山南」「須走」地区が、特別保護地区として富士山南地区が指定されています。

出典：静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図

※背景地図は国土地理院地図を使用

2-3　景観・まちづくり

(1)景観

1)景観の特徴

小山町は、北西にそびえる富士山や、水田や集落からなる伝統的な田園景観などを有しており、景観資源に恵まれています。特に富士山、金時山、不老山などの山岳は町内の各所から望むことができ、田園景観と併せて優れた眺望景観を形成しています。

一方で、屋外広告物や電線・電柱などへの景観対策も必要となっています。

2) 景観育成

富士山の世界文化遺産登録がされた小山町では、景観行政団体となるよう準備を進め、平成２７年度には町の良好な景観の形成を促進するため、小山町景観計画の策定と小山町景観条例を施行しました。

(2)まちづくり

1)都市計画

小山町は、富士山の一部を除いた 10,423ha が都市計画区域に指定されています。これは、町域の約 76.6%に該当します。用途地域として指定されているのは、そのうちの 536.5ha(都市計画区域の約 5.1%)で、そのうちの約 77.8%が住居系地域となっています。

土地利用については、富士山の一部を除く町域において都市計画法第７条に基づく市街化区域と市街化調整区域の「区域区分（線引き）」による規制が行われています。

2)歴史・文化遺産

小山町の文化財しては、国指定の特別名称及び史跡として富士山が指定されています。富士山は平成２５年６月に世界文化遺産としても登録され、小山町では「須走口登山道」「冨士浅間神社」が構成遺産になっています。このほか、国の登録文化財の建造物として豊門公園内の建造物、森村橋及び村松家住宅主屋が指定されています。

また、静岡県指定の有形文化財として宝鏡寺木造地蔵菩薩坐像が、天然記念物として上野トチノキなど５件が指定されています。町指定としては、天然記念物・史跡・建造物・無形民俗文化財など計１８件が指定されています。(平成２９年３月３１日現在)

3) 公園・緑地

現在、町内には豊門公園をはじめとする都市公園、足柄ふれあい公園などの農村公園、須走なかよし公園などの子供の遊び場(児童公園と地区広場)、運動場などの公園・緑地が各所に整備されています。

平成２９年現在、小山町での一人当たりの都市公園面積は 6.3 ㎡ ですが、平成２８年度末の全国都市公園等整備水準は 10.4 ㎡/人であり、静岡県においては 9.5 ㎡/人となっています。また、東京２３区では 2.9 ㎡/人となっています。

4) 交通環境

鉄道は、沼津と国府津を結ぶＪＲ御殿場線が町の中心市街地を東南に走っています。

町内の駅は、駿河小山駅と足柄駅の２駅で、一日当たりの乗車人員は、駿河小山駅では 402 人、足柄駅では 497 人で、２駅の利用者の合計は 899 人（平成２８年度）です。

現在ではマイカーの普及と利便性から、利用者の減少により両駅とも無人駅となっています。

駿河小山駅・足柄駅の乗客数の推移

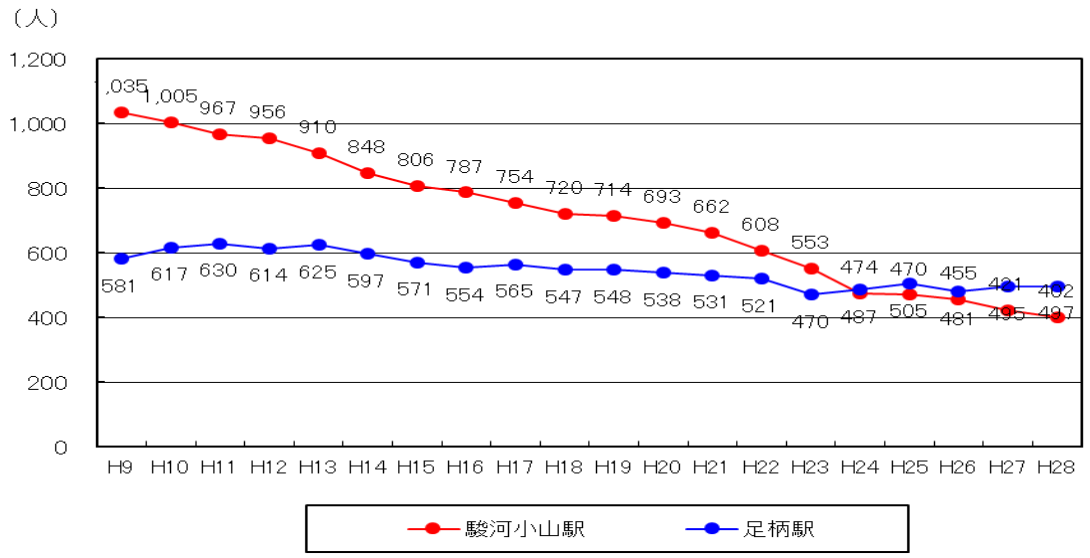

出典：東海道旅客鉄道株式会社静岡支社　提供データ

道路は、町の中心部を東南に国道２４６号が通り、須走地区を北東に国道１３８号と東富士五湖道路が通っています。また県道沼津小山線が町の中心部を通っています。それらを主軸として、県道（主要地方道及び一般県道）８路線、町道 1,511 路線が、町内を縦横に走っています。なお、平成３１年４月には足柄スマートインターチェンジ、平成３２年には新東名高速道路の開通が予定されています。

町道の延長は約４５３km、改良率は 43.7%、舗装率は 48.0%です。また、歩道等設置道路延長は約 21.7km です。（いずれも平成 30 年４月１日現在）

自動車保有台数は、13,297 台（軽自動車含む、平成 28 年度）で横ばいにあり、１世帯当たりの平均保有台数は約２台です。

自動車保有台数の推移

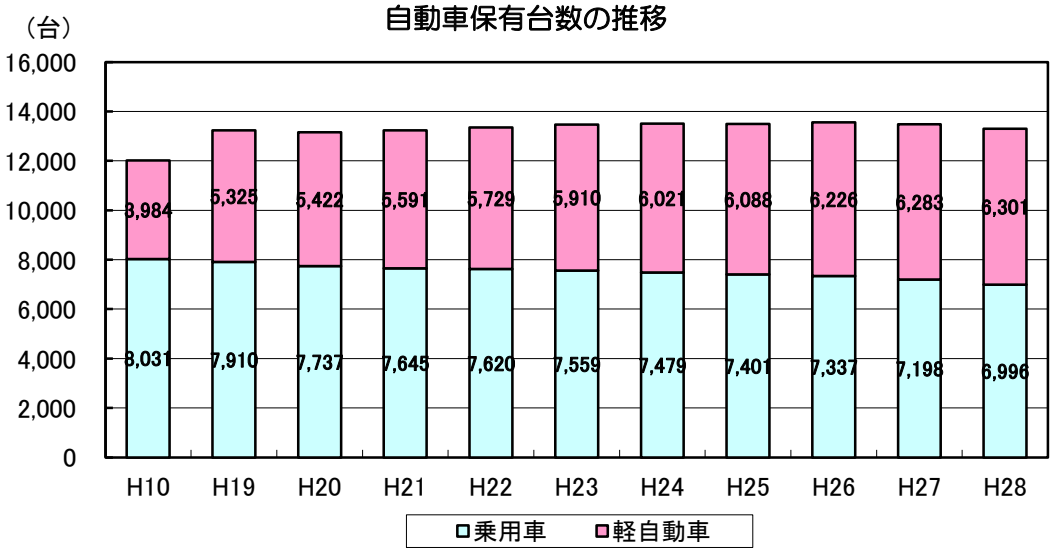

資料：静岡県統計年鑑

2-4　農業

(1)農業

1)農家数及び人口

総農家数は７０４戸で、うち販売農家数が４３５戸、自給的農家数が２６９戸となっています。

また、全経営耕地面積４０５ha のうち、１ha 未満の農家が８割以上を占めており、典型的な中山間地域となっています。

農家数、農業就業人口とも減少傾向にあり、６５歳以上の占める割合が７０％を超え、農業従事者の高齢化と後継者の育成が課題となっています。（平成２７年現在）

地区別農家数の推移

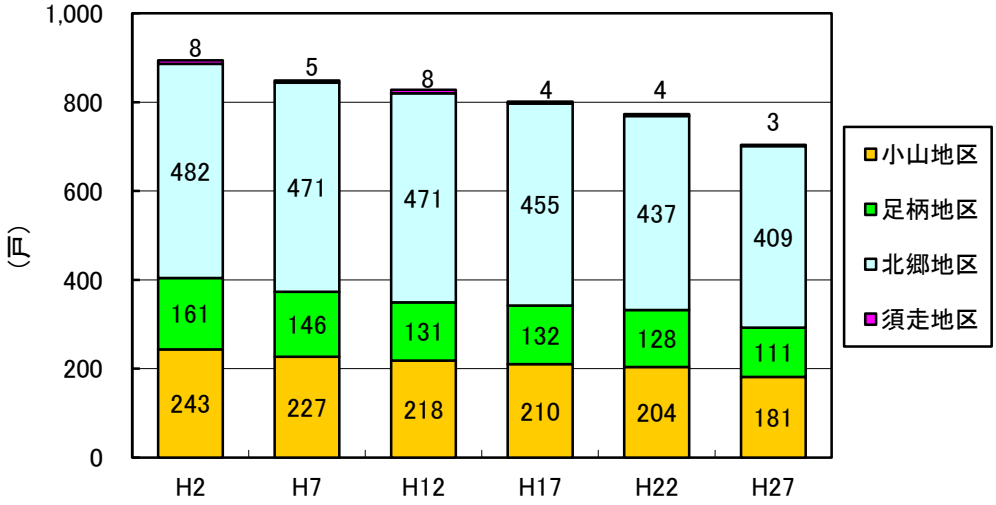

出典：農業センサス（各年２月１日現在）

2)農地

現在の農業基盤である農業振興地域は 4,885.0ha で、そのうち 414.9 ha が農用地区域として指定されています。(平成２７年４月１日現在)

経営耕地の推移を見ると、近年農地は減少傾向にあります。

現在、後継者不足や高齢化に伴って農業従事者不足が深刻な問題となっています。農業経営を縮小したい、または農業経営ができない農家より農地を買い（借り）受け、規模拡大を図る農家へ斡旋することで、遊休化・荒廃化の防止を図っています。

地区別経営耕地の推移

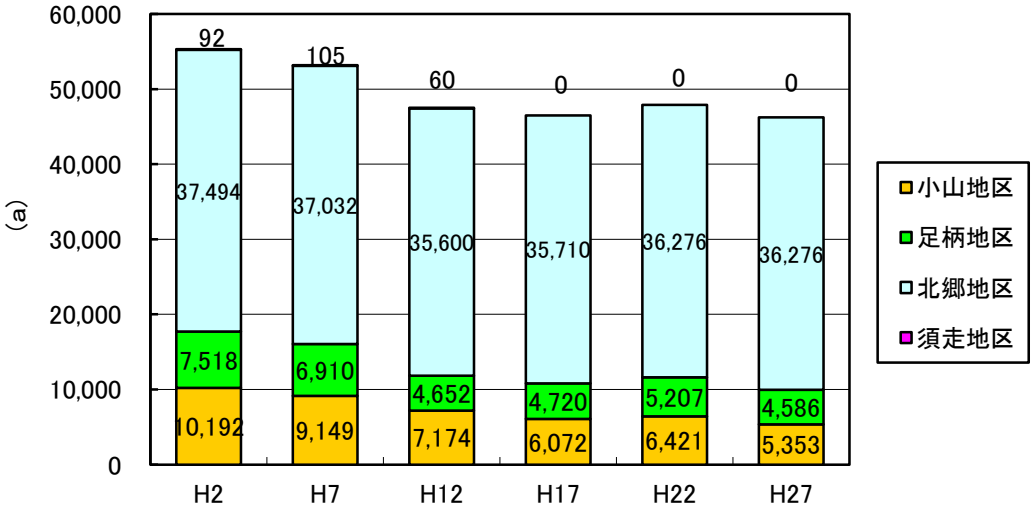

出典：農業センサス（各年２月１日現在）

3)農地転用

本町では、宅地化や商工業施設の進出はほとんど進まず、市街化区域内での農地が共同住宅用地等に転用される例があります。

平成２０年から平成２９年の間に、件数は合計２２１件、面積では約 16.0ha の農地が転用され、このほとんどが、市街化区域内において宅地に転用されました。

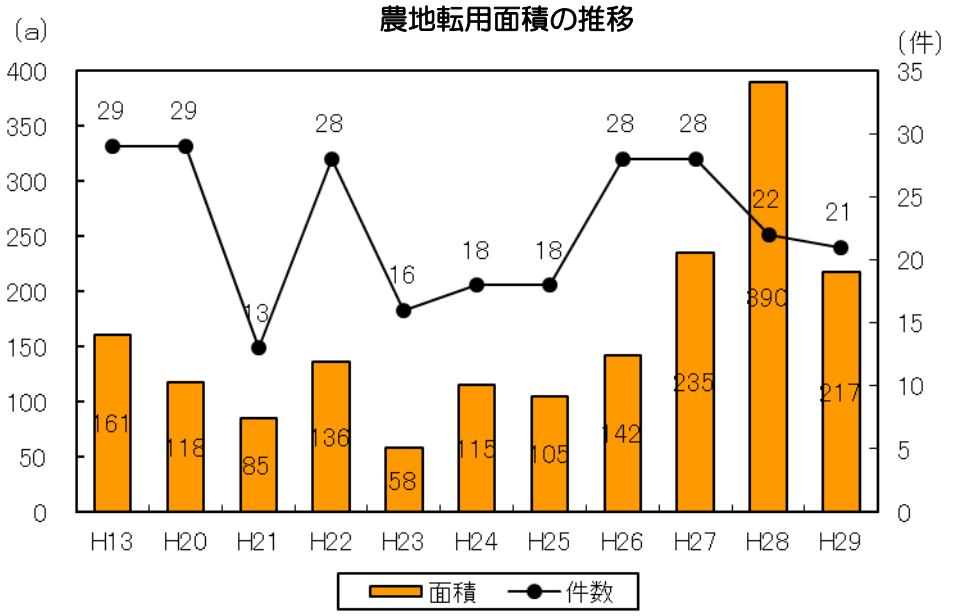

出典：小山町農業委員会

4)環境面での取り組み

農業における環境面での取り組みとして、農業用廃プラスチック資材及び不要農薬の回収がＪＡを通じて行われています。

また、平成１６年に道の駅ふじおやまに農産物直売所が開設され、水稲専作農業経営から畑地化・野菜へと移りつつあることから、堆肥の需要が年々増加している状況にあります。そのため、生ごみ、食品廃棄物等バイオマス資源を活用した「環境保全型農業」への関心が高まっています。

5)グリーンツーリズム

近年、農村と都市住民との交流を地域活性化の有効な手段として位置づけ、これを積極的に推進していこうという動きが盛んになってきており、グリーンツーリズムなどの事業が活発化しています。

小山町においても東京都港区赤羽小学校の５年生が、所領区の圃場で「田植え・稲刈り体験」を毎年実施しています。

2-5　水

(1)水

1)河川水

小山町の河川は、３つの主要な支流が、御殿場市中心部を源流とする鮎沢川に合流し神奈川県に入ると酒匂川と呼ばれるようになり相模湾に注いでいます。

小山町では、須川「養魚場取水口」１か所、馬伏川「下古城」１か所、佐野川「佐野川橋上」と「上柴怒田」の２か所で年４回の水質調査を実施しています。

また、地図に示す３０地点においては、年１回の調査を実施しています。

調査項目は、ｐＨ（水素イオン濃度）、ＤＯ（溶存酸素），ＳＳ（浮遊物質量）、ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数です。調査結果では、環境基準値を達成した良好な水質ですが、ｐＨ、BOD・大腸菌群数については、環境基準の超過が見られます。小山町の河川は清らかであり、主要３河川の須川、馬伏川、佐野川は鮎沢川に合流し町内の河川には、ヤマメ、アマゴやカジカが生息しています。

測定地点と地点名を以下に、水系ごと最新の測定結果を次のページに示します。

なお、グラフはローマ数字の河川は１月 18 日に、算用数字の河川は２月 27 日に測定したデータを使用しています。

河川水質測定地点図及び採水地点名

水系	河川	採水地点	地点番号
須川	須川	養魚場取水口	Ⅰ
馬伏川	馬伏川	下古城	Ⅱ
佐野川	佐野川	佐野川橋上	Ⅲ
佐野川	佐野川	上柴怒田	Ⅳ
鮎沢川	鮎沢川	もみじ橋	1
	鮎沢川	坪入橋	2
	鮎沢川	県境	3
	金時川	向平橋	4
	地蔵堂川	矢台橋	5
	山沢川	落合河原橋	6
	ﾘﾏﾝ沢川	ﾘﾏﾝ沢橋	7
	頓沢川	頓沢橋	8
	西沢川	中西沢橋	9
	滝沢川	滝沢橋	10
	大沢川	大沢橋	11
馬伏川	馬伏川	思橋	28
	馬伏川	清水橋	29
	立沢川	下古城	30

水系	河川	採水地点	地点番号
野沢川	野沢川	向井田橋	12
	野沢川	東電取水口	13
	湯船川	尾崎橋	14
	中島川	合流点前	15
佐野川	佐野川	上柴怒田	16
	佐野川	相野橋	17
	佐野川	合流点前	18
	精進川	須走道の駅横	19
	精進川	下原	20
	須走排水路	東原下	21
	海苔川	ｼﾊﾞﾊﾗ橋	22
	菖蒲沢川	合流点前	23
須川	須川	須川本流ﾀﾞﾑ	24
	須川	東電取水口	25
	上野川	合流点	26
	南沢川	国道 246 号下	27

注）Ⅰ～Ⅳは、主要３河川の４箇所の調査地点、1～30 は支流河川等の調査地点を示す。

pH：水素イオン濃度、DO：溶存酸素量、SS：浮遊物質量、BOD：生物化学的酸素要求量

※水質の環境基準は鮎沢川のみ「類型Ａ」に指定されている。その他の河川は指定なし。

①　平成２９年度小山町水質測定結果（水系別流程毎）

【鮎沢川水系】

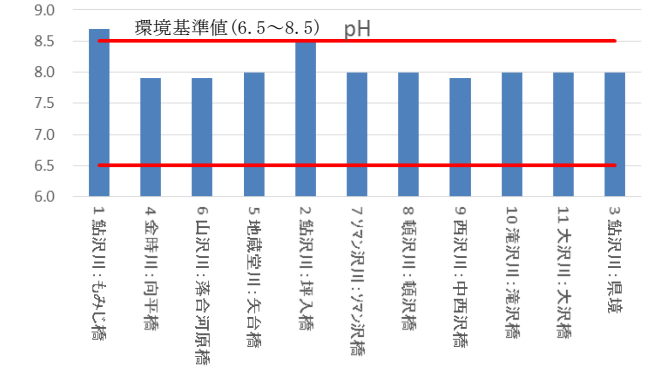

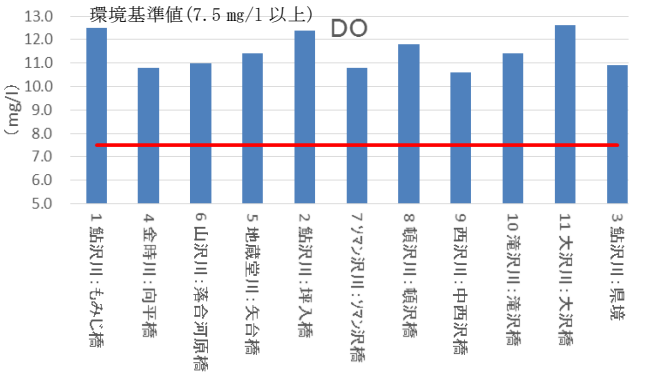

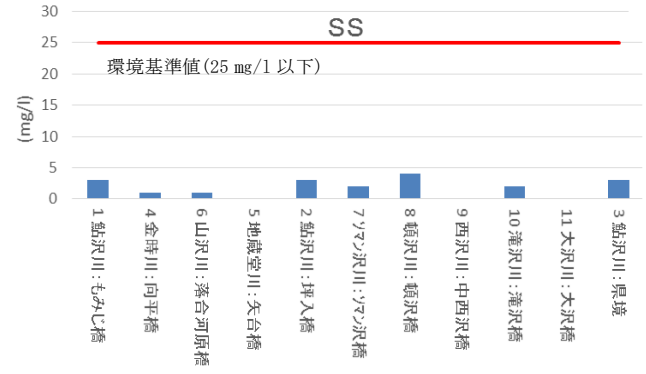

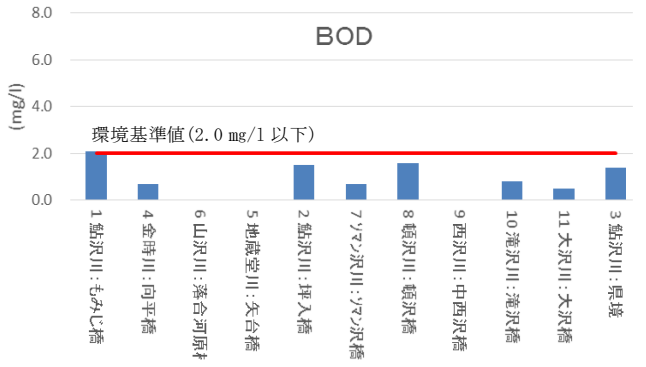

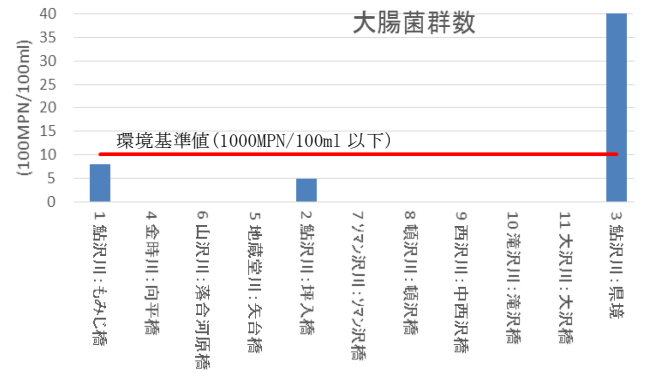

【馬伏川水系】

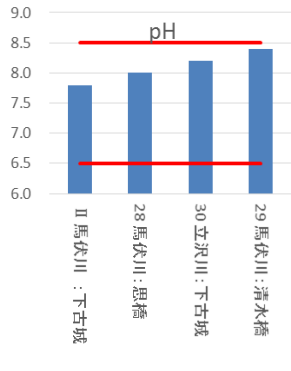

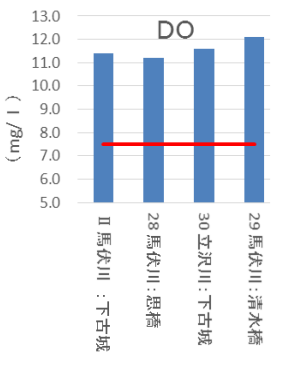

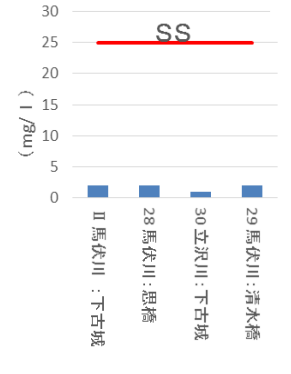

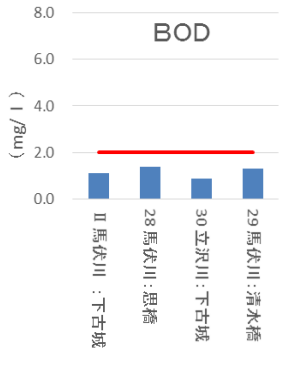

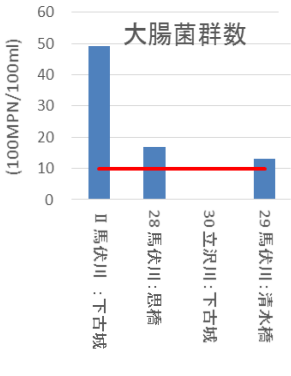

【野沢川水系】

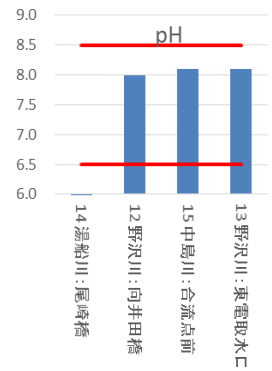

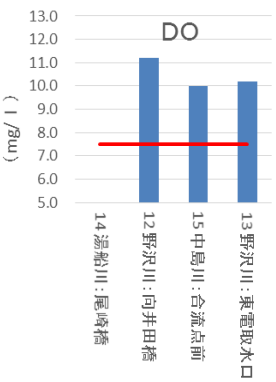

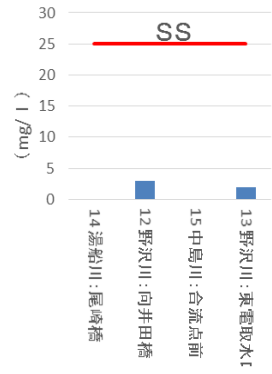

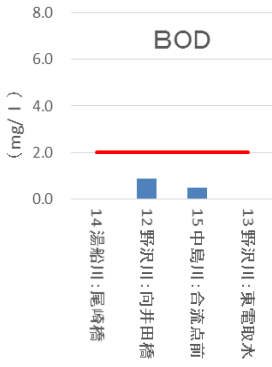

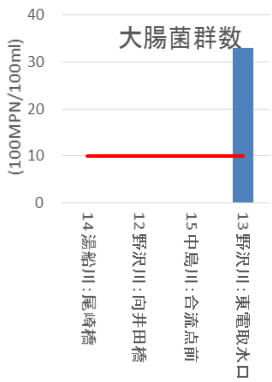

【佐野川水系】

pH
環境基準値(6.5～8.5)
DO
環境基準値(7.5 mg/l 以上)
SS
環境基準値(25 mg/l 以下)
BOD
環境基準値(2.0 mg/l 以下)
大腸菌群数
環境基準値(1000MPN/100ml 以下)
(mg/l)
(1000MPN/100ml)
19 精進川:須走道の横
20 精進川:下原
21 須走排水路:東原
Ⅳ 佐野川:上柴怒田
16 佐野川:上柴怒田
17 佐野川:相野橋
22 海苔川:シバハラ橋
Ⅲ 佐野川橋上
23 菖蒲沢川:合流点
18 佐野川:合流点前

【須川水系】

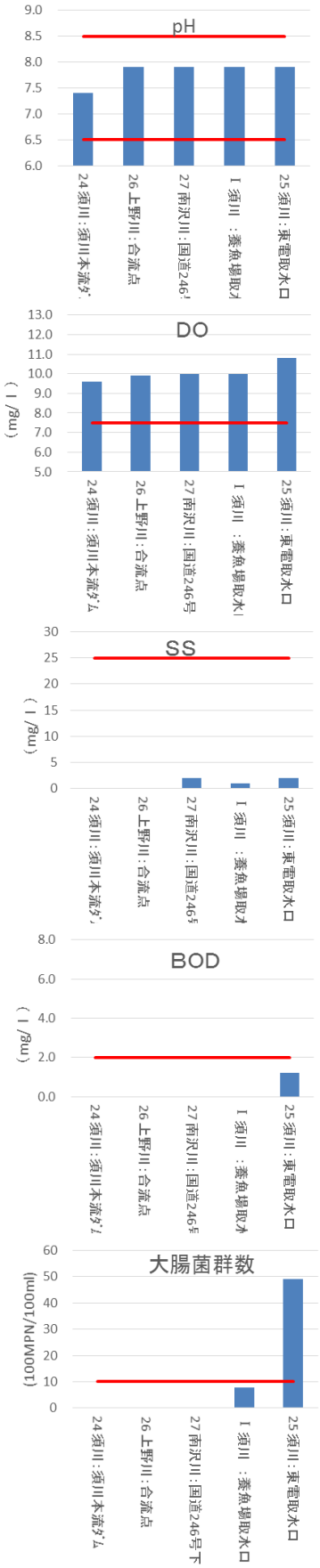
pH
DO
SS
BOD
大腸菌群数
(mg/l)
(1000MPN/100ml)
24 須川:須川本流ダム
26 上野川:合流点
27 南沢川:国道246号
Ⅰ 須川 :養魚場取水口
25 須川:東電取水口

② 平成 20～29 年度水系別主要地点の BOD 経年変化（年１回同日調査）

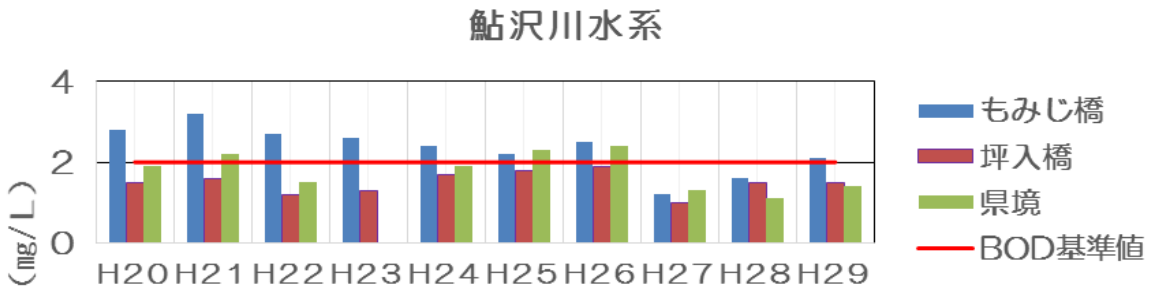

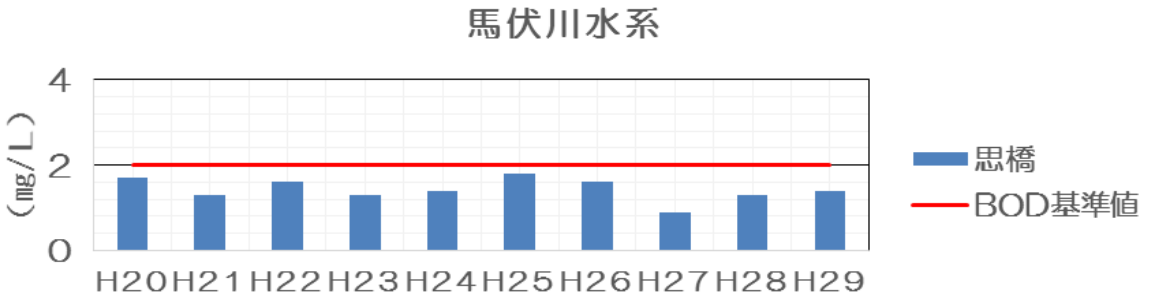

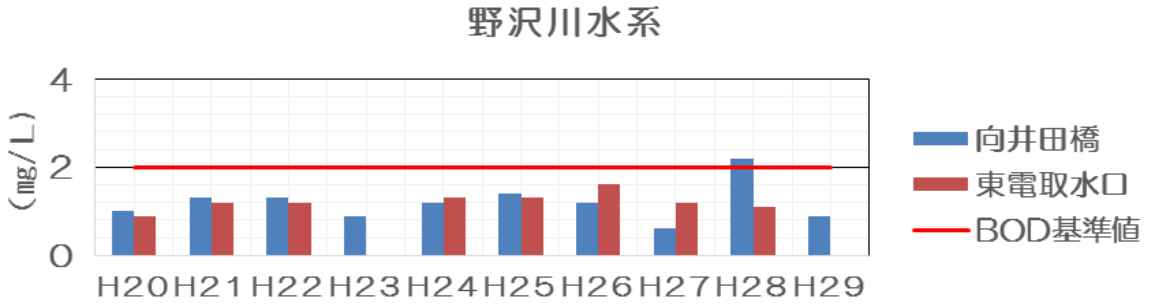

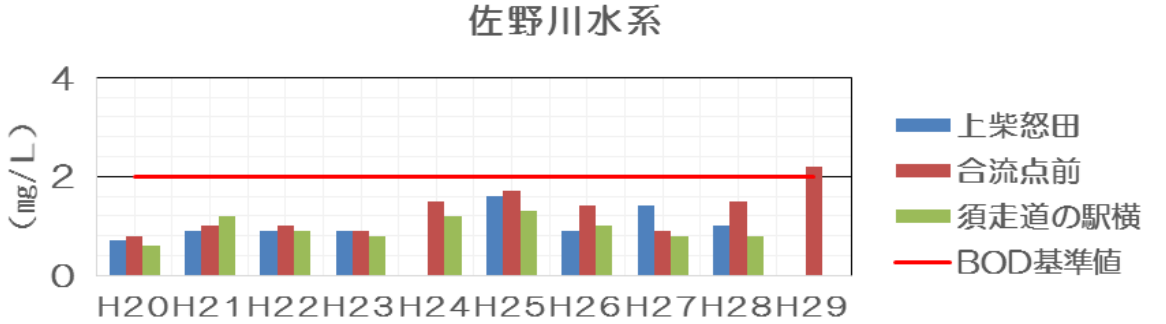

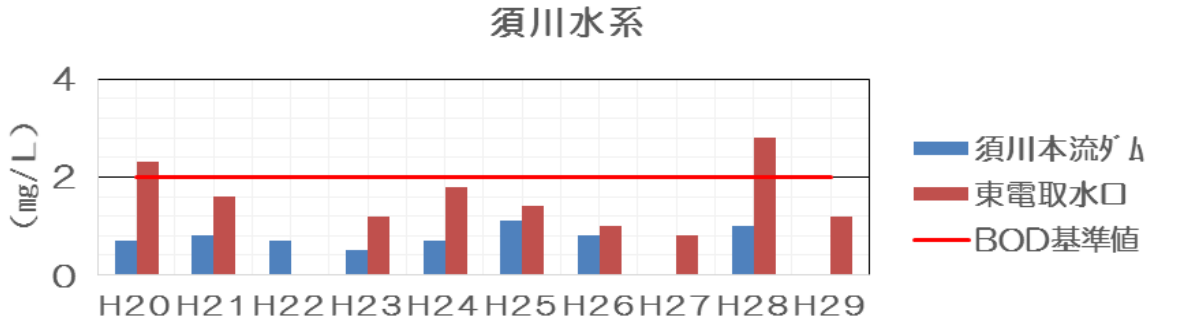

ＢＯＤ環境基準値（2.0 mg／1 以下）

2)上水道・地下水

① 上水道

上水道事業の概要は、給水戸数 7,184 戸、給水人口 18,444 人、普及率は 98.0%、年間給水量は 3,683.334m^3 となっています。（平成 29 年度末）

水質検査は、水道法に定められた項目を実施しており、毎年策定している小山町水道水質検査計画に基づき実施しています。検査は、原水２２箇所、給水栓（浄水）１４か所を対象に実施していますが、水道水質基準を超過する汚染状況は見られません。また、一部の浄水については、ダイオキシン類の測定も実施していますが、これまで基準を超える値が測定されたことはありません。

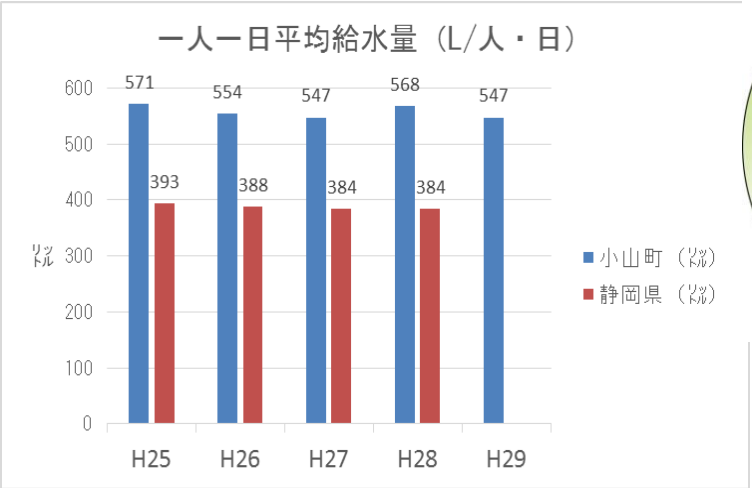

※平成 29 年の静岡県データは公表されていません

② 地下水

小山町には、豊富な湧出量と良好な水質、安定した水温の湧水が多数みられます。これらの湧水は、水かけ菜、わさびの栽培やニジマスの養殖などに利用されています。

地下水位については、町内２箇所において継続的に観測を実施しています。観測箇所は、シモンズ㈱内と東富士リサーチパーク内です。シモンズ㈱内では、毎月１回手動観測により観測を実施し、東富士リサーチパーク内では年間を通して自記水位計により観測を実施しています。観測結果については、大きい変動は見られていません。

湧水量については、毎年２回（夏と冬）、県及び近隣２市と合同で定点調査を実施しています。町内の調査箇所は６か所で実施しています。継続した調査結果では、降水量との高い相関関係が認められています。

・地下水汚染について

新屋菅沼水道組合第１水源では平成２年の調査で、水道水の水質基準（0.01 ㎎/ｌ）を超える「テトラクロロエチレン」が検出されました。

新屋菅沼水道組合第１水源を使用していた菅沼・坂下地区では、水道水を町営水道に切り替えました。その原因は、三菱マテリアル㈱で使用された有機塩素系溶剤係る地下水汚染と推定され、三菱マテリアル㈱では、設備の改修及び敷地土壌の風乾処理等を行いました。

この水源は飲料水としての使用を禁止し、雑用水として使用しています。現在も継続して３ケ月毎に水質検査を続けています。平成２８年度以降は、「テトラクロロエチレン」は水道水基準（0.01 ㎎／ｌ）を下回っています。

3)下水処理

小山町では、公共下水道及び戸別浄化槽等による処理を行っています。公共下水道は、須走地区だけが処理計画区域で、この地区の下水道普及率は 95.1%となっています（平成２９年度末）。

また、戸別浄化槽については、須走地区を除き合併浄化槽設置奨励補助金制度を設け、単独し尿処理浄化槽に比べ川などに放流される汚れが８分の１になる合併浄化槽設置の推進を図っています。

なお、合併浄化槽普及率は 39.8%、単独浄化槽普及率は 34.2%、汲取り処理は 3.3%となっています。（平成２９年度末）

このような中で、小山町の特産品の水菜の産地である阿多野地区では、湧水の利用が水菜の栽培の必須条件とされることから、地区住民が一致協力して阿多野用水の管理、水質の保全に努めてきました。

昭和５８年度には、同地区内の２４施設（住宅２１施設、公民館１施設、事業所２施設）に簡易雑排水処理施設と毛管浸潤トレンチ処理施設を組み合わせた生活排水処理施設を設置しました。この処理システムは、阿多野用水に生活雑排水の処理水を流入させないことを前提条件としており、他にあまり例を見ないものです。簡易雑排水処理施設（現在では合併浄化槽を使用）では、ろ過沈殿処理と接触ばっ気処理を行い、次の毛管浸潤トレンチ処理では、陶管（現在では塩ビ多孔管を使用）に送られた処理水が陶管から染み出て地中に生息している微生物や小動物などによって浄化され、ほとんど真水に近い状態で地下に浸透していく仕組みです。

平成２９年度末

区　　分	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	コミプラ	汲み取り等	計
人口（人）	4,271	7,492	6,438	0	614	18,815
%	22.7	39.8	34.2	0.0	3.3	100.0

※普及率は暫定値です。

阿多野地区簡易雑排水処理施設と毛管浸潤トレンチ処理施設図

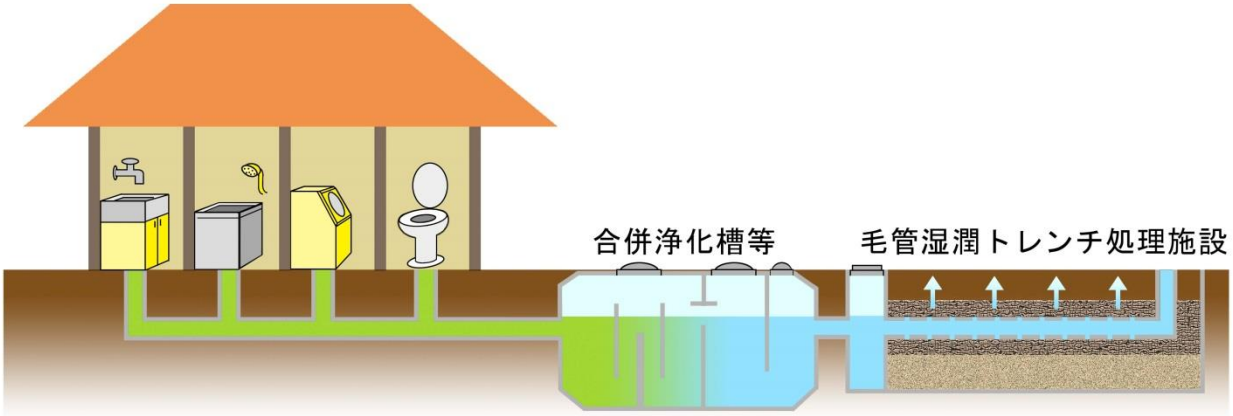

2-6　ごみ・リサイクル

(1)ごみ・リサイクル

1)ごみ収集・処理

家庭系と事業系を合わせた一般廃棄物の排出量は、平成 29 年度は 6,776ｔでした。

そのうち家庭ごみの排出量は 3,307ｔ（可燃ごみ：3,188ｔ、不燃ごみ：119ｔ）でした。

資源分別収集量は、平成 29 年度は 632ｔでした。

家庭系における資源化率（(資源物+集団資源回収）/家庭系の排出量）は、平成 29 年度は 16.0%でした。

家庭系は委託業者（4 業者)、事業系は民間許可業者（17 業者）が収集し、小山町及び御殿場市で構成する御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設（可燃ごみは富士山エコパーク焼却センター、不燃ごみ及び資源物は再資源化センター）で処理を行っています。焼却センターは平成 27 年４月に稼働し、一日当たり 147ｔ、再資源化センターは平成 29 年 10 月に稼働し、一日当たり 20.6ｔの処理能力を有します。

なお、小山町の１人１日当たりのごみ排出量は、平成２９年度は 971ｇ（暫定値）で、前年度比 23ｇ（2.3%）の減となっており、平成２７年４月からの指定ごみ袋制度導入により、導入前に比べごみ排出量が減少しております。平成 28 年度の１人１日当たりのごみ排出量は、町 995g、県 886g、国 925g でした。国は１人当たりのごみ排出量を平成３２年度までに８９０ｇ/人・日とするという目標を掲げており、小山町でもさらに努力していく必要があります。

一般廃棄物排出量の推移

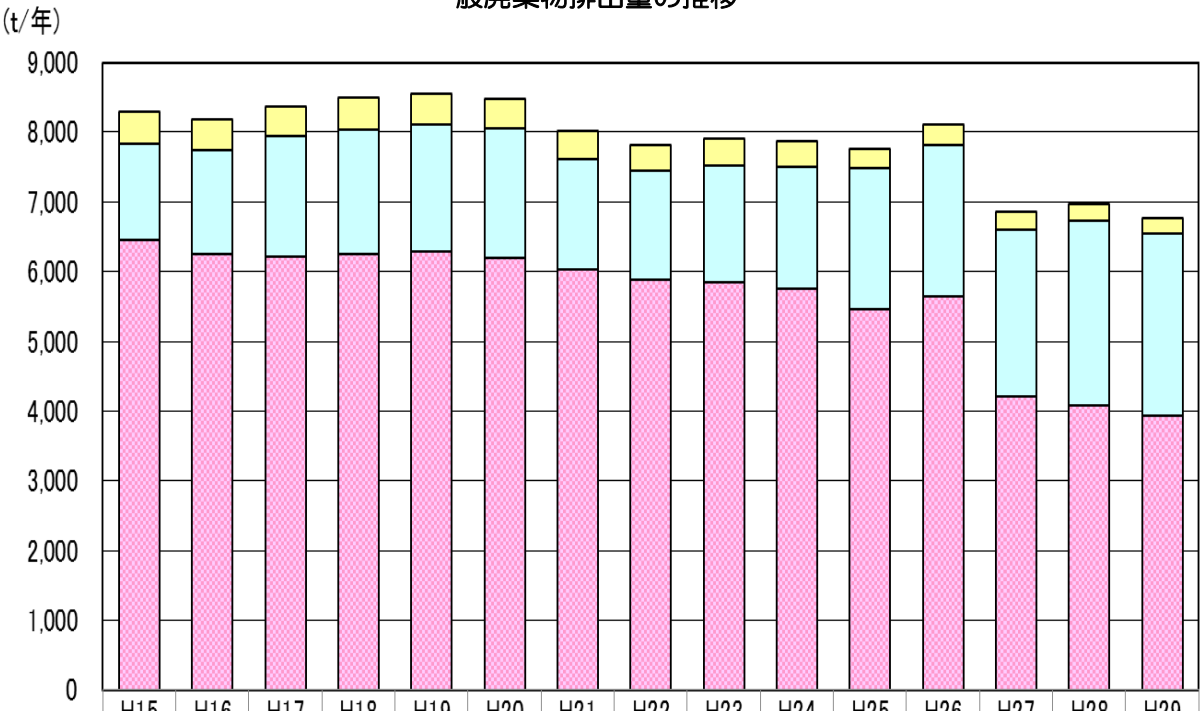

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
自衛隊	470	437	429	457	442	417	404	365	385	376	272	282	260	234	233
事業系	1379	1489	1731	1778	1830	1858	1578	1561	1664	1738	2028	2182	2399	2649	2604
家庭系	6447	6250	6213	6259	6285	6204	6038	5891	5853	5759	5455	5642	4204	4080	3939

家庭ごみ排出量（資源物を除く）の推移

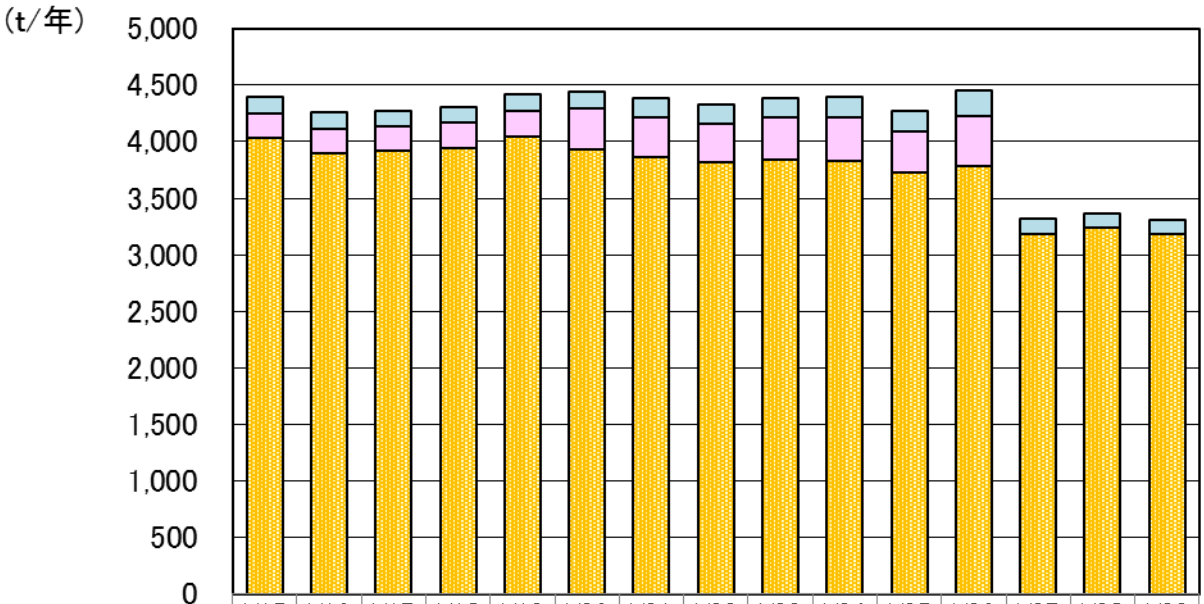

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
不燃ごみ	142	150	131	141	149	154	177	167	166	184	185	226	136	125	119
可燃性粗大ごみ	217	211	217	221	231	359	349	338	374	378	362	442	—	—	—
可燃ごみ	4037	3899	3923	3946	4043	3934	3861	3818	3841	3834	3728	3780	3187	3239	3188

※町では、平成２７年度から粗大ごみの収集はしておりません。

資源物収集量（缶・金属類・ビン・古紙等）の推移

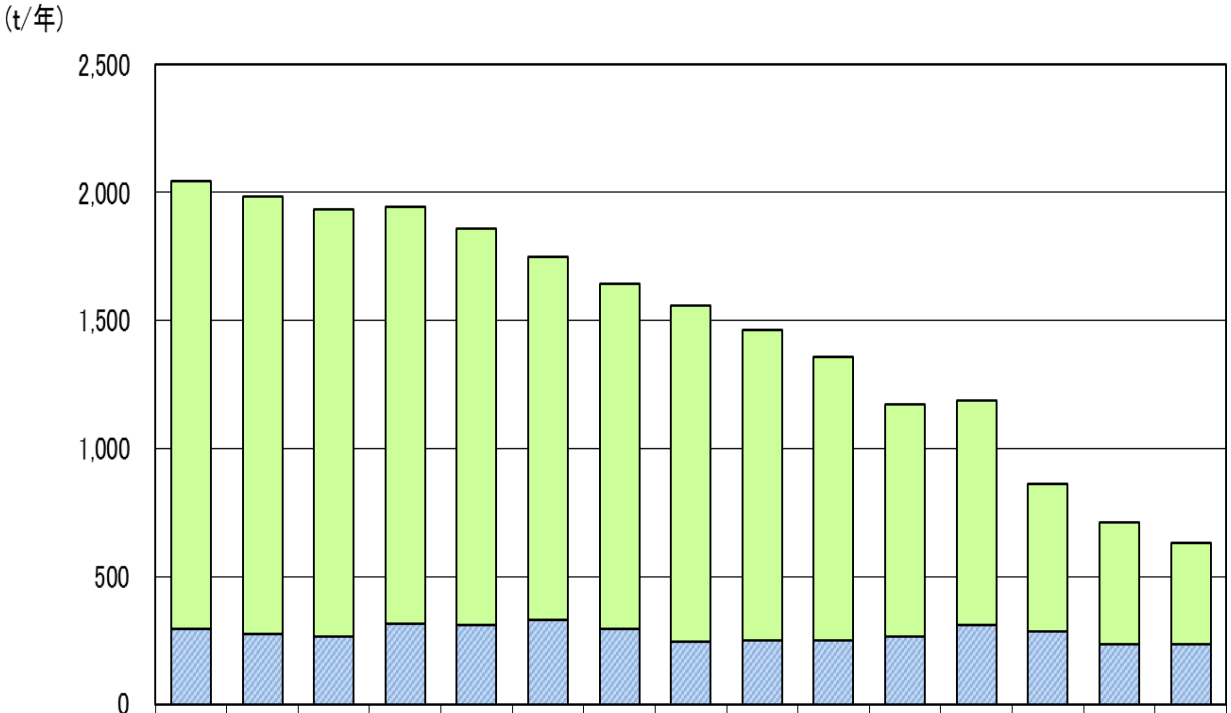

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
資源物	1753	1710	1671	1631	1548	1418	1350	1314	1212	1106	910	879	577	472	399
集団資源回収	293	275	266	315	309	331	293	245	252	250	263	308	286	237	233

家庭系ごみ排出量（1 人 1 日あたり）の推移

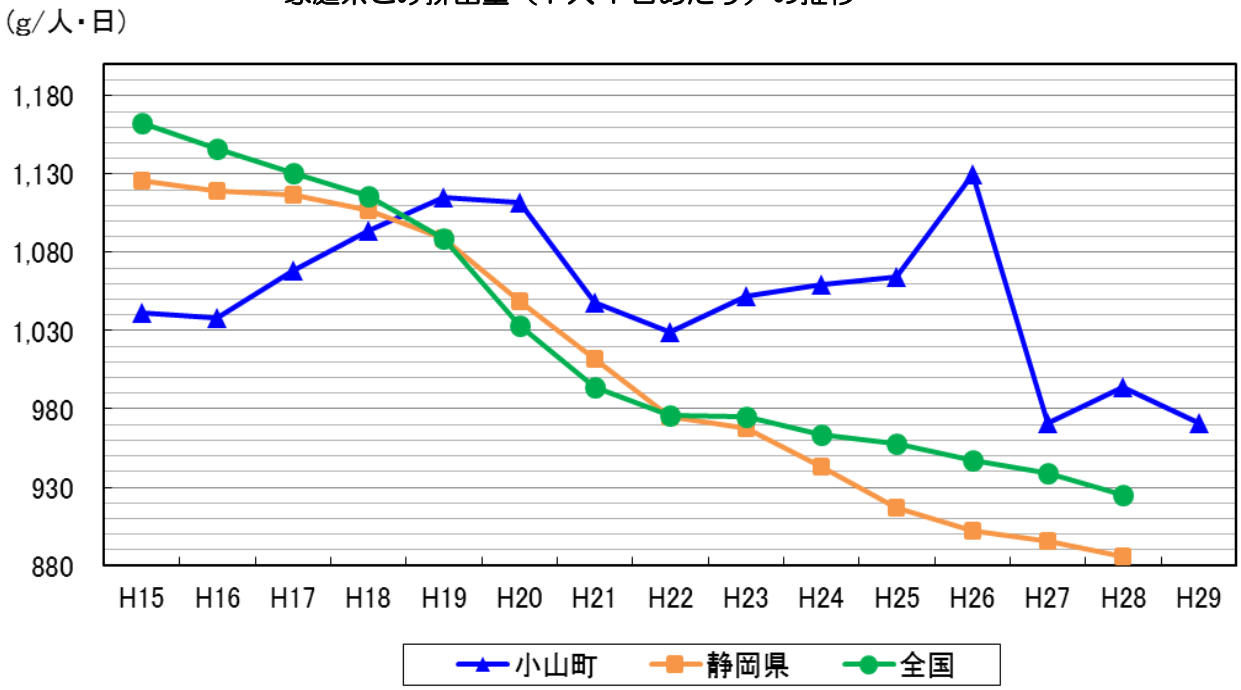

※国の取組目標値： ８９０ｇ/人・日（平成３２年度までの目標値）
（国の目標値は平成２５年閣議決定された第３次循環型社会形成推進基本計画に記載）

2)不法投棄

家電製品や生活ごみ・タイヤなどの不法投棄量はここ３年は 7t～8t 程度で推移しています。不法投棄物件の区分としては、可燃ごみ、廃タイヤなどが多くなっています。

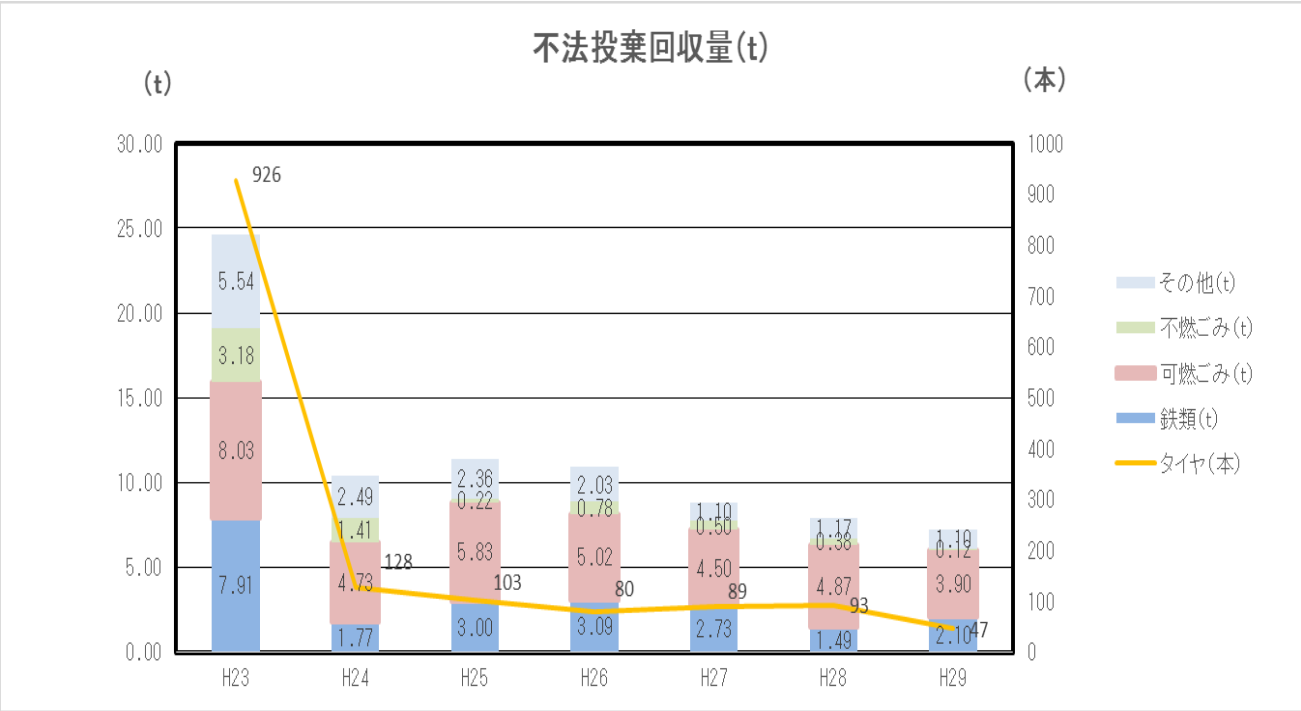

2-7　公害

(1)大気汚染

小山町では、ダイオキシン類の量を毎年測定しています。その他の大気汚染物質(NO$_2$、SO$_2$、光化学オキシダント、CO、SPMなど)の調査は実施していません。

県では、一般環境大気測定局59局で大気汚染物質濃度調査を行っており、小山町の近くでは、御殿場市役所測定局で調査を行っています。近年では二酸化硫黄（SO$_2$）及び二酸化窒素（NO$_2$）の測定値は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成していません。

市町	測定局	年度	二酸化硫黄(SO2)（1日平均値 0.04ppm 以下）			二酸化窒素(NO2)（1日平均値 0.04～0.06ppm 以下）		
			年平均値（ppm）	日平均値の2%除外値（ppm）	長期的評価による環境基準の適○否×	年平均値（ppm）	日平均値の年間98%値（ppm）	長期的評価による環境基準の適○否×
御殿場市	市役所	H25	0.002	0.004	○	0.014	0.032	○
		H26	0.002	0.004	○	0.013	0.027	○
		H27	0.003	0.005	○	0.011	0.028	○
		H28	0.002	0.004	○	－	－	－
		H29	0.002	0.004	○	－	－	－

市町名	測定局	年度	浮遊粒子物質(SPM)（1日平均値 0.10mg/m3 以下）			光化学オキシダント（1時間値 0.06ppm以下）		
			年平均値（ppm）	日平均値の2%除外値（ppm）	長期的評価による環境基準の適○否×	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	短期的評価による環境基準の適○否×
御殿場市	市役所	H25	(0.017)	(0.030)	－	89	0	×
		H26	－	－	－	65	0	×
		H27	－	－	－	69	0	×
		H28	－	－	－	61	0	×
		H29	－	－	－	103	0	×

（注）有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。（括弧数字は非有効測定局）

⑵有害化学物質

1)ダイオキシン類

平成１１年７月１６日にダイオキシン類特別措置法が公布され、事業所から排出されるダイオキシン類の量や大気中の環境基準について、新たに基準が設けられました。

小山町では、平成１２年度から一般環境における大気中のダイオキシン類の量を毎年測定しています。測定箇所は、小山（役場）、足柄（支所）、北郷（球場）、須走（支所）の各地区の調査個所を２年ごとに変えながら大気調査を実施しています。

大気調査は、年間 4 回、24 時間連続測定を 1 週間実施していますが、これまで環境基準（0.6pg-TEQ/m^{3}以下）を上回ったことはありません。

平成25年度　（1日24時間を1週間4回実施）　※測定業者：㈱静環検査センター

採取場所	採取日	年平均値	年最大値
		pg-TEQ／m^3	
総合体育施設 小山球場	5月7日～5月14日 8月6日～8月13日 11月5日～11月12日 1月24日～1月31日	0.015	0.019

平成26年度　（1日24時間を1週間4回実施）　※測定業者：㈱静環検査センター

採取場所	採取日	年平均値	年最大値
		pg-TEQ／m^3	
総合体育施設 小山球場	5月9日～5月16日 8月4日～8月11日 11月4日～11月11日 1月16日～1月23日	0.014	0.018

平成27年度　（1日24時間を1週間4回実施）　※測定業者：㈱静環検査センター

採取場所	採取日	年平均値	年最大値
		pg-TEQ／m^3	
小山町役場 足柄支所	5月22日～5月29日 8月4日～8月11日 11月2日～11月9日 1月5日～1月12日	0.016	0.023

平成28年度　（1日24時間を1週間4回実施）　※測定業者：㈱静環検査センター

採取場所	採取日	年平均値	年最大値
		pg-TEQ／m^3	
小山町役場 足柄支所	5月10日～5月17日 8月2日～8月9日 11月1日～11月8日 1月20日～1月27日	0.022	0.029

平成29年度　（1日24時間を1週間4回実施）　※測定業者：㈱静環検査センター

採取場所	採取日	年平均値	年最大値
		pg-TEQ／m^3	
小山町役場	5月25日～6月1日 8月3日～8月10日 11月17日～11月24日 1月5日～1月12日	0.022	0.035

2)農薬類

小山町は、県下でも有数のゴルフ場が多く所在する自治体で１１か所あります。県では、「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」及び「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」により、農薬使用管理責任者の選任と届出、毎年の防除計画報告書及び農薬使用実績報告書の提出、年２回（６月、９月）の水質測定、更には、農薬の適正な管理や使用方法について報告義務を求めるとともに、排水について県で立入検査を実施しています。

県が実施した立入検査では、農薬の管理及びゴルフ場の調整池や排水口から採取した水の分析

結果からは異常はなく、適正に管理運営されていました。
　これからもゴルフ場の企業者側と行政が一層の調査研究を進め、万が一にも農薬が場外に排出されることのないよう取り組んでいきます。

(3)騒音・振動

　小山町における騒音・振動の苦情は、東名高速道路をはじめとする主要幹線道路の自動車騒音によるものが大半を占めていました。近年では、道路管理者等による防音壁、路面改良や住宅の二重窓の設置などによる騒音防止対策が行われ、騒音・振動の低減化が図られましたが、改善されていない箇所もあります。なお、自動車交通騒音の苦情が寄せられたときは、随時測定し、基準超過の有無を確認しています。

(4)臭気

　臭気に関する規制は、「臭気濃度規制」と「臭気指数規制」がありますが、小山町では、「臭気指数規制」を導入しています。臭気指数とは、人間の嗅覚により臭いの程度を判定する測定法を用いて、臭いの強さを指数化したもので、全ての臭いが規制の対象となり、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいといわれています。

小山町の臭気指数

区　　域	臭気指数
市　街　化　区　域	１５
市街化区域を除く町全域	１８

(5)公害の苦情

　小山町では、公害などの苦情が平成１９年度以降減少しています。水質汚濁、騒音、悪臭等のうち、悪臭によるものが多く寄せられていますが、平成２９年度は大気が２件となっています（2件とも野焼きによるもの）。土壌汚染、振動及び地盤沈下に関する苦情はあまり寄せられていません。
　悪臭の主なものは、堆肥の臭いによるものです。また、不法投棄は、人目につきにくい河川や山間部などに多くみられます。

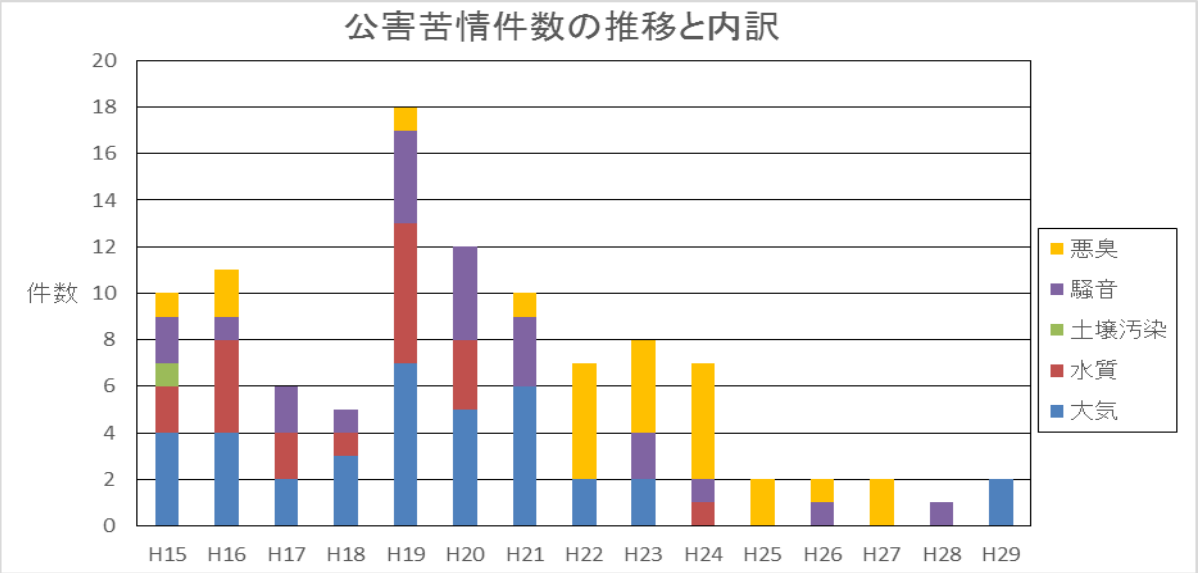

2-8　エネルギー

小山町では、平成２２年度から自己の居住する住宅に対し「太陽光発電システム」、「太陽熱利用システム」又は「木質燃料ストーブ」を設置した場合、設置に対する助成を行い、新エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全及び省エネルギーの推進を図っています。

平成２９年度までに太陽光発電には２１７件、太陽熱利用には５１件、木質燃料ストーブには17 件、計 285 件の助成を行っています。

また、平成２９年度は間伐材を利用しバイオマス燃料の木質ペレットを 4,821m^3 生産しました。

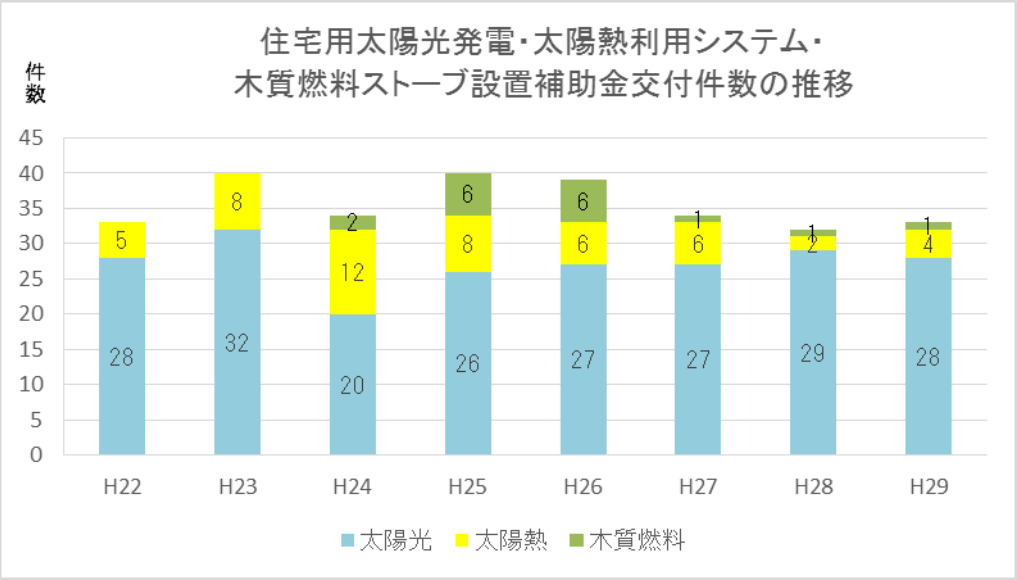

2-9　地球温暖化対策

小山町では、「小山町地球温暖化対策実行計画」を平成１３年から継続的に策定しており、町行政に関わる事務・事業から発生する温室効果ガスの削減に取り組み、地球温暖化対策推進法に基づき平成２８年３月、第四次地球温暖化対策実行計画を策定し、二酸化炭素の排出量を平成２８年度から平成３２年度までの５年間に５％の削減を目指しています。

役場本庁舎についてみますと、環境省が推奨している『クールビズ』の実施や空調設備の適切な温度設定及び事務室の照明器具を蛍光灯からＬＥＤに交換し、電気使用量の削減に努めましたが、平成２９年度のCO_2排出量は１３３ｔで基準年（H２６）からは７ｔ、5.5%の増となりました。

本庁舎温室効果ガスの増減状況

年　度		CO_2 排出量(t)	基準年対比	
1	基準年（H26）	126	増減量	増減比率
2	H27	127	1	0.8%
3	H28	132	6	4.8%
4	H29	133	1	0.1%

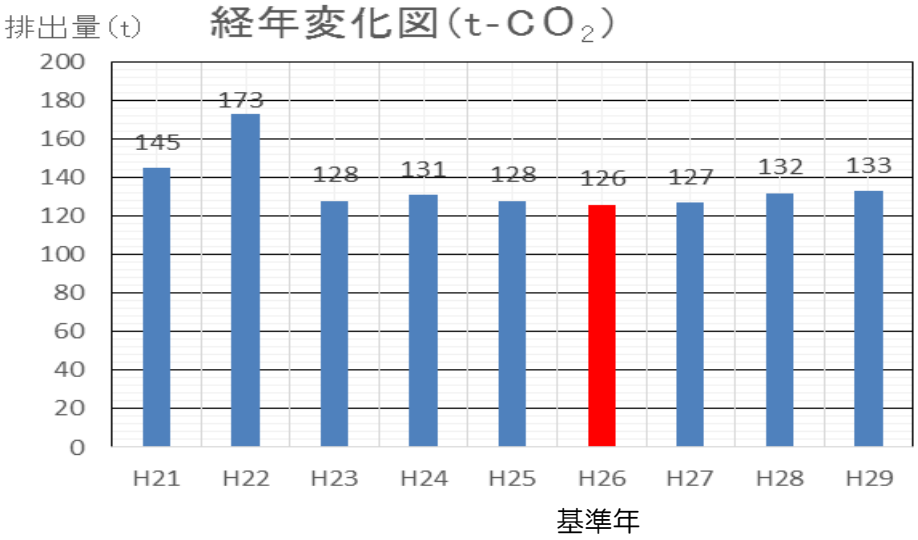

2-10　環境教育・コミュニティ活動

(1)教育

小山町内には現在、保育園３園、幼稚園３園、こども園２園、小学校５校、中学校３校、高校１校があります。

近年の少子化傾向と同様、小山町の児童生徒数は減少傾向となっています。平成 30 年９月時点では、保育園の園児数 212 人、幼稚園の園児数 138 人、こども園児数 301 人、小学校の児童数 927 人、中学校の生徒数 420 人、高校の生徒数 443 人となっています。

平成 14 年度からの完全週５日制、「総合的な学習の時間」の創設により、環境学習や地域の環境保全などのための活動などを推進する機会が拡大しています。

【学校での環境学習の取り組み(主要なもの)】

学　　校	取り組みの内容
小　学　校	緑の少年団、花壇づくり、ごみ拾い、資源物回収、宿泊体験学習、登山、野菜・米などの農作業実習、施設見学、生き物の飼育
中　学　校	農園での作物栽培、花壇づくり、資源物回収、河川・公共施設などの清掃宿泊体験学習

(2)活動

地域における環境への取り組みとして、年２回から３回（地域によって異なる）住民等による一斉清掃が実施されています。富士山一斉清掃等についても、町民や町内外の事業所が参加し毎年実施されています。

また、各地区の花の会、小中学校、幼稚園、保育園、企業（約 50 団体）による花壇の整備やプランター等の設置が行われています。特に吉久保地区では日吉会が休耕田（約 450 ㎡）を活用してハス田を作り田園景観整備に寄与しており、バスでの観光客も立ち寄っています。

【各地域における環境学習に関する活動等】

地　　域	活動の内容
町内各地区	町内各区による道路及び河川等の清掃（春と秋の２回） 花の会による花壇整備や休耕田を活用した田園景観整備
富　士　山	町民及び町内外事業所による一斉清掃等

３．地球環境に関する世界・日本の状況

3-1　地球温暖化

地球温暖化は、予想されている影響の大きさ・深刻さから見て、人間の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の１つです。現在の地球は過去 1300 年で最も暖かくなっていると言われています。

世界の平均気温は、過去約 130 年（1880 年～2012 年）で 0.85℃上昇しており、特に 1990 年代半ば以降、高い気温となる年が多くなっています。静岡県でも、年平均気温は長期的に上昇傾向を示しており、50 年あたり 1.1℃上昇しています。（静岡地方気象台：静岡市）

地球規模の気温の上昇（地球温暖化）は、気温の上昇だけでなく、夏の異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加、海面の上昇、海洋の酸性化、台風・ハリケーンの大型化など、さまざまな環境の変化を引き起こします。また、熱中症患者の増加やマラリアなど感染症の拡大も心配されています。

世界の年平均気温偏差

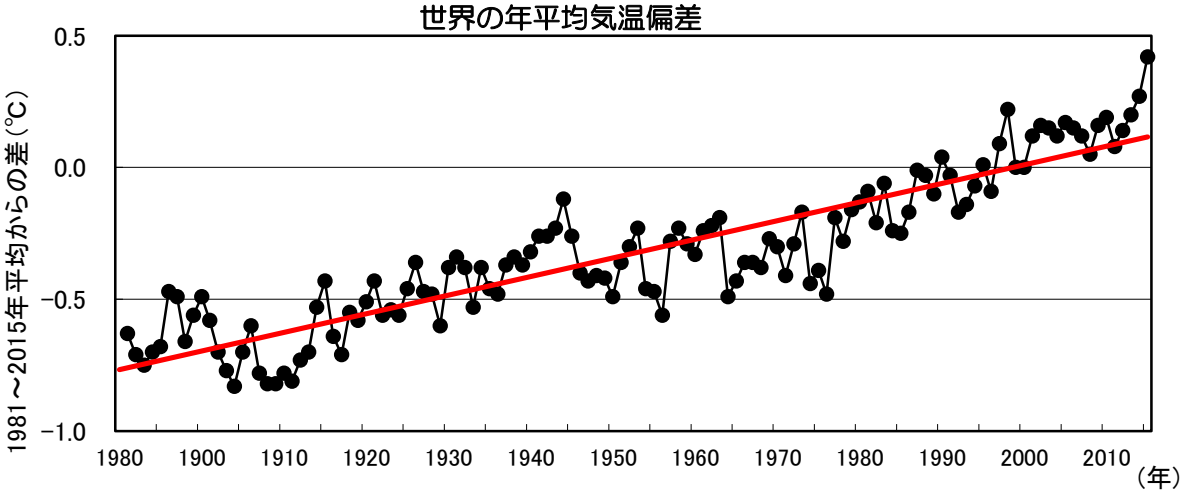

地球温暖化の原因は、人間の経済活動の活発化に伴い、二酸化炭素（CO_2）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加したためです。温室効果ガスは、太陽の光で暖められた地面の熱を吸収し、大気を暖める毛布の役割を果たしています。この大気の毛布により、地球の気温は生物に快適な気温となっています。しかし、大気中の温室効果ガス濃度は 18 世紀半ばから上昇を始め、特にここ数十年で急激に増加しています。これは石炭や石油等化石燃料の大量消費、燃焼が原因です。

これ以上温暖化を進めないためには、世界各国で協力し、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出量を削減、森林等の吸収源を増加させるなど、気候に対する人為的影響を抑制する対策を進めていく必要があります。2015 年 12 月に、地球温暖化の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、産業革命前からの世界の気温上昇を２℃未満にするとともに、1.5℃に抑えるための努力を継続することを全ての国が目指すことになりました。ただし、最も厳しい努力をもってしても、今後数十年にわたる気候変動の影響は回避できないとの報告もあります。（気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）第５次報告書）

参考：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

(http://www.jccca.org/)

地球温暖化が起こるしくみ

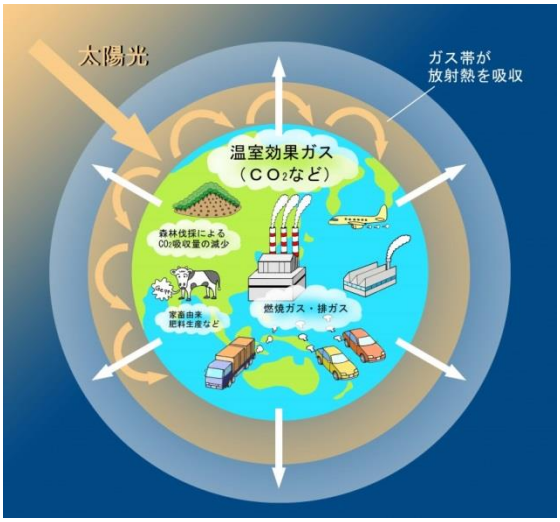

日本は、2016 年 5 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」で、長期目標として、2050 年までに温室効果ガスの 80%排出削減を目指すとともに、中期目標として、2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度と比較して 26%削減する目標を掲げています。私たちは今までの生活を見直し、温室効果ガス排出量の削減に真剣に取り組んでいく必要があります。

3-2　エネルギー、鉱物資源の枯渇

私たちの普段の生活は、エネルギー源である石油・石炭・天然ガスのほか、鉄製品の原料である鉄鉱石など、さまざまな資源を大量に消費することによって成り立っています。

また、世界のエネルギー消費量は経済成長とともに増加を続けており、そのエネルギー源の８割が石油・石炭・天然ガスなどの化石資源です。

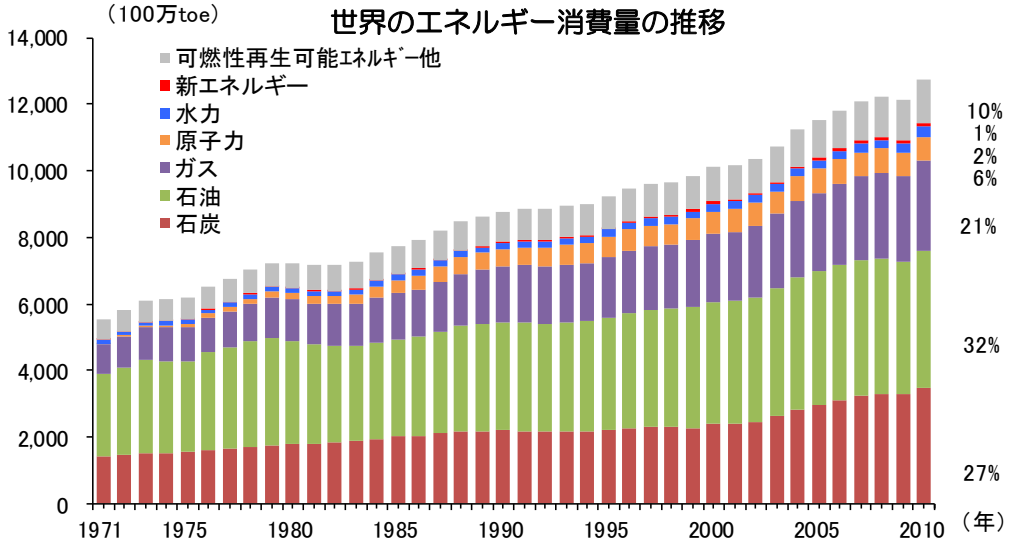

（注）toeはtonne of oil equivalentの略であり原油換算トンを示す。
（出典）IEA, Energy Balance 2012をもとに作成

これらの資源は、地球の営みによって何億年もの時間をかけて産み出されたものであり、地中から掘り出すことによってその量は徐々に減っています。産業革命以降、私たちの鉱物資源消費量はどんどん増え続けており、いずれ枯渇することが予測されています。

資源別の可採年数

資源		可採年数	備考
化石燃料	石油（原油）	54.2 年	原油確認埋蔵量/原油生産量
	天然ガス	64 年	可採埋蔵量/年生産量
	石炭	112 年	可採埋蔵量/年生産量
鉱物資源	鉄鉱	66 年	可採埋蔵量/年生産量
	銅鉱	40 年	可採埋蔵量/年生産量
	鉛鉱	21 年	可採埋蔵量/年生産量
	亜鉛鉱	21 年	可採埋蔵量/年生産量

出典：（化石燃料）平成２４年度エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書２０１３）資源エネルギー庁
（鉱物資源）平成２４年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書　環境省

3-3　森林の減少

森林は水源かん養、洪水の緩和、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止の機能に加え、食料や木材のほか、レクリエーションの場や観光資源を提供するなど我々の生活をより豊かにしてくれます。また、世界の陸地面積の約３割を占めており、陸上の生物種の約８割が生息・生育していると考えられているなど生物多様性の保全の面からも重要な役割を果たしています。

しかし、世界全体の森林面積は南アメリカ、アフリカなどの熱帯雨林を中心として、大きく減少しており、その広さは毎年５２０万ヘクタールになります。（２０００年～２０１０年までの平均）

この原因は、農地や牧場などの土地利用の転換、燃料用木材の過剰な採取、森林火災のほか、違法な伐採があります。違法伐採の目的は、木材の輸出にあります。

私たちは日常生活の中で、住宅、紙、家具など様々な形で木材を利用していますが、日本の木材供給量の約 68.9%（平成２８年度）は輸入の木材となっています。私たちは、世界の森林に対し、木材の消費者として責任があるといえます。

なお、日本政府は、平成１３年４月より、国等の公的機関が率先して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを定めたグリーン購入法を施行しています。

日本の木材（用材）供給状況（平成 28 年）

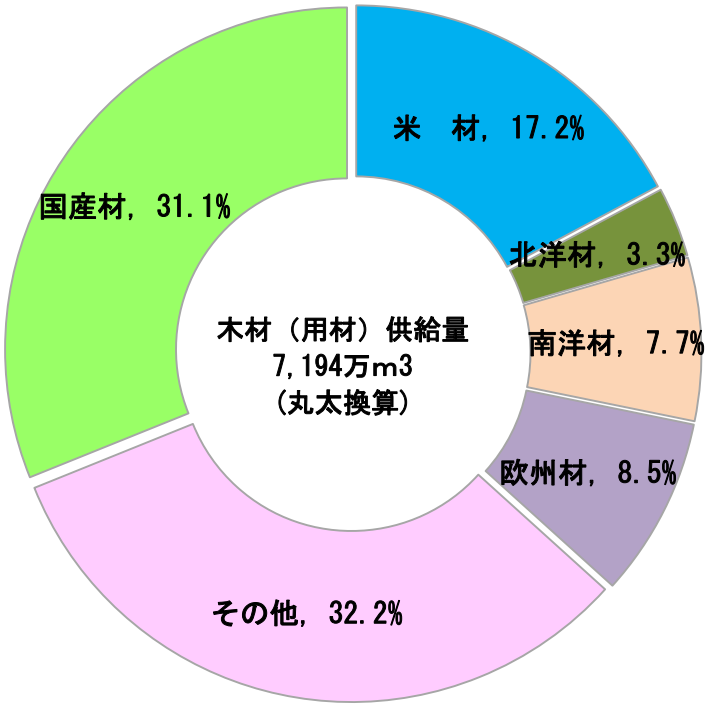

出典：平成２９年度　森林・林業白書より　林野庁

3-4　生物種の減少と生物多様性の低下

現在、地球上には 500～3,000 万種の生物が存在すると言われています。これらの生物たちは森、川、草原、湿地、海など多様な場所で、互いに複雑に関わりあって生きています。

これらを生物多様性と呼んでおり、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」、「生態系の多様性」という３つのレベルで多様性があるとされています。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービスといいます）によって支えられています。

現在、私たち人間の活動により、１年間に４万種程度の生物が絶滅しており、そのスピードは速まっているといわれています。このままのペースでいくと、２５～３０年後には、地球上の全生物の４分の１が失われるという推計もあります。

世界の野生生物の絶滅のおそれの現状を把握するため、ＩＵＣＮ（国際自然保護連合）ではレッドリストを作成しています（レッドリスト：絶滅の危険度を評価して、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）を選定しまとめたもの。）。ＩＵＣＮのレッドリストでは、既知の約１７５万種のうち、65,518 種について評価されており、そのうちの約３割が絶滅危惧種として選定されています。

哺乳類・鳥類・両生類の絶滅危惧種の割合

区分	分類群	評価種数（既知種数）	絶滅危惧種	評価種に対する割合
ＩＵＣＮ	哺乳類	5,501（5,501）	1,139	21%
	鳥類	10,064（10,064）	1,313	13%
	両生類	6,374（6,771）	1,933	30%
日　　本	哺乳類	160	34	21%
	鳥類	約 700	97	14%
	両生類	66	22	33%

出典：ＩＵＣＮレッドリスト　2012.2　，平成 25 年版　環境・循環型社会・生物多様性白書

地球上のすべての生物は、生態系というシステムの中で、それぞれが重要な役割を担っています。種の絶滅は、単にその生物がいなくなるというだけではなく、相互に関連し合う生態系に大きな影響を及ぼします。

絶滅の主な原因としては、「森林（特に熱帯雨林）の破壊」「開発による生育地・生息地の消失」「生息地の汚染（農薬や化学物質）」「地球温暖化とそれに伴う気候変動」のほか、「外来生物による影響」があります。

こうした状況に対する危機感は世界で共有されており、２０１０年には愛知県名古屋市で生物多様性条約ＣＯＰ１０が開催され、生物多様性に対する世界目標である「愛知目標」が採択されました。

なお、日本政府は愛知目標の達成に向け「生物多様性国家戦略」を策定しており、日本の生物多様性の危機の原因を以下の４つとしています。私たちは、このような生物多様性の現状を理解し、保全のための取り組みを進める必要があります。

- 第１の危機
  開発など人間活動による危機：沿岸域の埋立、干潟や湿地の開発、森林の減少などの土地利用の変化、鑑賞・商業的利用による個体の乱獲などによる危機
- 第２の危機
  自然に対する働きかけの縮小による危機：里地里山の薪炭林や採草地などの二次草原など、人が利用することにより保たれていた里地里山の生態系が、管理されなくなり多様性を失う危機

- 第３の危機
  人間により持ち込まれたものによる危機：外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機
- 第４の危機
  地球環境の変化による危機：地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの地球環境の変化による危機

3-5　オゾン層破壊

オゾン層とは地球を取りまく大気圏内の一部で、オゾン（O_3）の濃度が高い部分を呼びます。オゾン層は太陽から届く有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を紫外線の害から守ってくれます。そのオゾン層が薄くなり穴のようになるオゾンホールという現象が問題となりました。

オゾン層破壊の原因は、人工的な化合物であるフロンです。代表的なフロンであるＣＦＣ（クロロフルオロカーボン）は、冷媒、洗浄剤、発泡剤などに広く利用されてきました。

しかし、従来のフロンは平成７年に生産と使用が全廃され、オゾン層を破壊する度合いが低い代替フロンが開発されて使用されるようになりました。ただし、これらの代替フロンは温室効果があり、地球温暖化を促進するという別の問題をもっていることがわかったため、２０１９年までに製造が禁止されることになっています。また、日本では禁止前に製造され、フロン類が使用されているエアコン、冷蔵庫等について、積極的に回収・破壊する取り組みが行われています。

これらのフロン等の規制の結果、成層圏のオゾン層破壊物質の総量は、１９９０年代後半のピーク時の値から減少傾向を示しています。

世界気象機関（WMO）と国連環境計画（ＵＮＥＰ）がとりまとめた「オゾン層破壊の科学アセスメント２０１０」では、今後オゾン層破壊物質は徐々に減少し、世界全体のオゾン層は今世紀半ばより前には、オゾン層破壊が明瞭になる 1980 年以前のレベルにまで回復するとしています。ただし、北極・南極のオゾン破壊は、今後十数年にわたり現状程度の深刻な状態が続くとされています。

フロンによってオゾンが破壊されるしくみ

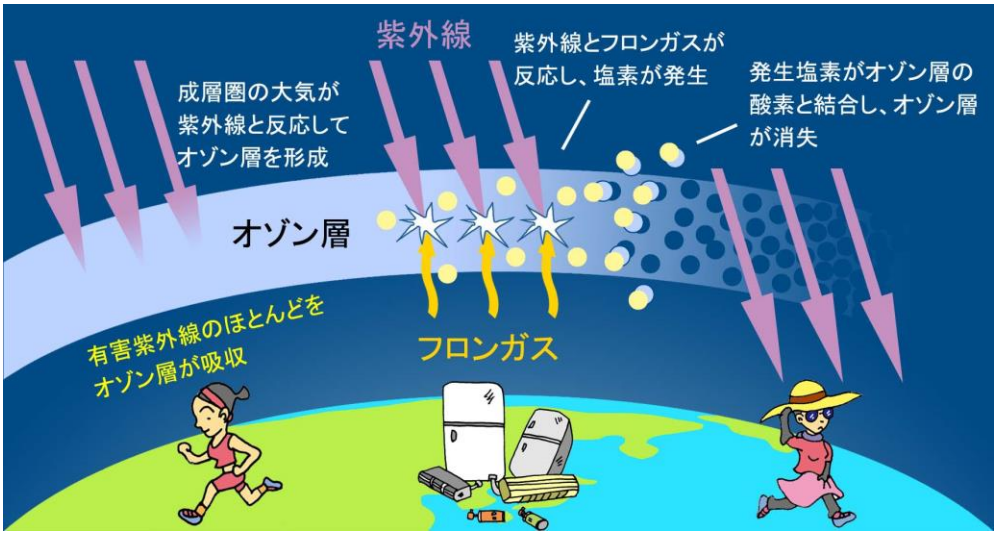

第３章　環境行政の概要

１．環境行政の機構

平成３０年４月１日現在における環境・公害行政機構の概要

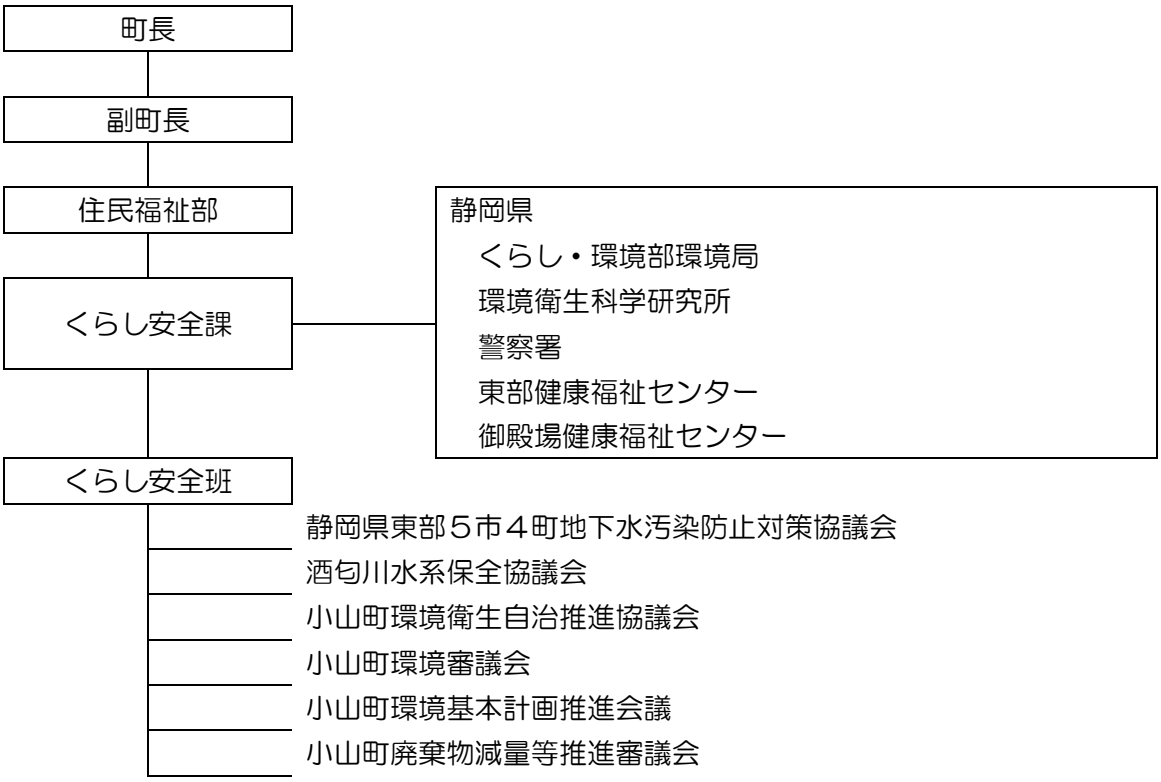

２．くらし安全課くらし安全班（環境関連）の主な仕事

１）環境保全に関する施策の企画・立案に関すること
２）環境基本条例、環境基本計画の推進に関すること
３）環境審議会・環境基本計画推進会議に関すること
４）大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染に係る行政指導及び相談・苦情への対応に関すること
５）環境監視に関すること
６）一般廃棄物処理等に関すること
７）一般廃棄物最終処分場の管理等に関すること
８）自然保護に関すること
９）環境保全の普及及び啓発に関すること
10）環境教育の推進に関すること
11）環境保全団体との連絡調整に関すること
12）飼犬猫適正飼育に関すること

３　環境行政系統図

平成３０年４月１日現在における環境保全及び公害対策等分掌の系統

町　　長	副町長	企画総務部	町長戦略課	地下水保全
			総務課	公共施設の管理
		住民福祉部	健康増進課	食育
		技監	くらし安全課	公害の防止指導、環境の監視 公害の苦情処理、環境教育 環境基本条例、環境基本計画
	副町長	経済建設部	建設課	道路・河川等の監視及び維持管理 道路・河川工事
			農林課	鳥獣保護、有害鳥獣駆除 農業用水、農作物地産地消、農業体験 森林整備、森林保全
			商工観光課	登山者マナーの啓発
			上下水道課	水道施設の維持管理、水質試験その他衛生管理 公共下水道の維持管理、須走浄化センター（下水処理施設）維持管理 上下水道工事
		未来創造部	未来拠点課	工場適正立地
			おやまで暮らそう課	太陽光、太陽熱利用補助 合併浄化槽設置補助
			都市整備課	土地利用、開発行為、都市計画、都市景観 都市計画道路、市街地再開発、 建築確認申請、建築行政、建築相談
教育委員会	教育長	教育次長	こども育成課	小中学校、幼稚園・保育園・こども園の維持管理、環境教育
			生涯学習課	環境・生涯学習

第４章　基本理念がめざす環境のすがた

１．めざす環境像

小山町環境基本条例第３条で定める基本理念がめざす小山町の環境の姿は次のとおりです。

めざす環境像１ 豊かな自然と快適な生活空間	**基本目標１** 健全で豊かな環境の恵みを育み、人と自然が共存・共生する社会をめざします 〇健全で豊かな環境の恵みの享受（基本条例第3条第1項） 〇安全で快適な環境を将来に継承する（基本条例第3条第1項）
めざす環境像２ きれいな水と空気、安全な生活環境	**基本目標２** 水と緑を守り、快適で安全・安心な暮らしをめざします 〇水と緑を基本とした施策の推進（基本条例第3条第3項）
めざす環境像３ 循環型の社会	**基本目標３** 身近な暮らしと社会を見つめなおし、公平な役割分担のもとに循環型の社会を築きます 〇負荷の低減による循環型社会の提言（基本条例第3条第3項）
めざす環境像４ 自ら学び・考え・行動する町民	**基本目標４** 環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます 〇公平な役割分担の下に計画を推進する（基本条例第3条第2項） 〇保全と創造を事業活動・日常生活において実践する（基本条例第3条第4項）

2．めざす環境像の関わり

本計画では、めざすべき将来の環境像が実現された「まち」をイメージしました。この環境像のイメージを下の図に示します。

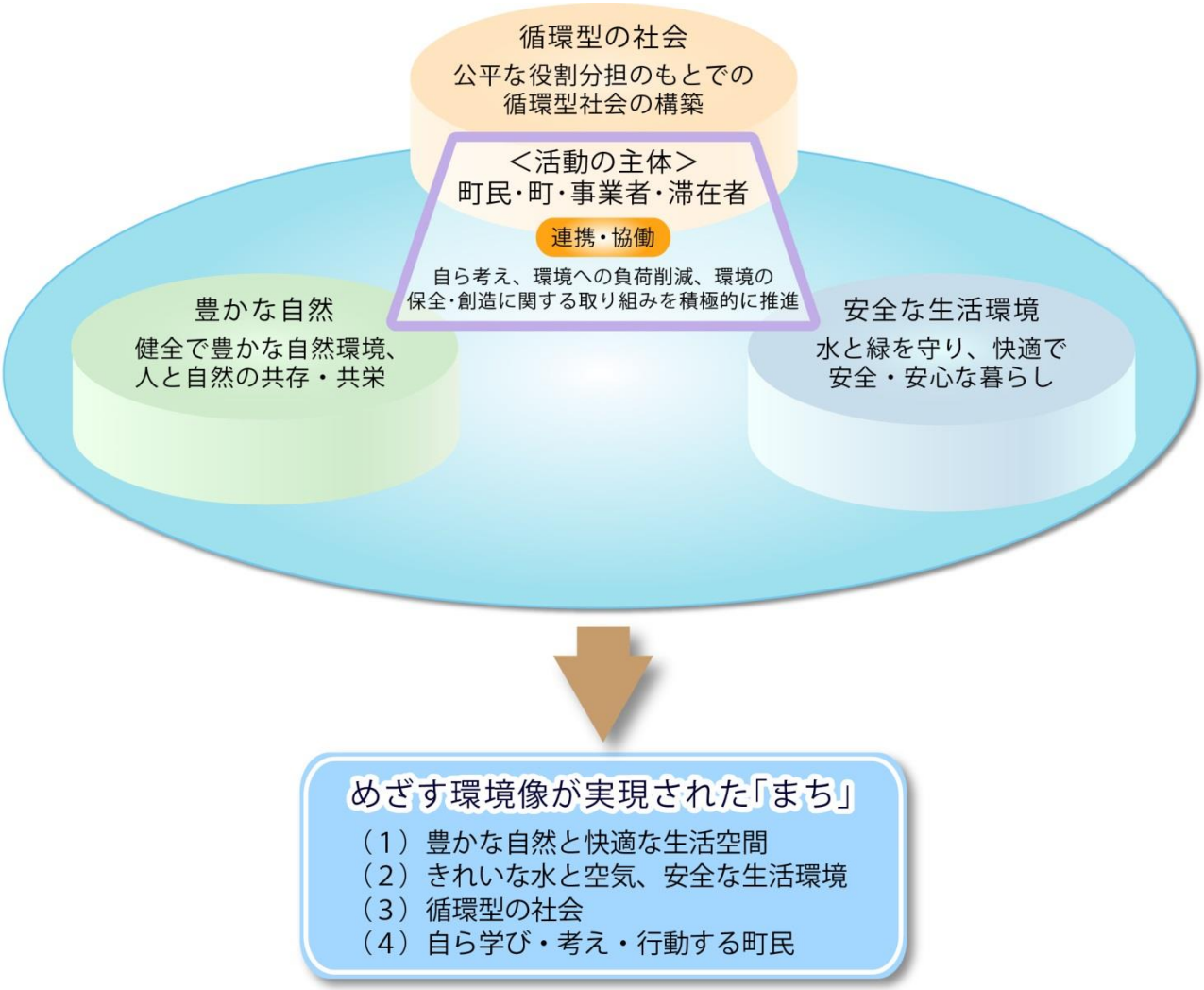

3．めざす環境像を実現するための取り組み体系

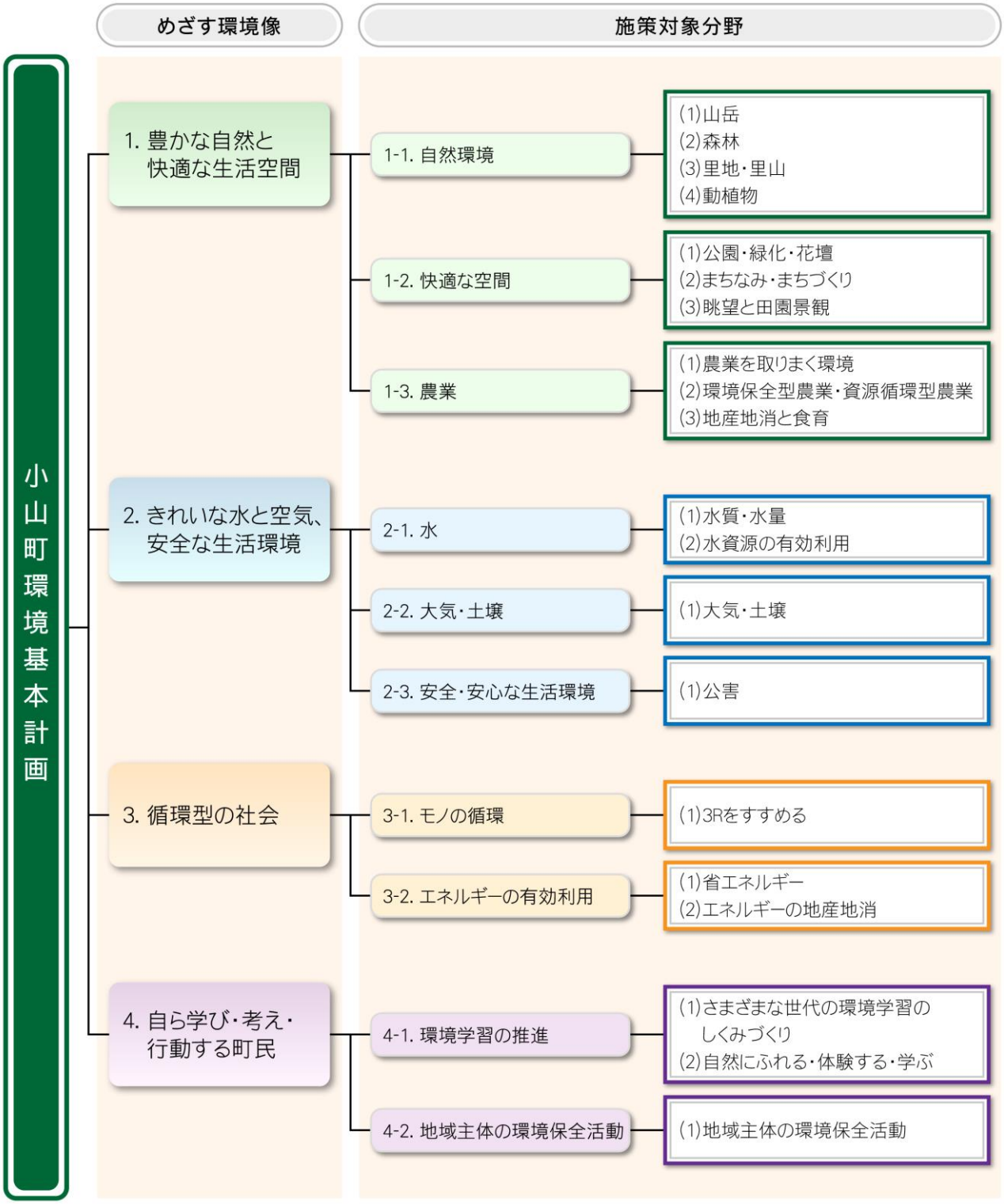

４．中間見直し時点での進捗状況

小山町環境基本計画では、４つのめざす環境像を基本目標とし、小山町環境基本条例で定める基本理念の実現に向けて環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、具体的な取り組みとその取組時期をＡ～Ｄの４つの区分に分け、中間見直し年度である平成３０年度に向けて進捗管理を行っていきます。また、年度ごとに取り組みの達成度を検証し、その効果を明確にしながら進めていくものです。

本計画の前半は、取組時期Ａについて重点的に推進してまいりましたが、全体について見直しをしていきます。

◆取組時期

取組時期	取組時期Ａ H26～	取組時期Ｂ ～H28	取組時期Ｃ ～H30 【中間見直】	取組時期Ｄ H30 以降	目標年度 H35
A	→				
B	→	→			
C	→	→	→		
D	→	→	→	→	→

※取組時期凡例

Ａ：可能な限り早期に着手　Ｂ：概ね３年を目処に着手　Ｃ：概ね５年を目処に着手　Ｄ：５年を超えるもの

◆取組時期別事業数

取組時期別事業数				
全体	A	B	C	D
７９件	５１件	１９件	５件	４件
構成割合	６４．５％	２４．１％	６．３％	５．１％

◆取り組みを開始したもの

全体	A	B	C	D
７２件	４８件	１５件	５件	４件

◆取り組みを開始できていないもの

頁	具体目標	取組時期	理　　由
46	道路・河川整備に伴う法面緑化材の在来種の採用	A	対象となる工事がなかったため。
53	新規就農者数	B	新規就農者がいませんでした。
51	公共施設景観形成ガイドラインの策定	A	前の目標が達成できたため、新たな目標を定めました。
64	ﾘﾕｰｽ･ﾘｻｲｸﾙできるﾄﾚｲの使用等の働きかけ	A	
58	雨水利用促進	A	前の目標が取り組むことが困難なため、新たな目標を定めました。
65	生ごみ処理方法の紹介	B	
65	堆肥の利用状況の紹介	B	他の項目と重複していたため、新たな目標を定めました。

第５章　めざす環境像を実現するための取り組み

１．豊かな自然と快適な生活空間

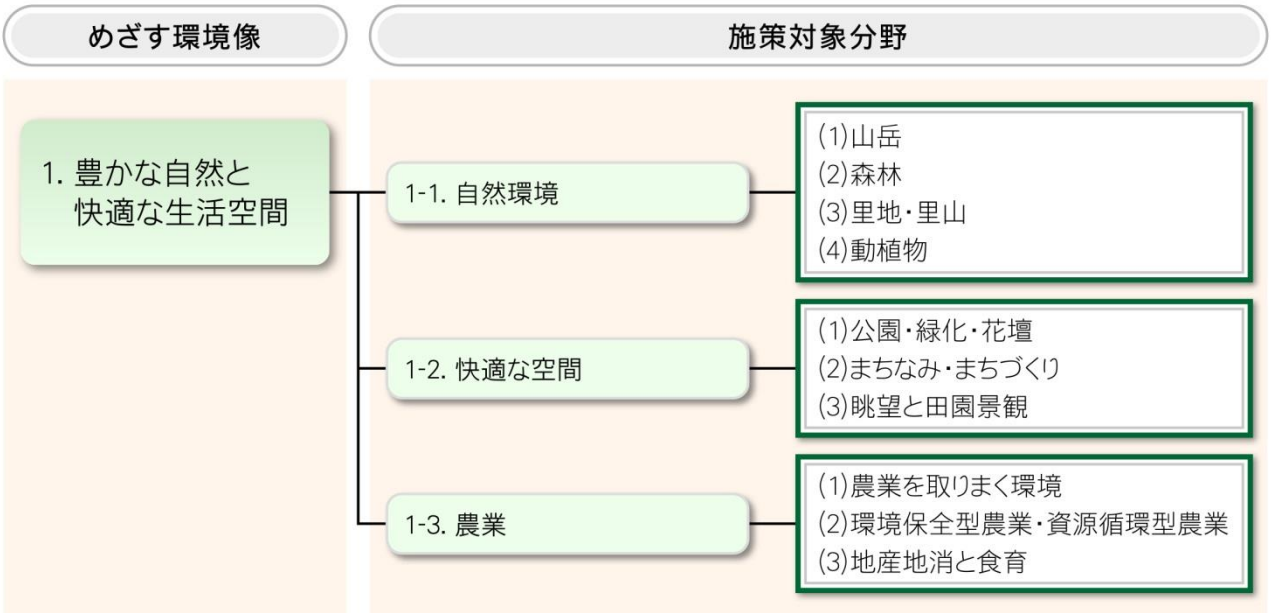

この章でめざすこと

小山町の特徴のひとつに「豊かな自然」があります。私たちはこの豊かな自然からさまざまな恵みを受けて生活していますが、この自然が地球温暖化や人々の生活スタイルの変化によって変化しつつあります。一方で、暮らしと密着した環境(生活・住空間・景観)も社会資本整備の進展により、景観の悪化や、人の暮らしにくい空間が見受けられるようになりました。

「豊かな自然」を保全・創出していくには、まずは自然のしくみの微妙なバランスや自然に対して起きていることを知り、人との共存・共生を図っていくことが必要です。また「快適な生活空間」確保の観点からは、さまざまな人々が共に生活できる空間づくりや、山や水辺といった小山町らしい自然を、景観やその一部として生活空間に取り入れていくことをめざします。

めざす環境像の達成目標

定期的に実施する町民アンケートにおいて、「住み良い」との回答が 90%以上となることをめざします。

【説明】

平成 25 年度町が実施したアンケート調査において、回答者の約 88%が「住み良い」と答えられているため、より多くの方に「住み良い」と感じて頂くことをめざします。

１－１　自然環境

(1)施策対象分野	１－１－(1)山岳
(2)現状	

● **登山者のマナーとルールの啓発不足**

小山町における山岳地域は比較的安全に登れる山が多く、富士山を初めて訪れる初心者が多いという特徴があります。そのため登山者の高山の環境に対する知識が十分でなく、登山道以外の場所には立ち入らない、山に持ち込んだすべてのものは自宅まで持ち帰るなどのマナーとルールが守られていません。これらのルールの啓発が必要です。特に、登山に合わせて山野草の盗掘などが行われ、これが雨の浸食を生じさせ、崩壊するなどの地形の変化が各所で起こっています。

◇　課題	◇ 取り組み
(ｉ)登山者のマナー不足による山岳環境の荒廃	**①　登山者のルールの徹底とモラル向上** (ア) 自然のものは自然のままに。 (イ) 持ち込んだものは自宅まで持ち帰る。 (ウ) 野生動物にエサを与えない。 上記の基本的なルールを登山ガイドや山小屋経営者、行政などが協力して、登山マナーの普及啓発を行い、モラル向上に取り組みます。
	②　行政指導・補助 登山マナーの啓発活動、登山道の環境整備などの指導や補助に行政が積極的に関わります。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①登山者のルールの徹底とモラル向上	A	富士山ナビゲーター配置の継続	４人	５人	H35	80.0%	商工観光課
	①　開山期間中の富士山須走口五合目において、登山指導及び観光案内を行う富士山ナビゲーターを配置し、遭難事故や道迷いの防止と合わせ登山にあたってのルールの案内やモラル指導を継続していきます。 目標値の５人は、県から県が必要とする人数として、５人配置するように指示を受けています。						
②行政指導・補助	A	富士山の自然環境保全への取り組みの実施（違法採集禁止・外来種侵入防止・ｵﾌﾛｰﾄﾞ車進入禁止）	３項目	３項目	H35	100%	商工観光課
	②　具体目標を富士山の自然環境保全への取り組みの実施に変更し、違法採集禁止・外来種侵入防止・オフロード車進入禁止に努めていきます。						

※取組時期　Ａ：可能な限り早期に着手　Ｂ：概ね３年を目処に着手　Ｃ：概ね５年を目処に着手　Ｄ：５年を超えるもの

(1)施策対象分野	１－１－(2)森林

(2)現状

- **林業経営の不振と林業従事者の高齢化**

外国産木材の流通による国産材の価格低迷により、木材の自給率は 20%前後にまで落ち込み、国内の林業経営は不振が続いています。そのため林業は後継者不足の問題に直面しており、結果として林業従事者の高齢化が進んでいます。

- **放置された人工林の増加**

国産材の価格低迷のため、間伐や下刈りなどの森林管理を行い木材として搬出すると、赤字となることがほとんどです。このため、管理が必要であるにもかかわらず、放置されたままの人工林が増加しています。

- **森林機能の低下**

適切な管理をされず放置された林は、木々が密生しているため十分に生育できず貧弱な状態となっています。このような森林は水源かん養や土砂を安定化する力が乏しいうえ、大雪などが降ると倒れる木々が多くなります。

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)森林機能の向上	**①　森林の公益機能を維持・増進する森林管理** 森林の公益機能を維持、あるいは増進できるよう適正な間伐などの管理や、針広混交林のような公益機能に優れた森林への転換を進めます。
(ⅱ)地元産木材利用の活性化	**②　森林資源の活用、地元産木材利用の促進** 木質バイオマスエネルギーの利用促進や、公共施設などにおける地元産木材の建材や加工品の導入など、森林資源を積極的に活用していきます。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①　森林の公益機能を維持・増進する森林管理	A	森林整備・保全事業 間伐面積	52.6ha	50ha／年	H35	105.2%	農林課
	②　森林の公益機能を維持するには、適正な間伐が有効なため、継続します。						
②森林資源の活用、地元産木材利用の促進	C	木質バイオマスエネルギーの利用促進 木質ペレットの生産量	4,821㎥	5,184㎥／年	H35	93.0%	農林課
	②　木質バイオマスエネルギーの利用を促進し、木質ペレットの生産量を増加させていくので継続します。 目標値の 5,184 ㎥は、施設整備時の目標値です。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

(1)施策対象分野	1－1－(3)里地・里山

(2)現状

● **変わりゆく里地・里山**

里地・里山とは、自然と人の住む地域の中間にあり、集落とそれを取り巻く雑木林、農地、ため池、草原などで構成される場所をいいます。

平野部から山麓にかけての集落と、その周辺の農地や用水路を含めた里地は、小山町を代表する景観でした。しかしながら、農業を取りまく環境が厳しさを増す中、農家の後継者不足や高齢化により、農作業を行わずにそのまま放置された耕作放棄地も増加する傾向にあります。また、このような耕作放棄地のなかには外来植物が生育している場所もあります。

農業そのものも変化しており、農薬や化学肥料の普及や圃場整備による効率化が進みました。その結果、特に水田に依存して生活している生物は大きく減少するなど、景観だけでなく、生態系にも変化が起きています。

集落周辺の雑木林である里山は、かつては人々の生活に密着しており、木は薪や炭などの燃料に、草は田畑の肥料などに利用され、適度の伐採や刈り取りによって管理されていました。

しかしながら、家庭の燃料が石油やガスなどの化石燃料に代わり、化学肥料が普及するようになると、雑木林は利用されなくなりました。また、山麓の集落の人口が減ったことも環境の変化に拍車をかけ、人の手が入らなくなったため、里山は密生した林となりつつあります。

適度に日があたる雑木林が密生した暗い林に変化したため、そこに住む生物も影響を受けています。明るい森林や草地を好む生物のなかには減少したものもいます。

一方、かつては集落周辺ではあまり見られなかったシカやイノシシなどの大型の哺乳類が、集落にまで出没するようになりました。農作物へ大きな被害を与えており、住人たちとの軋轢（あつれき）が問題となっています。

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)里地・里山の環境変化	① 里地・里山の現状の理解 里地・里山の現状について把握し、重要性について普及啓発します。
	② 地産地消・環境保全型農業の推進 健全な農地を守るために、地元産の農作物を積極的に購入するよう働きかけます。また、環境保全型農業について推進し、安全・安心な農業を進めます。
	③ 里地の維持管理活動の実施・参加 市民農園や、Ｉターンなど新規の就農希望者への農地の貸し出しなど、耕作放棄地を活用できるようなしくみを充実します。また、農業体験などのイベントも開催し、多くの人が里地の環境に関心を持ってもらうよう働きかけます。
	④ 農業の多面的機能に対する支援 農業は食糧生産だけでなく、水田による地下水のかん養や生物多様性の維持など多面的な機能をもっています。これらの機能を評価し、維持するための支援を行います。

<table>
<tr><td colspan="8">(3)取り組み内容</td></tr>
<tr><td>取り組み</td><td>取組時期</td><td>具体目標</td><td>H29実績</td><td>目標値</td><td>目標年次</td><td>達成率</td><td>担当課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①里地・里山の現状の理解</td><td>A</td><td>里山等で活動する団体等との連携した取り組みの数</td><td>5回</td><td>5回／年</td><td>H35</td><td>100%</td><td>農林課</td></tr>
<tr><td colspan="7">① 課題に対する取り組みとして有効なため継続します。
目標値の 5 回は、山腹崩壊を未然に防ぐ簡易工法の施工体験や森林の更新を図るため、造林技術の提供及び植栽体験を実施します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②地産地消・環境保全型農業の推進</td><td>A</td><td>環境保全型農業を実施するエコファーマーの認定数</td><td>0人
累計:27人</td><td>32人累計</td><td>H35</td><td>84.4%</td><td>農林課</td></tr>
<tr><td colspan="7">② 地産地消・環境保全型農業の推進のため、エコファーマーの認定数に変更します。
目標値を年 1 人増を見込み 32 人とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③里地・里山の維持管理活動の実施・参加</td><td>B</td><td>農業体験イベントの参加人数</td><td>200人</td><td>200人／年</td><td>H35</td><td>100%</td><td>農林課</td></tr>
<tr><td colspan="7">③ 具体目標を多くの人に農業に関心を持ってもらうために、農業体験の参加人数に変更します。
目標値をイベントへの参加人数とします。
現在港区の小学校 2 校が、田植え・稲刈りを実施しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④農業の多面的機能に対する支援</td><td>A</td><td>中山間直接払交付金や農地・多面的機能支払交付金の活用地区数</td><td>1地区
累計:14地区</td><td>16地区</td><td>H35</td><td>87.5%</td><td>農林課</td></tr>
<tr><td colspan="7">④ 農業の多面的機能に関する支援として、中山間直接払交付金、農地・多面的機能支払交付金を利用することが、課題に対する取り組みとして有効なため継続します。
目標値を３地区増の 16 地区とします。</td></tr>
</table>

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

(1)施策対象分野	1－1－(4)動植物

(2)現状

● **増加しつつある外来種**

近年、河川や道路脇、あるいは耕作放棄地などを中心に特定外来生物であるオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリや要注意外来生物であるコカナダモなどの外来種が多くみられるようになってきました。また、動物ではハクビシンやオオクチバス（ブラックバス）などが町内各地でみられるようになりました。これらの外来種の増加により、もともと小山町で見られていた生物の中には生息地を奪われて減少している種もあり、地域の生態系に悪影響を与えつつあります。（平成 22 年度静岡県特定外来植物生息分布調査より）

● **不足している生物情報**

小山町では編纂された町史などによる生物の情報はあるものの、調査された年代や調査内容に違いがあるため、基礎的情報として利用するには十分とはいえません。

● **生物の生育・生息環境の変化**

農林業の衰退による山林や農地の荒廃や、宅地化などの開発は、生物の生育・生息環境に大きな変化をもたらしています。このため、ゲンゴロウなど以前は普通に見られた生物でも、生息場所が減少したため、貴重な種となった生物が多くいます。その一方で、外来種のように変化した環境に適応して増加した種もいます。

● **動物による農林漁業被害の増加**

最近、山麓部の農地を中心にニホンザル・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシやハクビシンが出没し、農作物に大きな被害を与えています。特にニホンジカについては、個体数が増加傾向にあり、スギ、ヒノキ等の造林木の枝葉の食害と樹皮被害による枯損の害、果樹やイネの食害など、農林業被害は多岐にわたっています。また、わが国の高山帯の気候的極相林（自然遷移の最終段階）であり、富士箱根伊豆国立公園の主要な植生でもある太平洋側ブナ林に対する食害も深刻な問題となっています。

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)外来種の増加の抑制	① 外来種の増加の抑制と侵入の防止 外来種については、町内での生育・生息状況を把握し、駆除など適正な対策により増加を抑制し、分布域を縮小させることに取り組みます。また、外来の園芸種などが野外へ広がることのないよう適正な管理を行うよう働きかけます。
(ⅱ)生物情報の充実化	② 生物情報の収集とデータベース化 生物調査を町民と協働して行うことなどにより、生物情報を充実していくことに取り組みます。既存の情報と新たに得られた情報を基に、生物情報のデータベースや小山町版レッドデータブックを作成するなど、環境に関わる事業に活用できる情報を整備していきます。
(ⅲ)生物の生育・生息環境の変化の把握	③ 生物の生育・生息環境の保全と創出 貴重種や地域の生態系を代表する種(シンボル種)の生育・生息環境の保全に取り組みます。また、公共施設や水路、住宅地などで地域の生態系に合った環境づくりを進めます。
(ⅳ)農林漁業被害への対応	④ 農林漁業被害の防止 国や県などの関係機関と連携して、農地や人家周辺に野生鳥獣が侵入したり、誘引されたりしないような防止策を充実させることに取り組みます。

<table>
<tr><td colspan="8">（3）取り組み内容</td></tr>
<tr><td>取り組み</td><td>取組時期</td><td>具体目標</td><td>H29実績</td><td>目標値</td><td>目標年次</td><td>達成率</td><td>担当課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">① 外来種の増加の抑制と侵入の防止</td><td>B</td><td>道路・河川整備に伴う法面緑化材の在来種の採用</td><td>0箇所</td><td>2箇所</td><td>H35</td><td>0%</td><td>建設課</td></tr>
<tr><td colspan="7">① 町の実施する法面緑化工事をH30に1箇所施工し目標を達成したので、目標値を2箇所に変更します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②生物情報の収集とデータベース化</td><td>D</td><td>文献調査及び現地調査の実施による生物情報の発信</td><td>累計2地区</td><td>5地区</td><td>H35</td><td>40.0%</td><td>くらし安全課</td></tr>
<tr><td colspan="7">② 成美・明倫・足柄・北郷・須走の5地区を対象に、水辺の生物調査を継続して実施していきます（H28足柄・H29成美・H30北郷で実施しました。）。
目標値は全地区で行うよう4地区から5地区に変更します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③生物の生育・生息環境の保全と創出</td><td>D</td><td>土地利用委員会を通じた指導</td><td>11件／11件</td><td>対象案件全て指導</td><td>H35</td><td>100%</td><td>くらし安全課</td></tr>
<tr><td colspan="7">③ 開発に対する土地利用委員会を通じた指導は必要なため、継続していきます。
目標値を対象案件全てに指導にします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤ 農林漁業被害の防止</td><td>A</td><td>有害鳥獣による農業被害額</td><td>9,800千円/年</td><td>5,700千円/年</td><td>H31</td><td>△485.7%</td><td>農林課</td></tr>
<tr><td colspan="7">④ 被害の防止のため、前回までの捕獲頭数ではなく、有害鳥獣による農業被害額（百万円/年）に変更します。
目標値及び目標年次は、小山町鳥獣被害防止計画（H28）で定めた被害額及び目標年次とします。
目標値を設定に用いた時点の被害額6,400千円（H27）を基準値とする。
達成率は（（実績値）－（基準値）／（目標値）－（基準値））×100＝（増減の実績）／（増減の目標）×100
数値を代入すると達成率は、
（（9,800千円－6,400千円）／（5,700千円－6,400千円））×100＝△485.7%</td></tr>
</table>

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね3年を目処に着手　C：概ね5年を目処に着手　D：5年を超えるもの

１－２　快適な空間

⑴施策対象分野	１－２－⑴公園・緑化・花壇
⑵現状	
● **公園の現況** 現在、町内には豊門公園をはじめとする都市公園、足柄ふれあい公園などの農村公園、須走なかよし公園などの子供の遊び場(児童公園と地区広場)、運動場などの公園・緑地が各所に整備されています。町民一人当たりの公園面積は 7.3 ㎡です。 ● **緑化の現況** 緑化については、小中学校や公共施設で緑化が行われていますが、町民や事業所に対する緑化促進の取り組みは緑化フェアのみとなっています。また、花壇づくりは須走本通りのほか、小中学校や各地のボランティアによって個別に進められています。	

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)公園に対するニーズの変化への対応	① 既存公園の再生とネットワーク化 既存公園を地域住民の意見などにより再生し、より魅力のある公園づくりを行うとともに、これらの公園をネットワーク化し、町全体の公園利用をより魅力あるものとします。
(ⅱ)公園の整備・維持管理における住民参加の促進	② 多様な利用者を想定した特色ある公園づくり 子供たちのみではなく、高齢者や観光客などの利用も勘案し、多様な利用者を想定した公園づくりを行います。
(ⅲ)公園の育成	③ 行政と住民等の協働による公園づくりや公園の育成 公園の整備に当たっては、地域住民の参加が不可欠であり、公園の計画や施工、管理など可能な範囲で、行政と町民などの協働による公園づくりや育成を行います。
(ⅳ)緑化を促すしくみがない	④ 地域性を活かした緑化や花壇づくり 地域の緑化や花壇づくりでは、まちなみの重要な要素であるため、地域の気象や集落のイメージなどにあわせた整備や管理を行います。
(ⅴ)花壇づくりの推進	⑤ 公共施設等の緑化推進 地域の緑化の核として公共施設を位置づけ、率先的に緑化を推進します。 ⑥ 普及啓発と緑化指導の強化 公園緑地に関する意識啓発と利用などの促進のため、普及啓発と緑化指導を行います。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
① 既存公園の再生とネットワーク化	B	町民参加型の公園づくりの推進（総数：27箇所）	2箇所 累計：16箇所	27箇所	H35	59.3%	都市整備課
	① 新たに都市公園としてH29に告示した金時公園及びH30に告示した誓いの丘公園を加え、目標値の上方修正に伴い、目標値を変更します。 今後も町民参加型の公園づくりの推進を継続していきます。						
②多様な利用者を想定した特色ある公園づくり	B	地域特性を活かした公園づくりの実施	2箇所	4箇所	H35	50.0%	都市整備課
	② 都市計画マスタープランに示されいる2箇所（小山、北郷）とは別に、豊門公園及び金時公園を加えたことによる目標値の変更を行いました。						
② 行政と住民等の協働による公園づくりや公園の育成	B	地域住民による維持管理の推進（総数：27箇所）	9箇所 累計：27箇所	27箇所	H35	100%	都市整備課
	③ 新たに都市公園としてH29に告示した金時公園及びH30に告示した誓いの丘公園を加え目標値の上方修正に伴い目標値を変更します。 公園の育成には住民との協働が必要不可欠である為、集落支援員制度を活用し今後も継続していきます。						
③ 地域性を活かした緑化や花壇づくり	B	グリーンバンク活用団体数	37団体	37団体	H35	100%	農林課
	④ 具体目標をグリーンバンク活用団体数に変更し、地域の花壇整備を支援していきます。 目標値は、活用団体数を維持します。						
⑤公共施設等の緑化推進	C	小中学校の花壇の整備や畑の耕作実施（小中学校8校）	累計：8校	8校	H35	100%	こども育成課・農林課
	⑤ 小中学校での花壇の整備や畑の耕作は、児童・生徒にとって貴重な体験なので継続します。						
⑦ 普及啓発と緑化指導の強化	B	普及啓発(イベントの開催や小冊子の作成など)と緑化指導の強化	1回	3回/年	H35	33.3%	都市整備課
	⑥ 公園の芝生化イベントや芝生管理講習の開催等を年3回実施することを具体的な数値目標にしました。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね3年を目処に着手　C：概ね5年を目処に着手　D：5年を超えるもの

⑴施策対象分野	１－２－⑵まちなみ・まちづくり

⑵現状

- **景観の現状**

現在、小山町は景観への取り組みとして、富士山の世界遺産登録に合わせ平成 25 年度に景観行政団体へ移行するための準備、平成 27 年度に景観計画の策定と景観条例の施行を目指しています。また、現在適用されている条例としては静岡県屋外広告物条例があります。

- **交通の現状**

町内においても自動車保有台数が増加しており、これにより路線バスなどの公共交通は衰退しています。小山町では誰もが利用しやすい公共交通の実現に向け、地域に公共交通総合連携計画の策定を進めています。

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)水との関わり方の変化	① 水辺を活かしたまちづくり 身近な水辺を活かした、小山町らしいまちづくりを行います。
(ⅱ)歴史・文化遺産の活用	② 歴史・文化遺産の保全と活用 史跡や石造物など多様な歴史・文化遺産を保全し、まちづくりや観光の視点から持続可能な利用を図ります。
(ⅲ)統一感のあるまちなみづくり	③ 景観重点地区設定によるまちなみへの取り組みの具現化 景観整備の具体事例として景観重点地区を設定し、景観整備による効果を具体化します。
(ⅳ)歩行者や自転車利用者の安全の確保	④ 観光地のネットワーク化と歩いて楽しいまちづくり 各種の観光拠点をネットワーク化し、連携して観光やまちづくりを進めることにより、歩いて楽しいまちづくり（歩道整備等）を行います。
(ⅴ)各種利用拠点の連携	⑤ 公共交通の充実 町民や観光客など誰もが利用しやすい公共交通とするため連携計画を策定し、計画の実現に向けて協働で取り組みます。 また、パーク＆ライドなどの取り組みにより鉄道交通の利用を促進します。
	⑥ 自転車の利用促進と自転車道のネットワーク整備 環境に優しい交通機関として自転車の利用を促進するとともに、自転車道のネットワークを整備します。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
① 水辺を活かしたまちづくり	B	ビオトープの整備・維持管理	５箇所	５箇所	H35	100%	農林課
	① 中島・湯船・上野（２箇所）、総合文化会館にホタルのビオトープを設置し管理しており、この環境を維持していくことが重要と考え、具体目標に維持管理を加え目標値を現状維持とします。						
②歴史・文化遺産の保全と活用	B	文化財講座の開催	３回/年	３回/年	H35	100%	生涯学習課
	② 具体目標を文化財講座の開催に変更し、町民に広く文化財を周知するため、世界文化遺産富士山をはじめ、指定文化財や登録文化財に関する講座を開催していきます。						
③景観重点地区設定によるまちなみへの取り組みの具現化	A	景観重点地区における指導	２件	３件/年	H35	66.7%	都市整備課
	③ 具体目標は、景観重点地区設定の完了に伴い、景観重点地区（富士浅間神社区域、国道 138 号沿道・周辺区域）における適合指導に変更します。						
④ 観光地のネットワーク化と歩いて楽しいまちづくり	B	観光振興計画の推進	414万人	500万人	H31	82.8%	商工観光課
	④ 平成２６年度に観光振興計画を策定しました。平成２８年度に観光振興計画アクションプランを作成し、計画の推進に努めていくので具体目標を変更します。 目標値及び目標年次は、観光振興計画に定めている目標値及び目標年次とします。						
⑤公共交通の充実	A	町が「快適な公共交通の整備に取り組んでいる」と回答する町民の割合	25%	50%	H35	50.0%	町長戦略課
	⑤ 平成 28 年６月に『小山町地域公共交通網形成計画（改訂版金太郎公共交通計画）』を策定し、計画に基づく推進事業の実施や、既存バス路線等の評価及び検証を行うことで、利便性の向上と利用者の増加を図ってきましたが、町民の満足度は依然として低い状況です。この為、平成 30 年度以降は、これまでの取り組みにとらわれず、新たな公共交通の仕組み作りに取り組み、便利で、且つ持続可能な地域公共交通ネットワークサービスの形成を推進していくため、本指標は継続します。						
⑤ 自転車の利用促進と自転車道のネットワーク整備	B	駅や高速バス停の駐輪場整備	１箇所 累計：2箇所	３箇所	H35	66.7%	都市整備課 建設課
	⑥ 現在整備されている駐輪場は、駿河小山駅と東名足柄バス停の２箇所で、足柄駅と東名おやまバス停を整備予定でしたが、東名おやまバス停は、利用形態から整備はしないため、目標値を４箇所から３箇所に変更します。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

(1)施策対象分野	１－２－(３)眺望と田園景観
(2)現状と課題	
● **眺望と田園景観の現況** 現在、計画的な土地利用の推進のため土地利用計画の策定をすすめており、また景観行政団体の指定についても検討をすすめています。	

◇課題	◇取り組み
(ｉ)田園景観を保全するしくみづくり	**①　土地利用計画などの策定** 景観に大きく影響する土地利用について計画的に実施し保全すべき景観を守ります。
	②　総合的な景観施策の展開 景観法による景観行政団体となり独自の景観施策を展開するなど、町としての総合的な景観を保全・創出するしくみをつくります。
	③　小山町らしい景観の保全 田園風景や湧水、富士山や金時山の眺望など小山町らしい景観を保全します。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①土地利用計画などの策定	A	景観計画及び景観条例に基づく指導	９件	１０件/年	H35	90.0%	都市整備課
	①　小山町景観計画及び小山町景観条例は平成 27 年度に策定済みなので、具体目標を年間指導件数に変更します。						
②総合的な景観施策の展開	A	観光地エリア景観計画に基づく整備(足柄地区)	０地区	１地区	H35	0%	都市整備課
	②　平成 27 年度に策定した景観計画により、観光地エリア景観計画に基づく整備を足柄地区で実施することとしているので、具体目標と目標値を変更します。						
③小山町らしい景観の保全	A	公共施設景観形成ガイドラインの策定	未着手	策定	H35	0%	都市整備課
	③　平成２７年度に策定した景観計画により、公共施設景観形成ガイドラインを策定することとしているので、具体目標と目標値を変更します。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

１－３　農業

⑴施策対象分野	１－３－⑴農業をとりまく環境
⑵現状	

● **減少する農家と農地**

小山町の基幹産業である農業は、稲作を主軸として、豊富な湧水を利用した水かけ菜やわさびなどが栽培されています。農家は、平成 22 年度で町内に 773 戸あり、町内の全戸数の約１割を占めています。経営面など農業を取りまく環境は厳しさが増しており、農家数は年々減少する傾向にあります。特に規模の小さい兼業農家が大きく減少しています。

農家数の減少に合わせて、農地も減少傾向にあり、担い手不足などから耕作が行われなくなった農地が町内に点在しています。手入れがされなくなった耕作放棄地は雑草が生い茂り、農業にとっての害虫の発生源になるなど、環境上の問題も抱えています。

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)農地の荒廃と減少が進んでいる	**①　農業を続けられる環境の整備** 小山町の農業の魅力を高め、農業者が意欲的に農業を続けていくことのできるような環境整備を進めます。具体的には、地産地消のシステムづくりや新たな担い手の確保などです。
	②　耕作放棄地の有効活用 基盤整備や作付を推進し、耕作放棄地の有効活用を図ります。
(ⅱ)農業従事者不足や高齢化による農業の継続が困難になっている	**③　情報の蓄積と相談窓口の整備** 耕作放棄地となっている農地の把握や農業者の斡旋などのしくみづくりを進めます。
	④　農作業体験や新規就農の支援 将来の就農を視野に入れた農作業体験の実施を行います。 農業次世代人材投資資金など、補助制度の活用を推進し、新規就農支援を進めます。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
① 農業を続けられる環境の整備	A	地域での人・農地プランの作成数	1件 累計：2件	8件 累計	H35	25.0%	農林課
	① 地域の話し合いにより、耕作者の年代情報や後継者の確保状況など地域の現状を地図により把握し、地域の将来方針を記載する「人・農地プラン」を年間1件作成することを目標とし、具体目標を変更します。						
②耕作放棄地の有効活用	A	耕作放棄地の面積	7.5ha	7ha	H35	0%	農林課
	② 農地利用の最適化が法制化され、H29 から農地利用最適化推進委員が設置されています。耕作放棄地については農業委員会で毎年調査しており、基盤整備や多様な担い手での利用を促し解消に努めていくため、具体目標を変更します。 目標値を現状から 0.5ha 減の 7ha とします。 目標値を設定に用いた時点の面積 7.5ha（H29）を基準値とする。 達成率は（（実績値）－（基準値）／（目標値）－（基準値））×100＝（増減の実績）／（増減の目標）×100 数値を代入すると達成率は、 （（7.5ha－7.5ha）／（7ha－7.5ha））×100＝0%						
③情報の蓄積と相談窓口の整備	A	農地中間管理機構を活用した農地の集積面積	2.3ha 累計：7.8ha	30ha 累計	H35	26.0%	農林課
	③ 農地の有効活用を図るため、担い手への農地の集積や集約化を推進する「農地中間管理機構」の活用面積を目標値とし、具体目標を変更します。 目標値は、年間 3ha 以上の活用を見込み、累計で 30ha とします。						
④農業体験や新規就農の支援	B	新規就農者数	0人	1人/年	H35	0%	農林課
	④ 課題に対する取り組みとして有効なため継続します。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

(1)施策対象分野	１－３－(2)環境保全型農業・資源循環型農業

(2)現状

環境にやさしい農業、農産物への関心が高まりつつあります。また、平成 16 年に道の駅ふじおやまに農産物直売所が開設し、水稲専作農業経営から畑地化・野菜へと移りつつあることから、堆肥の需要が年々増加している状況にあります。そのため、生ごみ、食品廃棄物等バイオマス資源を活用した「環境保全型農業」への関心が高まっています。

農薬の取り扱いについては、農業者において流出防止のための措置がとられています。不要となった農薬は JA により回収が行われています。また、マルチなどの農業用廃プラスチックの回収も進められています。

◇課題	◇取り組み
(ｉ)環境保全と環境への負荷の少ない農業	① 環境保全型農業の推進 農業者は、農薬・除草剤・化学肥料の使用を削減し、目標値を遵守するとともに、環境保全型農業を推進します。また、家庭菜園等を営む町民も、農薬・除草剤・化学肥料などの使用を控えます。
	② 資源循環型農業の推進 地域で生み出される有機廃棄物の堆肥化を進め、地域内の資源循環型農業を推進します。
	③ 農業用資材の環境負荷低減 農業に用いる資材は、環境負荷の低いものを使用するようにします。

(3)取り組内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①環境保全型農業の推進	A	国際水準ＧＡＰ（農業生産工程管理）に取り組む人数	16人 累計：16人	22人	H35	72.7%	農林課
	① 食品安全・環境保全・労働安全等の研修を受け、農業者自身が農場経営の課題を認識し改善に取り組む、「国際水準ＧＡＰ」に取り組む人数に具体目標を変更します。 目標値を１人／年増を見込み 22 人とします。						
②資源循環型農業の推進	D	堆肥製造施設件数	0件 累計：2件	3件	H35	66.7%	農林課
	② 製造量を把握することが難しいので、施設件数の維持・増加を目標とする。 現在の施設は、鈴木牧場、㈱サンファーマーズです。						
③農業用資材の環境負荷低減	A	エコ米に取り組みむ水田面積	29ha	31.5ha	H35	0%	農林課
	③ 使用済みマルチの回収量としていたが、目指す目標値がイメージできないので、化学合成農薬５割減、化学肥料５割減を実施する「エコ米」の面積に変更します。 目標値は、年 0.5ha 増を見込み、31.5ha としました。 目標値を設定に用いた時点の面積 29ha（H29）を基準値とする。 達成率は（（実績値）－（基準値）／（目標値）－（基準値））×100＝（増減の実績）／（増減の目標）×100 数値を代入すると達成率は、 （（29ha－29ha）／（31.5ha－29ha））×100＝0％						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

(1)施策対象分野	１－３－(３)地産地消と食育

(2)現状

● **注目される地元産農産物**

「安全・安心・新鮮・おいしい」を旗印に、地元産農産物が注目を集めています。現在、町内の各地区に農産物直売所があり、地元産農産物の消費を拡大する試みが行われています。地元産農産物を地元で消費する地産地消は、食糧の多くを海外からの輸入に頼るわが国にとって食糧の自給率を高めることであり、遠くから運ばれてくる際に消費するエネルギー(フードマイレージ)を下げることにもつながります。

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)地元産農産物の需給拡大	**①　地産地消の推進** 地産地消をさらに推進します。
	②　農産物の小山町ブランドをつくる 知名度の向上や安定供給の確保のために、地元産農産物のブランド化を進めます。
	③　農と食育 地元産農産物への理解を深める食育を進めます。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①地産地消の推進	A	農産物直売所へ出荷している農業者数	―	200人	H35	―	農林課
	①　道の駅ふじおやま、道の駅すばしり、ファーマーズ御殿場、マックスバリュー小山町店に農産物を出荷している人数。前回は、道の駅ふじおやまの販売額としたが、農産物直売も多種多様化しているため出荷している農業者数(重複含む)に変更します。						
②農産物の小山町ブランドをつくる	D	町内農産物・加工品のブランド数	１件 累計:5件	７件	H35	71.4%	農林課
	②　課題に対する取り組みとして有効なため継続します。 ブランド数は５件（ごてんばコシヒカリ、水かけ菜、金太郎トマト、わさび、干し芋）。						
③農と食育	A	町内各園・小学校の農業体験プログラム数	７園 ５校	７園 ５校	H35	100%	農林課 健康増進課
	③　幼稚園・保育園・こども園（レッツゴーファーム）、小学校（５年生）が、農業委員会の協力により農業体験を実施しています。この体験は子ども達にとって貴重な体験なため、継続します。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

2．きれいな水と空気、安全な生活環境

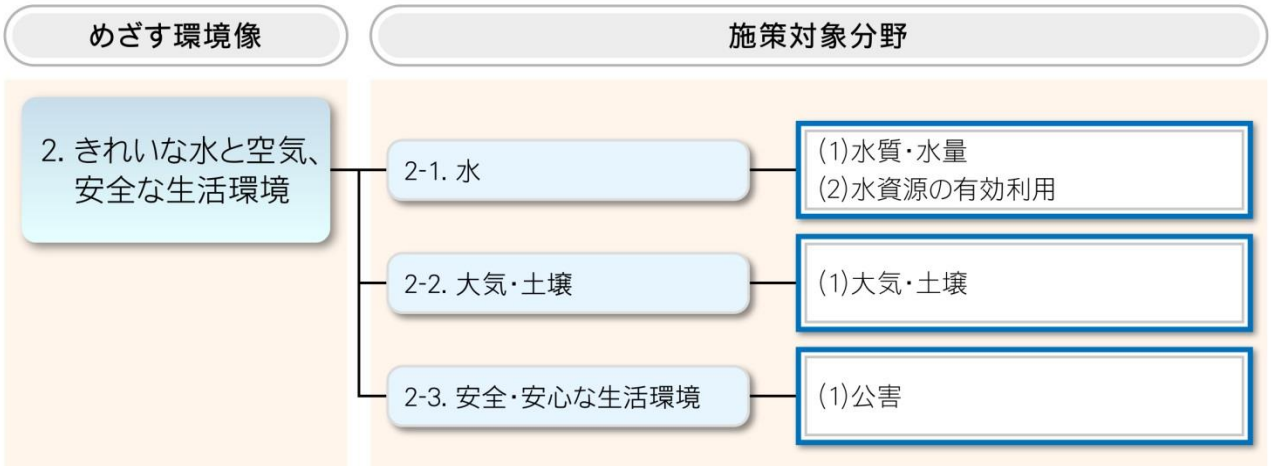

この章でめざすこと

人々の生活を支えるものとして、水と空気は重要です。開発の進展の中で、町民の水瓶となっている地下水や清らかな川の流れを守っていくことが課題となっています。また「空気がおいしい」ことも小山町の良さのひとつであり、これも守っていく必要があります。また工場や自動車の増加による「公害」の発生も懸念されています。

水と空気を守るために、まずはしっかりと現状を把握することが必要です。公害については、同様に現状を把握し、情報収集を進め、快適で安心・安全な暮らしをめざします。

めざす環境像の達成目標

環境に係る環境基準の達成率 100%（光化学オキシダントを除く）をめざします。

【説明】

平成 25 年度現在、環境基準はほぼ達成されています。大気中の光化学オキシダントについて気象の影響等が大きく対策をとることが難しいため、目標から除いています。

２－１　水

⑴施策対象分野	２－１－⑴水質・水量
⑵現状	
小山町の環境の特徴の一つとして「豊かな水」があげられます。河川の水質検査は町内各地で行われていますが、水質や水量を評価し監視する体制は整っていないのが現状です。 河川の水の汚れは、須走地区の下水道普及などにより、一時期よりは改善してきていますが、水質の経年的な変化の把握や評価がされていないため、水質が悪化している懸念があります。また、小山町の地下水は豊富といわれています。産業等の発展にともない、地下水汲み上げ量が増える可能性があるため、地下水の経年的な変化の把握や評価、保全のための対策が必要となっています。	

◇課題	◇取り組みの方向性
(ⅰ)水質・水量の監視体制の強化が必要	①　水質・水量の定期検査、監視体制を整える 水質調査は町内約34箇所の河川で行われていますが、経年的な比較などを含め水質の状況を把握します。地下水位調査は町内２箇所において実施していますが、いっそうの地下水量の把握に努めます。
	②　情報の公開 水質・水量の調査結果の町民への情報提供のあり方について検討していきます。
	③　水質を汚染する物質の管理と水質浄化の推進 水質悪化防止対策として、水質汚染物質の管理(下水道整備や事業所対策、各家庭の排水処理)と普及啓発などを進めます。
(ⅱ)水質悪化・水量減少の懸念がある	④　水を利用した産業からの水質維持 水を利用した産業(わさび栽培やニジマス養殖)も盛んですが、水質確保への協力や流出する水の水質維持に努めます。
	⑤　河川の清掃と浄化機能の確保 堰や河川へのごみ投棄の防止や清掃活動をいっそう推進します。また河川の浄化機能向上を目指し、必要な河川流量の確保や自然型護岸の整備を進めます。
	⑥　地下水保全のための取り組みを進める 地下水を保全する取り組みとして、地下水くみ上げの届出制度や条例など保全のための施策・制度を検討・制定していきます。また、節水や地下水のかん養(雨水浸透、透水性舗装、水田)のための取り組みを進めます。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
① 水質・水量の定期検査、監視体制を整える	A	河川・井戸の水質検査の実施	河川33 井戸　5	河川34 井戸　5	H35	97.4%	くらし安全課
	① 内容が⑥と同様だったため、具体目標を河川・井戸の水質検査の実施とします。 目標を河川・井戸のそれぞれの測定箇所数に変更します。						
②情報の公開	C	町内河川34箇所・井戸の水質情報の公開	河川33 井戸　5	河川34 井戸　5	H35	97.4%	くらし安全課
	② 井戸の５箇所についても年次報告で公表していくので、追加して継続します。						
③水質を汚染する物質の管理と水質浄化の推進	A	下水道への接続と合併浄化槽設置の促進	62.5% (暫定)	76.9%	H35	81.3%	上下水・おやまで暮らそう課
	③ 須走地区において、下水道未接続世帯に対し、接続促進PRを継続していきます。 また、個人住宅への合併浄化槽の設置促進については、補助金制度を継続していきます。 【須走地区】 下水道接続率（95.1%）＝接続人口（4,271人）／須走地区人口（4,491人） 【須走地区以外】 合併処理浄化槽処理率（52.3%）＝設置人口（7,492人）／（人口（18,815人－下水道接続人口（4,491人）） 【全体】 実績値（62.5%）＝（須走の下水道接続人口（4,271人）＋合併浄化槽設置人口（7,492人））／人口（18,815人）						
③ 水を利用した産業からの水質維持	A	ニジマス養殖産地に適合した水質確保のため、定期的な水質検査の継続	４回	４回／年	H35	100%	くらし安全課
	④ 養殖場取水口での年４回、ＢＯＤ他15項目の水質検査はニジマス養殖産地に適合した水質確保に必要なため、継続します。						
④ 河川の清掃と浄化機能の確保	B	リバーフレンドの登録団体数	５団体	５団体	H35	100%	建設課
	⑤ 不法投棄の関係は、２－２－３－⑤にあるため、河川の清掃という面から具体目標をリバーフレンドの登録団体数とし、団体を支援していきます。 目標値は、現登録団体数を維持します。 登録団体：小山町役場、祭りボランティア、向方区、宿区、用沢５・７班						
⑥地下水保全のための取り組みを進める	C	地下水位の定点観測の実施	２箇所	２箇所	H35	100%	町長戦略課
	⑥ 棚頭・一色地区の２箇所において定点観測を毎月実施して地下水位を監視し、年間データをまとめ、過去と比較して変化が無いことを確認しています。 湧水地については、夏・冬の年２回町内１０箇所の調査を行い、湧水量が過去と比較して変化が無いことを確認しています。 今後も上記活動を実施し、地下水の監視を継続していきます。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

(1)施策対象分野	２－１－(2)水資源の有効利用
(2)現状	
小山町は地下水が豊富なため、これまで資源としての水についてそれほど意識してきませんでした。そのため雨水利用などに対する意識が低くなっています。またニジマス養殖などの水産業も盛んですが、一時期よりも生産量は減少してきています。	

◇課題	◇取り組みの方向性
(ⅰ)水資源利用のあり方を検討する	①　水利用のあり方について検討する 水資源の有効利用のため、流域間や小山町全体を含む広い地域において水資源の実態を把握し、保全と有効活用のあり方を検討していきます。
(ⅱ)水資源を活用した産業の振興	②　再生水・雨水利用の促進 身近なところで雨水や上水の再利用を進め、水を無駄にしない取り組みを行います。
	③　水資源を活かした特産品の需要拡大 町内ではニジマスなど水資源を活かした産業が盛んなため、これらの活性化を図っていきます。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①水利用のあり方について検討する	A	地下水を採取している町内全事業所に対する揚水量調査の実施	１回	１回／年	H35	100%	町長戦略課
	①　標記調査を実施しているのは本町だけでなく、県内全ての市町が実施しています。各市町がこのデータを水系（エリア）毎に集計し県に報告すると、県はそのデータを集約し、地下水賦存量調査結果としてＨＰ上で公表をします。これにより、広域的な水系毎における賦存量と使用量を把握する事が出来るため、地下水の今後のあり方について検討していきます。						
②再生水・雨水利用の促進	A	雨水の利用促進	０回	２回／年	H35	0%	くらし安全課
	②　水資源は潤沢であり、役場庁舎等での雨水利用は現実的ではないため、町民に向けて雨水利用を促進していきます。 目標値は、無線放送等での啓発回数とします。						
③水資源を活かした特産品の需要拡大	B	ニジマスブランド化、特産品としての確立	25 件	50 件／年	H35	50.0%	商工観光課
	③　平成 27 年にニジマスの「レッドキャビア」と「切り身」をふるさと納税の返礼品として登録しました。 平成 29 年度の実績がレッドキャビア 19 件、切り身 6 件だったので、目標値は倍増を見込み 50 件とします。						

※取組時期　Ａ：可能な限り早期に着手　Ｂ：概ね３年を目処に着手　Ｃ：概ね５年を目処に着手　Ｄ：５年を超えるもの

２－２　大気・土壌

⑴施策対象分野	２－２－⑴大気・土壌
⑵現状	
小山町では、４地区の測定箇所を２年ごとに順次変えながら大気中のダイオキシン類の定量分析調査を行っています。 静岡県では、県下の一般環境大気測定局 59 局で大気汚染物質濃度調査を行っています。小山町の近くでは、御殿場市役所に測定局がありますが、いずれの測定局においても、近年では基準に対してはほぼ横ばい状態で推移しています。	

◇課題	◇取り組みの方向性
(ⅰ)町内の空気の状況は充分には把握されていない	①　大気や土壌の現状を把握する 大気や土壌の現状を把握するため、測定地点・項目を検討し、その数を増やします。また併せて取得したデータを評価し、町民に公表する取り組みを進めます。
	②　「空気の澄んだまち」を実現する取り組み 小山町の優れたところである「空気の澄んだまち」を実現・維持するため、野焼きへの対策やエコドライブの取り組み、畜産臭気への対策などを行います。

⑶取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①大気や土壌の現状を把握する	A	大気や土壌の測定情報を HP 等への情報公開の実施	１回	１回／年	H35	100％	くらし安全課
	①　大気や土壌の測定情報は、町民に知らせるため、継続していきます。 目標値をＨＰ等への公開回数に変更します。						
②「空気の澄んだまち」を実現する取り組み	A	野焼き原則禁止の普及啓発活動（無線放送、広報掲載）	４回	４回／年	H35	100％	くらし安全課
	②　苦情の多い野焼きについては、継続して実施していきます。 目標値を、無線放送等を実施した回数に変更します。						

※取組時期　Ａ：可能な限り早期に着手　Ｂ：概ね３年を目処に着手　Ｃ：概ね５年を目処に着手　Ｄ：５年を超えるもの

２－３　安全・安心な生活環境

⑴施策対象分野	２－３－⑴公害

⑵現状

ダイオキシン類については、平成１１年７月 16 日にダイオキシン類特別措置法が公布され、事業所から排出されるダイオキシン類の量や大気中の環境基準について、新たに基準が設けられました。小山町では、平成 12 年度から公共域における大気中のダイオキシン類の量を毎年測定しています。測定箇所は、小山（役場）、足柄（支所）、北郷（球場）、須走（支所）の各地区の調査個所を２年ごとに変えながら大気調査を実施しています。大気調査は、年間４回、24 時間連続測定を１週間実施しており、これまで環境基準を上回ったことはありません。

公害などの苦情は、毎年１件から 20 件程度寄せられています。水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物投棄などのうち、悪臭によるものが多く寄せられています。大気汚染、土壌汚染、振動及び地盤沈下に関する苦情は寄せられていません。悪臭の主なものは、堆肥の臭いによるものです。

また、不法投棄は、人目につきにくい河川や山間部などに多くみられます。小山町では、毎年７ｔから８ｔを超える不法投棄が確認されています。不法投棄物件の区分としては、鉄類、粗大性可燃ごみ、自転車、廃タイヤなどが多くなっています。

農薬類については、小山町は県下でも有数のゴルフ場所在自治体です。静岡県では、「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」及び「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」により、農薬使用管理責任者の選任と届出、毎年の防除計画報告書及び農薬使用実績報告書の提出、年２回（６月、９月）の水質測定、更には、農薬の適正な管理や使用方法について、報告義務を求めるとともに、排水について立入検査を実施しています。

平成 13 年度に県が実施した立入検査では、農薬の管理及びゴルフ場の調整池や排水口から採取した水の分析結果からは、異状はなく、適正に管理運営されていました。

農業における取り組みとしては、不要農薬の回収がＪＡにより行われています。この他にＪＡのラジコンヘリによる農薬の一斉空中散布、トレーサビリティー（生産履歴管理システム）の充実、特別栽培米（ブランド米）の推奨により、結果的に農薬の減量につながっています。

◇課題	◇取り組み
公害について、現状では重大な問題は起きていませんが、産業等の発展に伴い、いずれかの問題が発生する可能性もあります。特に懸念があるものとして、騒音・光害・振動・化学物質などが挙げられます。またポイ捨て・不法投棄については、以前から各地で目立っており、苦情件数も多くなっています。 農薬については、水路などへの流出や土壌へのしみこみが起きないよう、防止措置を講じることが必要です。また、より環境への負荷の少ない農業、安全・安心な農産物生産を目指し、環境保全型農業をさらに推進することが求められます。	**①　周囲環境に配慮した音量・音の出し方を工夫する** 騒音については、周囲環境に配慮した音量や音の出し方を工夫する取り組みを進めます。
	②　小山町の景観や植生に配慮した照明を導入する 光害については、農業への影響軽減と不必要な夜間照明への対策を行います。
	③　自動車交通を適正に管理し、振動被害を軽減する 振動については、自動車交通などへの対策を進めます。
	④　工場などの振動を適正に管理する
	⑤　ポイ捨て・不法投棄をなくす ポイ捨て・不法投棄対策では、条例を制定していますが、更なる意識啓発をしていきます。
	⑥　有害化学物質の適正管理 農業者は、農薬・除草剤・化学肥料の使用を削減し、目標値を遵守するとともに、環境保全型農業を推進します。また、家庭菜園などを営む町民も、農薬・除草剤・化学肥料などの使用を控えます。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
① 周囲環境に配慮した音量・音の出し方を工夫する	A	騒音の周辺環境への配慮と適切な対策の実施	0件／0件	対象案件全てに指導	H35	100%	くらし安全課
	① 対象を公共施設だけでなく全てに広げ、騒音の苦情があった時は原因を確認し、関係者に指導します。 目標値を対象案件全てに指導に変更します。						
②小山町の景観や植生に配慮した照明を導入する	A	公共施設での夜間照明施設の使用時間の制限の実施	苦情無午後9時迄	使用時間の制限	H35	100%	生涯学習課
	② 小山中学校、北郷中学校、須走小学校にある夜間照明施設の使用時間を午後9時迄に制限し周辺への配慮を継続していきます。また、生涯学習施設における照明のＬＥＤ化を進めていきます。						
② 自動車交通を適正に管理し、振動被害を軽減する	B	荒れた舗装道路の修繕・補修の実施	対象案件全てに対応	対象案件全てに対応	H35	100%	建設課
	③ 建設課職員が町道をパトロールし、随時穴埋めの応急対応をしています。直営で対応できない箇所は業者に依頼し修繕・補修を実施しています。平成32年にオリンピック・パラリンピックの自転車競技のロードレースのコースとして町道を走行するため、自転車競技のコースの舗装補修を実施します。						
④工場などの振動を適正に管理する	A	住民からの通報へ迅速に対応し原因者への指導	0件／0件	対象案件全てに指導	H35	100%	くらし安全課
	④ 工場などからの振動の苦情はありませんが、あった場合の対応が必要なため継続していきます。 目標値を対象案件全てに指導に変更します。						
④ ポイ捨て・不法投棄をなくす	A	不法投棄量の削減	7,220㎏	5,000㎏	H35	0%	くらし安全課
	⑤ 不法投棄は年々減少していますが、さらなる減少に努めるため継続していきます。 目標値を10,258㎏から5,000㎏に変更します。算出根拠は、前目標値からのH29の実績の減少割合をH29の実績に乗じました。 目標値を設定に用いた時点の不法投棄量7,220㎏（H29）を基準値とする。 達成率は（（実績値）－（基準値）／（目標値）－（基準値））×100＝（増減の実績）／（増減の目標）×100 数値を代入すると達成率は、 （（7,220㎏－7,220㎏）／（5,000㎏－7,200㎏））×100＝0%						
⑥有害化学物質の適正管理	A	農薬等の使用の削減	1回	1回／年	H35	100%	農林課
	⑥ H29までは、水質汚濁防止法有害物質貯蔵指定施設設置届が提出されている事業所を掲載してきましたが、今後は取り組みにある農薬等の使用の削減について、町民に啓発していきます。 目標値は広報誌等での啓発回数とします。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

3．循環型の社会

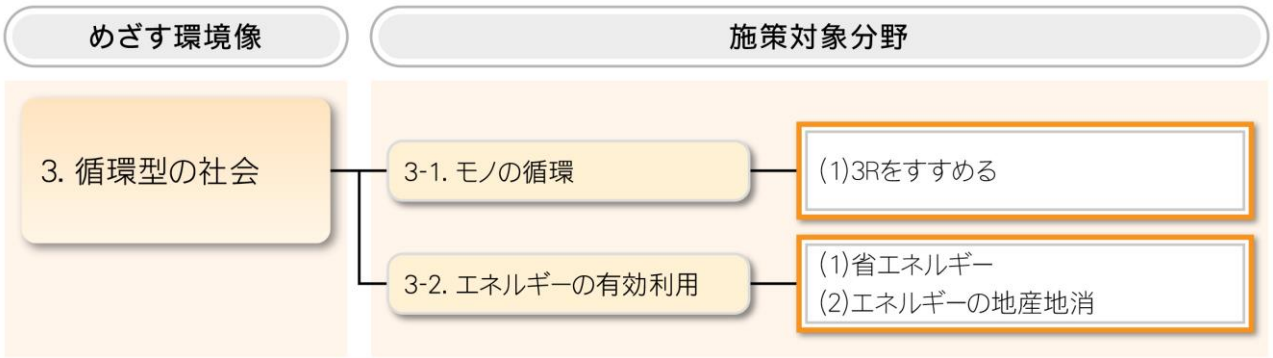

この章でめざすこと

環境の課題として重要なものに、ごみとエネルギー問題があります。町内から排出・処分されるごみの量は膨大であり、燃焼時の地球環境への負荷や残った残渣の処分などが懸念されます。エネルギーでは、地球温暖化に関係の深い CO_2 排出量削減やエネルギー運搬・移動にともなう環境負荷の低減が課題となっています。

地球環境への負荷を減らすには、地域として循環型社会を実現することが重要です。このため、ごみの減量と資源の再利用、省エネルギーの実践、地元でのエネルギー生産の構築をめざします。

めざす環境像の達成目標

一人一日当たりのごみの排出量について、平成 32 年度までに 890g 以下をめざします。

【説明】

平成 24 年度の小山町の一人一日当たりのごみ排出量は 1,059ｇです。国の目標は平成 32 年度までに 890ｇであることから、小山町でも目標値とします。

～◇ コラム・3Rとは？ ◇～

環境に負荷を与え、処理コストのかかる「ごみ」を極力少なくする取り組みとして、本計画で推進していく考え方です。Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字をとって一般に「3R（スリーアール)」と呼ばれています。

それぞれの言葉の示す意味は以下の通りです。

- Reduce(リデュース) →ごみを減らす
- Reuse(リユース) →再び使う
- Recycle(リサイクル) →形を変えて使う

この３つの中ではリサイクルがもっとも一般的な言葉で、広く知られています。本計画ではこの３つの考え方に優先度をつけて扱っており、まずはごみを減らすこと(リデュース)をすすめ、次に再び使うこと(リユース)、最後にリサイクルを行うこととしています。

なお以下のものを加え、４Ｒ・５Ｒとする場合もありますが、本計画では基本となる「３Ｒ」をまずは進めていくこととしました。

- Refuse(リフューズ) →ごみになるものは買わない
- Repair(リペア) →修理して使う

３－１　モノの循環

⑴施策対象分野	３－１－⑴３Ｒをすすめる

⑵現状

● **ごみの収集量が増えている**

家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの収集量は、横ばい状態にあります。ごみは基本的に固形燃料にするＲＤＦ方式により処理されており、処理にかかる費用も膨大な金額となっています。現在、平成 27 年度の稼働を目指しストーカ式ごみ焼却施設の建設が進んでおり、町民の利便性の向上と処理経費の節減が期待されています。

◇課題

(ⅰ)ごみの量の増加

町民一人あたりの排出量が多いことが課題です。原因としては、大量生産・大量消費社会となった現在、使い捨ての製品が増えてきていることなどが挙げられます。また、レジ袋や資源物を分別せずに可燃ごみとして出していることもごみを増やす一因です。一部の消費者や事業者の分別に対する意識が低いことが課題となっています。

(ⅱ)制度・社会構造の問題

事業系のごみが増えてきていることは、事業所自体が増加していることもありますが、ごみの減量の意識や分別を徹底するしくみが充分でないことも原因のひとつと考えられます。

(ⅲ)リユース(再利用)するしくみ・商品がない

ビール瓶などリユースのしくみがすでにできあがっているものもありますが、多くのリユース可能なものは、どのようにリユースすればよいのか分からない場合が多くなっています。しくみがないことが、リユースが進まない原因の一つとなっています。また、リユースをしたくても、すぐに壊れたり、別の場面で利用できない製品が多くあります。リユースを進めやすい製品づくりが課題となっています。

なお、小山町では、平成 25 年 10 月 1 日から事業者の協力により古着のリユース事業を始めています。

(ⅳ)資源化・分別の問題

ごみの資源化を進めるためには、分別が必要不可欠です。しかしながら分別には手間がかかるため、取り組みの遅れが見られます。事業者も分別を行うよりは産業廃棄物として処理した方がコストがかからないという場合もあることから、なかなか取り組みが進んでいません。

小山町の燃えるごみのうち、重量的に大きな割合を占めるのは生ごみです。この生ごみ処理を行うことでごみ減量は大きく進みますが、現状では生ごみ処理の取り組みやしくみづくりが遅れています。

(ⅴ)制度(取り組み)の遅れ

家電については、家庭で不要となったテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた家電リサイクル法が制定されています。しかし、4品目のみであるため、他の家電についてはリサイクルが進んでいません。またリサイクルのための知識が広まっていないため、リサイクルされずに捨てられるものも少なくありません。農業用資材についても再利用を進める必要があります。

(ⅵ)固形燃料の処理

ＲＤＦセンターで作られる固形燃料の処分については、課題が多いことから、平成 27 年 4 月稼働予定の新ごみ処理施設の建設が進められています。

◇取り組み
①　生ごみを減らす ごみの量を減らすため、まずは身近なところから、生ごみを減らすことに努めます。買い物の工夫や生ごみ処理方法の検討などの取り組みを進めます。
②　販売店は過剰包装を減らす 販売店は過剰包装を減らすとともに、リユース・リサイクルできる商品、リサイクル原料を使った商品などに切り替えます。
③　買い方･売り方を変える ごみの量にはレジ袋や売り方の問題もあります。マイバック・マイカゴの利用促進、量り売りの導入などを進めます。
④　家庭からのごみ分別を徹底する 分別することにより量を減らすため、ガイドライン作成など普及啓発を進め、ごみの分別や出しやすい環境を整えていきます。
⑤　事業系ごみの実態を把握し減量・分別に取り組む 事業系ごみを計画的に削減するため、その方法や処理に関する制度を検討します。
⑥　家庭系ごみの減量を目指し、ごみ処理にかかる費用の見直しなどを行います。
⑦　リユース前提の製品作りを進める 事業者間で規格を統一することでリユース可能になる製品は多くあると考えられます。そのような製品を選ぶ立場から開発する立場まで、協力してリユース可能な製品づくりを進めます。
⑧　リユースするためのしくみづくりを進める ビンのような広域的な製品の他にも、身近なところで衣服・自転車・家具などリユース可能なものがあります。リユース可能なものの発掘とフリーマーケットのようなしくみづくりを進めます。またデポジット制度やリフィール化なども検討していきます。
⑨　生ごみ堆肥化とバイオマスとしての利用を検討する 生ごみの資源化では堆肥化とバイオマスとしての利用があります。これらの取り組みを検討します。
⑩　生ごみを生かした堆肥の検討 堆肥化では、堆肥を作るしくみとできた堆肥を利用するしくみが必要です。堆肥化とその利用面から取り組みを検討します。
⑪　エコ商品の利用 リサイクルできる商品やリサイクル原料を用いている商品利用を積極的に進めます。
⑫　資源化のためのごみ分別を徹底する ごみの資源化を進めるには、分別を進めることが大切です。分別方法をわかりやすくすることや事業系ごみの分別を積極的に進めます。またものを購入する場合にリサイクルされた製品を選ぶことも重要です。
⑬　制度の見直し・普及啓発 家電などのリサイクルを進めるためには、国レベルでの施策推進が必要であり、小山町としても、問題提起をしていきます。またリサイクルのしくみや処理方法を町民に知らせます。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
① 生ごみを減らす	B	食品ロスの削減の周知	４回	４回／年	H35	100%	くらし安全課
	① 生ごみを減らすには、食品ロスの削減が重要であるため、具体目標を変更します。 目標値は、無線放送等の回数に設定しました。						
②販売店は過剰包装を減らす	A	リユース・リサイクルできるトレイの使用等の働きかけ	―	３店舗	H35	―	くらし安全課
	② 過剰包装を減らすには、リユース・リサイクルできるトレイの使用の働きかけが重要となるため、具体目標を変更します。 目標値は、マックスバリュー小山店・北郷農協スーパー・ポテトの３店舗を設定しました。						
② 買い方・売り方を変える	A	マイバッグ・マイかご利用の促進	３店舗	３店舗	H35	100%	くらし安全課
	③ 買い方・売り方を変えるには、マイバッグ・マイかごを利用してもらうことが重要であるため、具体目標を変更します。 目標値は、マックスバリュー小山店・北郷農協スーパー・ポテトの３店舗を設定しました。						
③ 家庭からのごみ分別を徹底する	A	ごみ出し・分別の現況を把握し、家庭ごみガイドブックの見直し	０回	２回累計	H35	0%	くらし安全課
	④ 定期的にガイドブックを見直し、ごみ出し・分別の現況を把握していく必要があるため、継続していきます。 目標値をガイドブックの見直し回数とします。						
⑤事業系ごみの実態を把握し減量・分別に取り組む	B	エコアクション 21 取得事業者数	７	１０	H35	70.0%	くらし安全課
	⑤ 事業者にエコアクション 21 に認証・登録してもらい、ごみの分別、減量に努めてもらうよう、具体目標を変更します。 目標値は、H35 までに 10 事業者を目指します。						
⑤ 家庭系ごみの減量化	A	一人一日当たりのごみ量の削減	971ｇ	890ｇ	H35	42.6%	くらし安全課
	⑥ H29 までは、「リユースするための仕組みづくりを進める」の具体目標になっていましたが、家庭系ごみの減量化のことなので、この具体目標に変更します。 目標値を設定に用いた時点のごみ量 1,031g（H25）を基準値とする。 達成率は（（実績値）－（基準値）／（目標値）－（基準値））×100＝（増減の実績）／（増減の目標）×100 数値を代入すると達成率は、 （（971g－1,031g）／（890g 千円－1,031g 千円））×100＝42.6%						

<table>
<tr><td rowspan="2">⑦リユース製品の利用の促進</td><td>A</td><td>古着の回収量</td><td>61.4t</td><td>65t／年</td><td>H35</td><td>94.5%</td><td>くらし安全課</td></tr>
<tr><td colspan="7">⑦　取り組みをリユース製品の利用の促進に変更したので、具体目標を古着の回収量に変更します。
目標値は、H27：63.6t、H28：55.8t、H29：61.4t の実績から 65t と設定しました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦　生ごみ堆肥化を進める</td><td>B</td><td>生ごみ処理方法の紹介</td><td>0回</td><td>2回／年</td><td>H35</td><td>0%</td><td>くらし安全課</td></tr>
<tr><td colspan="7">⑧　生ごみの様々な自宅で出来る処理方法等を紹介し、リサイクルを推進するため、具体目標を変更します。
目標値を無線放送等で紹介する回数としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑨生ごみを生かした堆肥の利用</td><td>B</td><td>堆肥の利用状況の紹介</td><td>0回</td><td>2回／年</td><td>H35</td><td>0%</td><td>くらし安全課</td></tr>
<tr><td colspan="7">⑨　堆肥の様々な利用状況を紹介し、堆肥の利用者の増加に努めていくので、具体目標を変更します。
目標値をホームページ等で紹介する回数としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑩エコ商品の利用</td><td>A</td><td>グリーン購入法に基づく製品の購入推進</td><td>36 品目</td><td>36 品目</td><td>H35</td><td>100%</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td colspan="7">⑩　グリーン購入法に基づく製品を購入することは、環境保全にもつながるので、役場で使用する共通物品は、グリーン購入法に基づく製品を原則購入していきます。
目標値を共通物品で扱っている品目数にしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑪資源化のためのごみ分別を徹底する</td><td>A</td><td>分別方法を分かりやすく新ガイドブックや広報での啓発</td><td>2回</td><td>2回／年</td><td>H35</td><td>100%</td><td>くらし安全課</td></tr>
<tr><td colspan="7">⑪　これからも家庭ごみガイドブック（H29 年度改訂版）や「広報おやま」に分別方法を記載し啓発していくので、継続します。
目標値を啓発する回数としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑫制度の見直し・普及啓発</td><td>A</td><td>リサイクルされている事例を年次報告書等で情報公開</td><td>1 回</td><td>1 回／年</td><td>H35</td><td>100%</td><td>くらし安全課</td></tr>
<tr><td colspan="7">⑫　ガイドブックは毎年更新しないので、毎年更新する年次報告書で情報公開するように、具体目標を変更します。
目標値は、年次報告書の発行回数としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑬3R を進める</td><td>A</td><td>3R の勉強会の実施</td><td>4 回</td><td>4 回／年</td><td>H35</td><td>100%</td><td>くらし安全課</td></tr>
<tr><td colspan="7">⑬　新規の取り組みとして 3R を進めるを加え、婦人会等の視察や勉強会の実施が 3R を進めるうえで重要なため、具体目標を 3R の勉強会の実施に変更します。
目標値は、婦人会等の視察や勉強会の回数としました。</td></tr>
</table>

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

３－２　エネルギーの有効利用

(1)施策対象分野	３－２－(1)省エネルギー
(2)現状	
私たちが普段使っている電気・ガスなどのエネルギー源は、その大半が石油・石炭・天然ガスなどの化石であり、ほとんどを外国からの輸入に頼っています。 石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料は、地球が長い年月をかけてつくり出したものであり、その量には限りがあります。また、化石燃料の燃焼より、地球温暖化の原因である二酸化炭素が発生します。	

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)省エネルギーの対策や取り組みの遅れ	①　省エネの対策を進める 省エネルギーの取り組みを、よりいっそう進めます。
	②　省エネ生活の工夫を集める、広める 具体的にどのような取り組みを進めたらよいのかを分かりやすくするため、省エネルギー生活の工夫、効果を集め、広めます。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①省エネの対策を進める	A	公共施設から排出されるCO_2の削減	2,283ｔ	1,845ｔ	H35	△351.5％	くらし安全課
	①　これからも二酸化炭素排出量の削減は、地球温暖化対策の面からも重要なため、継続していきます。 目標値は、第４次小山町地球温暖化地策実行計画に定めている数値です。 目標値を設定に用いた時点のCO_2排出量 1,942t（H27）を基準値とする。 達成率は（（実績値）－（基準値）／（目標値）－（基準値））×100＝（増減の実績）／（増減の目標）×100 数値を代入すると達成率は、 （（2,283t－1,942t）／（1,845t－1,942t））×100＝△351.5%						
②省エネ生活の工夫を集める、広める	A	省エネモデルとして、小中学校省エネ機器・設備・建築の率先導入（普通教室へＬＥＤ照明）	０校 累計:1校	８校	H35	12.5%	こども育成課･健康増進課
	②　ＬＥＤ照明などの省エネ機器の導入に努め、省エネ生活の推進に努めるので継続します。						

※取組時期　Ａ：可能な限り早期に着手　Ｂ：概ね３年を目処に着手　Ｃ：概ね５年を目処に着手　Ｄ：５年を超えるもの

※公共施設から排出される二酸化炭素は、同じ条件で調査していないため、参考値になります。

(1)施策対象分野	３－２－(2)エネルギーの地産地消

(2)現状

私たちが普段使っているエネルギー源は、そのほとんどを外国からの輸入に頼っています。しかし、私たちの地域にエネルギー源がない、というわけではありません。河川や水路を流れる水、太陽、風など、利用できるエネルギー源はいくつもありますが、大規模な利用には至っていません。

なお、小山町では住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置に対する助成を行っています。制度は平成 22 年度からはじまり、平成 29 年度までに太陽光発電は 217 件、太陽熱利用は 51 件の助成を行っています。また、公共施設では須走小学校が太陽光発電ｼｽﾃﾑを導入しています。

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)エネルギーの自給率の低さ (ⅱ)地域のエネルギー資源の活用と取り組みの遅れ	①　エネルギーについて知る 私たちが暮らしの中でどのくらいのエネルギーを使っているのか、そのエネルギーはどこから来るのかを知る必要があります。
	②　エネルギーの地産地消を進める エネルギーを地域で生産するための取り組みとして、太陽光（メガソーラー）、小水力発電などの導入可能性を探り、小山町で得られるエネルギーの開発と利用を進めます。
	③　地域のエネルギー資源の導入を推進 町民・事業者が自宅・事業所で太陽光などの地域のエネルギー利用できるよう、導入への支援を行います。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H２９実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①エネルギーについて知る	A	エネルギーの地産地消の取り組み紹介（小学４年生）	５校	５校	H35	100%	未来拠点課
	①　平成 29 年に太陽光発電所が完成して以降、毎年 10 月に地権者協議会と町が主催する町内の小学４年生を対象とした環境学習を、事業者協力のもと実施しており、再生可能エネルギーへの理解を深めました。今後もこの取り組みを継続していきます。						
②エネルギーの地産地消を進める	A	太陽光発電･太陽熱利用システム設置補助金制度の支援	32 件	３５件／年	H35	91.4%	おやまで暮らそう課
	②　H29 までは、③地域のエネルギー資源の導入を推進の具体目標でしたが、内容が②エネルギーの地産地消の関係なので変更し、個人住宅の太陽光発電システム、太陽熱利用システムの設置者に補助金を交付し、再生可能エネルギー利用の地産地消の促進を図ります。						
③地域のエネルギー資源の導入を推進	A	メガソーラーと木質バイオマスによる発電量	―	1,795 万 kWh/年	H35	―	未来拠点課
	③　湯船原に面積 27ha、出力 16,489ｋWの太陽光発電所が平成 29 年に完成しました。また、湯船原の林業エリアに出力 165kW の木質バイオマス発電所が平成 30 年９月に完成しました。今後は、施設の安定的な稼働に努めるとともに、発電された電力を地域で活用できるよう、地域新電会社の設立に向けた取り組みを推進します。 目標値は、メガソーラー（1,677 万 kWh／年）と木質バイオマス（118kWh／年）の年間予想発電電力量です。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

4．自ら学び・考え・行動する町民

この章でめざすこと

私たちの小山町を未来へより良いかたちで引き継いでいくためには、町民一人ひとりが環境に対する課題を知り、良いことは続け、悪いものがあれば直していく活動の実践が必要です。環境問題は多様化・広域化しており、個人、事業者や行政など、ある特定の主体だけでは解決できない問題が多くなっています。

小山町の環境をより良い方向へ導くため、未来を担う子供たちの環境学習への参加はもちろんですが、世代を越えて環境学習へ参加していくこと、そして地域内での連携や町民・事業者・行政との協働がいっそう推進されることをめざします。

めざす環境像の達成目標

環境学習への参加者が延べ 6,500 人を超えることをめざします。

【説明】

小山町の世帯数が約 6,500（平成 22 年度）世帯であることから、全ての世帯から一人ずつ参加頂けることをめざします。

４－１　環境学習の推進

⑴施策対象分野	４－１－⑴さまざまな世代の環境学習のしくみづくり
⑵現状	
学校や地域などで環境について学ぶさまざまな取り組みが行われています。しかしながら、取り組みへの参加は一部の方々に限られているのが現状です。このため、より多くの人たちの参加が得られるよう取り組んでいくことが必要です。 幼稚園・保育園・学校などにおける子供たちの学習への支援に加え、大人も対象とした生涯学習を支援することで、環境について学ぶ機会を広げていく必要があります。	

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)環境について学ぶ機会や、環境についての情報の不足	①　幼稚園・保育園・学校での環境学習 自然体験や環境保全活動などを通じた環境学習を推進します。
	②　生涯学習としての環境学習 大人世代を対象とした環境学習の機会を増やします。また、環境学習をすすめる人材の育成を図ります。
	③　環境情報の収集と提供 身近な暮らしの中での環境をより良くするための知恵を収集するなど、環境に関わるさまざまな情報を収集し、広く提供します。

⑶取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①幼稚園・保育園・学校での環境学習	A	野外教育・保育のできる施設整備、グラウンドの芝生化	０園 累計：4園	７園	H35	57.1%	こども育成課
	①　幼稚園、保育園、こども園の完全芝生化に取り組んでいくので継続します。 実施済園：駿河小山幼稚園・足柄幼稚園・菅沼保育園・北郷こども園						
②生涯学習としての環境学習	A	町内の企業の環境に対する取り組みを集め、情報を公開	１社	２社	H35	50.0%	くらし安全課
	②　町内企業の環境に対する取り組みを紹介し、他の企業の取り組みの広がりを期待するので継続します。 目標値を取り組みを紹介する企業数としました。						
③環境情報の収集と提供	A	環境保全の日に環境情報発信	12 回	12 回／年	H35	100%	くらし安全課
	③　H29 から環境保全の日を毎月 5 日と制定したので、この日に町民に環境の情報を発信するという具体目標に変更します。 目標値を 12 回としました。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

(1)施策対象分野	４－１－(2)自然にふれる・体験する・学ぶ
(2)現状	
都市型の生活が浸透するとともに、自然とふれあう機会が減っています。特に子供たちは、昔は自然の中で育まれてきましたが、現在では意識して自然にふれあう機会をつくらなければ、自然のすばらしさを知らずに大人になります。自然とふれあう体験の中から、環境に対する配慮の心も芽生えてきます。	

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)自然とふれあう機会の不足	①　自然とのふれあい 町民が自然とふれあう機会を創出します。
(ⅱ)自然に対する知識の不足	②　イベント・プログラムの実施と参加 行政はイベントなどの企画により、自然とふれあうための機会を提供します。また、そのための場の整備、指導者などの人材の育成も促進します。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①　自然とのふれあい	A	町民を対象としたふれあい講座を開催	2回	2回	H35	100%	生涯学習課
	①　具体目標を町民を対象としたふれあい講座を開催に変更します。 生涯学習フェスティバルや子ども向け事業において、NPO 法人土に還る木森づくりの会を講師に招き、間伐材を使用した木工講座を開講し、町民が自然を通じた学習ができる機会を創出します。						
②イベント・プログラムの実施と参加	A	年間を通じて、普及啓発・環境学習に貢献するイベント・プログラムの開催（回/年）	1回	2回／年	H35	50.0%	くらし安全課
	②　これからも町の産業祭において地球温暖化防止の PR ブースを設け、「ふじのくにエコチャレンジチェック事業」を継続します。 また、平成 31 年度から静岡県地球温暖化防止活動推進センターが実施する小学校高学年向けの環境教育プログラム（エコチャレンジキッズ事業）を実施していきます。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

４－２　地域主体の環境保全活動

(1)施策対象分野	４－２－(1)地域主体の環境保全活動
(2)現状と課題	
町内の各地域においては、さまざまな組織や団体により環境保全のための取り組みが進められています。生活に密着した基盤での活動は、地域の環境(自然環境や生活環境)をより良くする取り組みの基本的な単位ともいえます。	

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)各地域の多種多様な組織や団体の連携不足	①　団体活動・地域活動での環境保全活動 町民が地域の活動へより積極的に参加していく雰囲気をつくります。また、未来を担う子供たちを健全に育成する環境を整えていきます。
	②　環境保全に係わる活動を推進するためのしくみづくり 環境保全に係わる団体、事業者が連携して活動できるよう、各組織・団体などのネットワークを構築し、連携と協働のしくみを構築します。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	H29実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①　団体活動・地域活動での環境保全活動	A	富士山一斉清掃の参加人数	447人	500人	H35	89.4%	商工観光課
	①　春・秋の環境美化清掃は参加人数も回収量も把握できないため、具体目標を富士山の一斉清掃の参加人数に変更します。 目標値は、参加人数としました。						
②環境保全に係わる活動を推進するためのしくみづくり	A	環境保全活動に対する表彰規程に基づき個人等を表彰する	0	１人（団体）／年	H35	0%	くらし安全課
	②　平成３１年度から、小山町環境衛生自治推進協議会環境保全活動等表彰に関する実施要領を制定し、環境保全活動に努めた個人、団体、学校、企業を表彰していきます。 目標値は、年１人（団体）としました。						

※取組時期　A：可能な限り早期に着手　B：概ね３年を目処に着手　C：概ね５年を目処に着手　D：５年を超えるもの

第６章　地域別の環境に配慮した取り組み

小山町は、御殿場線、国道 246 号、県道沼津小山線が貫通する小山地域、宿場街として栄え今もその面影を残す足柄地域、富士山を背景に田園が広がる北郷地域、富士山世界文化遺産を有する須走地域と個性ある地域で形成されています。

それぞれの地域が有する貴重な特性をより醸成しながら、将来世代に引き継いでいくことが大切です。

このため、第４章までの様々な取り組みに加え、地域の個性をより高めるための「重点的取り組み項目」を示しました。

１．小山地域の取り組み

⑴地域の概要

本地域は、御殿場線の開通、水量の豊かさ、水質のきれいさ、比較的温暖な気候などの条件を生かして早くから紡績の町として栄えてきました。

今も、ハイテクパーク富士小山工業団地や様々な企業が立地しており、経済発展の要として重要な役割を担っています。

⑵写真で見る今と昔

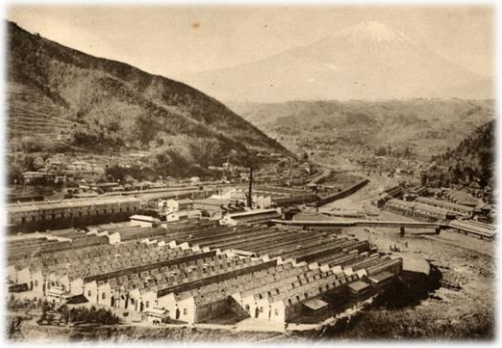

＜昔（明治）＞

＜今＞

富士紡績三.四工場

＜昔（大正　富士見橋の完成）＞

＜今＞

富士見橋

⑶地域特性

- まちの中心部を鮎沢川と須川が流れ、丹沢山地と箱根外輪山に挟まれた地域です。
- 町内最大の市街地が形成され、人口が集中した地域です。
- 成美地区や明倫地区の農業用水路沿いでは、ホタルの生息が多く確認されています。
- 県道沼津小山線沿いの市街地には商店や公共施設が連なる街並みとなっています。

⑷環境資源

- 豊かな湧水、きれいな水を育む丹沢山地
- 人々に安らぎと潤いを提供する鮎沢川

⑸地域の人々の活動等の様子

これまでのアンケート調査から、本地域の人々の環境への取り組みの様子や後世に残したいと思っていることについて下記に示しました。

小山地域で実行されている取り組み

目的	取り組み	実行の程度	
		いつも	時々
水汚染防止	浄化槽の点検を定期的に行っている（下水道区域を除く）	66.4%	12.4%
大気汚染防止	家の庭や畑でごみを燃やさないようにしている	70.8%	10.2%
廃棄物削減	飲料容器やトレーをリサイクルに出している	50.0%	25.7%
有害物質削減	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	74.3%	7.5%
地球温暖化防止・省エネ	服装で調節して冷暖房の使用を出来るだけ控えている	50.0%	35.0%
	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	53.1%	23.9%
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	55.3%	27.0%

後世に残したいと思っていること

残したいこと（場所）	その理由
豊門公園周辺	町の歴史として重要、建物と自然が調和している　等
金時公園	子供から年配者まで集える場所
柳島	自然がきれい　等
湯船	山々が美しい、空気がきれい　等
神社、史跡など	歴史を感じられる

（出典：平成 25 年度「小山町の環境に関する町民アンケート」結果）

⑹重点的取り組み

各家庭における窓辺花いっぱい運動の展開

小山地域は、県道駿河小山停車場線や県道沼津小山線沿いに商店が連なり、街が形成されています。道路が拡幅出来ない状況もあって、街路樹等による安らぎを感じられるまちづくりが難しい状況にあります。

このため、窓辺花いっぱい運動による憩えるまちづくりをめざします。

２．足柄地域の取り組み

⑴地域の概要

本地域は、旧足柄街道の宿場町であり、歴史的町並みや足柄城址などの数多くの文化遺産があります。金時山などの箱根外輪山に連なる山地が地域の大半を占め、鮎沢川沿いの平坦地に市街地が形成されています。JR 足柄駅前には新しい住宅の建設が進んでいます。また、足柄峠や金時山などへのハイキングを楽しむ人が多く訪れる地区でもあります。

⑵写真で見る今と昔

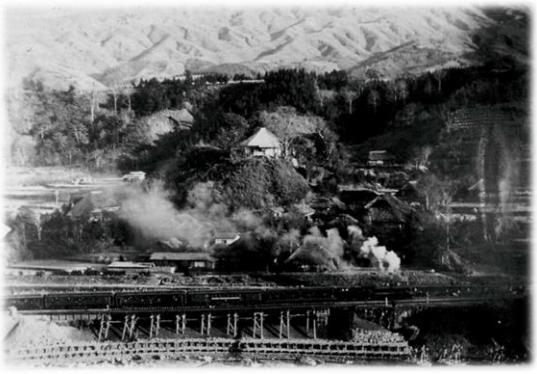

＜昔（大正９年）＞

＜今＞

円通寺

＜昔（昭和）＞

＜今＞

足柄峠線

⑶地域特性

- 箱根外輪山・足柄山嶺と鮎沢川に挟まれた地域です。
- 横山遺跡をはじめ遺跡の集中する地域です。
- 民宿山久荘の敷地内では豊富な湧水によるわさびの栽培が行われているほか、ホタルの生息が確認されています。

⑷環境資源

- 豊かな湧水、きれいな水、多様な動植物を育む足柄山（金時山）
- イワナ、ヤマメ、ホタルなどを育む鮎沢川、地蔵川
- 人々にロマンを感じさせる足柄古道や聖天堂
- 今も伝わる宿場町時代の屋号

⑸地域の人々の活動等の様子

これまでのアンケート調査から、本地域の人々の環境への取り組みの様子や後世に残したいと思っていることについて下記に示しました。

足柄地域で実行されている取り組み

目的	取り組み	実行の程度	
		いつも	時々
水汚染防止	浄化槽の点検を定期的に行っている（下水道区域を除く）	64.5%	8.1%
大気汚染防止	家の庭や畑でごみを燃やさないようにしている	66.1%	11.3%
廃棄物削減	買い物袋を持参しレジ袋は受け取らないようにしている	56.5%	19.4%
有害物質削減	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	74.2%	12.9%
地球温暖化防止・省エネ	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	50.0%	32.3%
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	59.7%	19.4%

後世に残したいと思っていること

残したいこと（場所）	その理由
足柄ふれあい公園	整備されていてきれい、子供が遊ぶのによい　等
足柄峠、足柄古道	景色が美しい、環境的にも文化的にも重要な場所　等
聖天山	自然が豊か、富士山がきれいに見える　等
浅間山神社、宝鏡寺	

（出典：平成 25 年度「小山町の環境に関する町民アンケート」結果　）

⑷ 重点的取り組み

宿場まちをイメージできる街路樹の植栽によるまちづくり

足柄駅前は、今大きく変わろうとしています。足柄峠や金時山へのハイカー、足柄ＳＡドッグランへの来客、温泉利用客などにより賑わいを見せています。今後は、新東名の開通に伴いいっそう多くの人が訪れることが期待されます。この地域には、宿場町として栄えていた頃の屋号が今も引き継がれています。こうした地域の宝を生かしたまちづくりが大切と考えていますが、まず手始めに駅前の街並みを核として豊かな街路樹が連なる景観づくりをめざします。

３．北郷地域の取り組み

⑴地域の概要

本地域は、町のほぼ中央にあり、北部は三国山稜の傾斜地、南部は富士山の裾野に広がる緩斜面となっています。比較的平坦な南部には分散的に集落が形成されているほか、優良な農地が広がっており、町の農業生産の中心となっています。また、工業団地、ゴルフ場などが多く集まっています。

⑵写真で見る今と昔

＜昔（昭和 36 年）＞

＜今＞

旧国道 246 号

＜昔（昭和 36 年）＞

＜今＞

吉久保交差点

⑶地域特性

- 三国山系から平野部で構成された地域です。
- 豊富な湧水を利用した水稲耕作地域であり、小山町の名産である水かけ菜の産地でもあります。また、農林水産大臣賞を受賞するほど質の高いわさびの栽培も行われています。

⑷環境資源

- 多様な農産物や生活用水を育む富士山からの伏流水〔須川・三国山〕
- 富士山のふもとまで見渡せる田園風景
- いにしえの思いを呼び起こす唯念寺・大胡田神社

⑸地域の人々の活動の様子

これまでのアンケート調査から、本地域の人々の環境への取り組みの様子や後世に残したいと思っていることについて下記に示しました。

北郷地域で実行されている取り組み

目的	取り組み	実行の程度	
		いつも	時々
水汚染防止	浄化槽の点検を定期的に行っている（下水道区域を除く）	77.2%	8.9%
大気汚染防止	家の庭や畑でごみを燃やさないようにしている	58.9%	18.9%
廃棄物削減	飲料容器やトレーをリサイクルに出している	56.1%	20.6%
	買い物袋を持参しレジ袋は受け取らないようにしている	63.3%	23.9%
有害物質削減	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	84.4%	8.3%
地球温暖化防止・省エネ	服装で調節して冷暖房の使用を出来るだけ控えている	50.6%	36.1%
	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	62.2%	24.4%
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	63.3%	23.9%

後世に残したいと思っていること

残したいこと（場所）	その理由
田園景観	美しい風景　等
水菜の景観、産地	北郷ならではの景観、資源だから　等
用沢　佐野川桜並木	桜がきれい　等
小山町総合運動公園	子供のために大切　等
唯念寺、大胡田天神社	

（出典：平成 25 年度「小山町の環境に関する町民アンケート」結果）

⑹重点的取り組み

休耕田を活用した四季折々の花畑づくり

本地域は、富士山を背景に広大な田園が広がり、多様な農産物が生産されています。豊かな農産物の販路をいっそう拡大していくためには、多くの人々との交流の場の創出が大切です。

本地域の田園風景は多くの写真家にも愛されています。田植えや稲刈りの時期は、青々とした苗や豊かに実った稲穂を撮影するため、多くの人で賑わいます。

人々との交流をいっそう推進し、地場産品の素晴らしさを知っていただく機会を創出するため、休耕田を活用した四季折々に咲く花畑づくりをめざします。

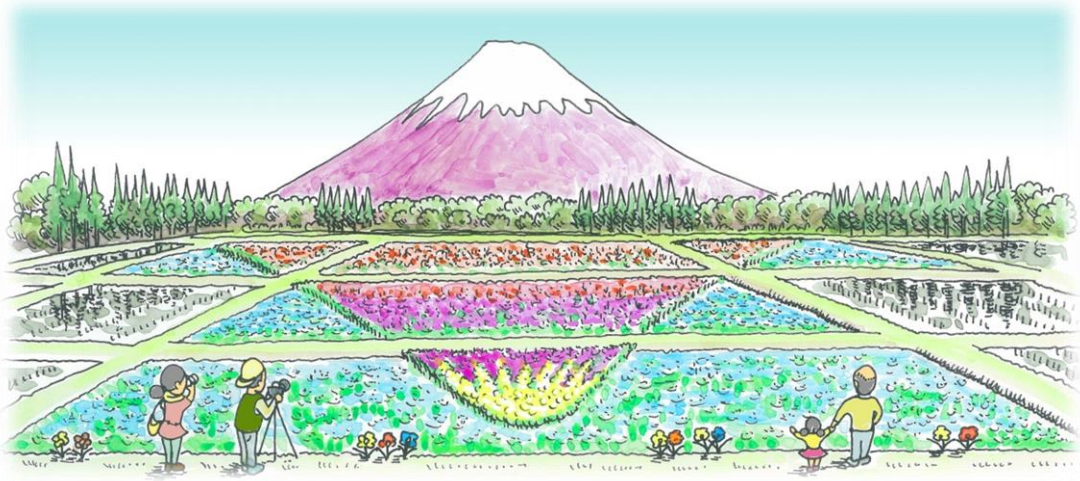

４．須走地域の取り組み

⑴地域の概要

本地域は、富士山のふもと標高約８００mの高地にあり、相模、駿河、甲斐三国の中継地として栄えました。また、世界文化遺産である富士山の須走口登山道があり、富士登山の玄関口として、旅館や民宿などが数多くあります。なお、本地域では良好な水環境を保全するため下水道整備をすすめており、下水道整備区域内の接続率は、ほぼ 100%となっています。

⑵写真で見る今と昔

＜昔（大正 10 年）＞

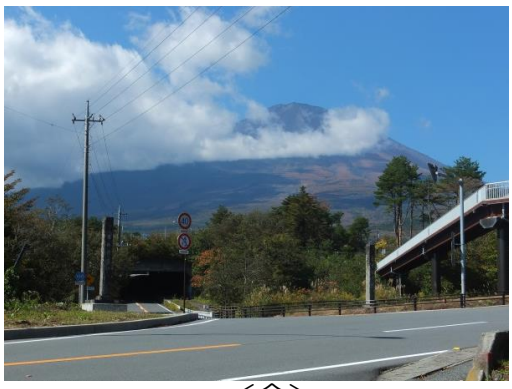

＜今＞

須走登山道入り口

＜昔（明治）＞

＜今＞

浅間神社

⑶地域特性

- 日本の象徴である『富士山』を有した地域であり、旅館等の宿泊施設が存在します。
- 世界文化遺産の構成資産である『冨士浅間神社』と『須走口登山道』が存在します。
- 標高約 800mのため、夏季は涼しいことから別荘地としても利用されています。
- 陸上自衛隊富士駐屯地および富士学校と東富士演習場を有する地域です。

⑷環境資源

- 世界文化遺産である富士山〔構成資産：冨士浅間神社、須走口登山道〕
- 良質の水を多量に湧出する籠坂湧水
- 富士山麓の多様な動植物

⑸地域の人々の活動の様子

これまでのアンケート調査から、本地域の人々の環境への取り組みの様子や後世に残したいと思っていることについて下記に示しました。

須走地域で実行されている取り組み

目的	取り組み	実行の程度	
		いつも	時々
大気汚染防止	家の庭や畑でごみを燃やさないようにしている	78.4%	4.5%
廃棄物削減	買い物袋を持参しレジ袋は受け取らないようにしている	57.7%	21.6%
有害物質削減	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	77.5%	8.1%
地球温暖化防止・省エネ	服装で調節して冷暖房の使用を出来るだけ控えている	52.3%	29.7%
	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	53.2%	27.0%
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	52.3%	28.8%

後世に残したいと思っていること

残したいこと（場所）	その理由
冨士浅間神社	世界文化遺産、歴史的に重要　等
富士山、富士登山道	世界文化遺産、自然豊かな場所　等
なかよし公園	子供が安心して遊べる　等
立山周辺	鳥の音楽堂などよそにない素晴らしい環境　等

（出典：平成 25 年度「小山町の環境に関する町民アンケート」結果）

⑹重点的取り組み

水路を活用した小水力発電によるエネルギーの地産地消の推進

本地域は、富士山世界文化遺産が所在する街です。世界遺産登録後、多くの人々が訪れていますが、今後、ますます世界の人々で賑わうことが期待されています。

既に地域の人々により「花いっぱい運動」が定着し、美しい街並みが構築され、潤いと安らぎを提供しています。

こうした背景や取り組みを礎として、須走地域全体が環境に配慮し、自然と共生する地域となるようなまちづくり（環境共生型まちづくり）が大切です。

第７章　計画の推進体制と進行管理

１．推進体制

本計画に掲げる様々な施策を着実に推進していくためには、町民・事業者・行政など各主体が互いに連携し協働していくことが重要です。

そのためには、事業の推進状況等について互いに共有する場を構築することが大切です。

このため、確実な進行管理が出来るよう、庁内各課で構成する「環境基本計画庁内調整会議」と町民・事業者・行政で構成する「環境基本計画推進会議」を設置することとしました。

これらの会議の役割は下記のとおりです。

(1)環境基本計画庁内調整会議

名　　称	環境基本計画庁内調整会議
構　　成	関係各課
趣　　旨	行政の横断的組織として環境に関する施策・事業を推進するとともに、本計画の進行管理を通じて庁内全体の環境マネジメントを行います。
主な役割	①　各課で取組む環境に関する施策・事業の総合的な調整・推進 ②　施策・事業の進捗状況の点検・評価と「環境基本計画推進会議」（仮称）への報告 ③　一事業所としての率先行動の推進と点検・評価

(2)環境基本計画推進会議

名　　称	環境基本計画推進会議
構　　成	町民代表・事業者代表・学識経験者・行政側担当者など
趣　　旨	町民・事業者および行政も含めた町全体の取り組みを推進するとともに、計画の点検・評価を行います。また、重点施策の推進と点検・評価も行います。
主な役割	① 町民・事業者・行政の取り組みの調整・推進 ② 町民・事業者への普及啓発や他の取り組みの支援 ③ 計画の達成・進捗状況の点検・評価 ④ 年次報告の作成

(3)環境審議会

名　　称	環境審議会
構　　成	公募委員・学識経験者・関係機関代表者など
趣　　旨	町全体としての取り組みをまとめた年次報告に対し、専門的見地から目標の達成状況、取り組みの進捗状況の点検・評価を行います。
主な役割	① 計画の年次報告に対する意見の確認 ② 計画の目標達成状況と取り組みの進捗状況の点検・評価 ③ 計画の見直しについての調査・審議

２．検討評価のしくみ

環境基本計画庁内調整会議、環境基本計画推進会議、環境審議会における検討、評価等の手順は下図のとおりです。

このような手続きを経て各事業の進捗状況は広く公表することとなります。

検討・評価・公表の手順

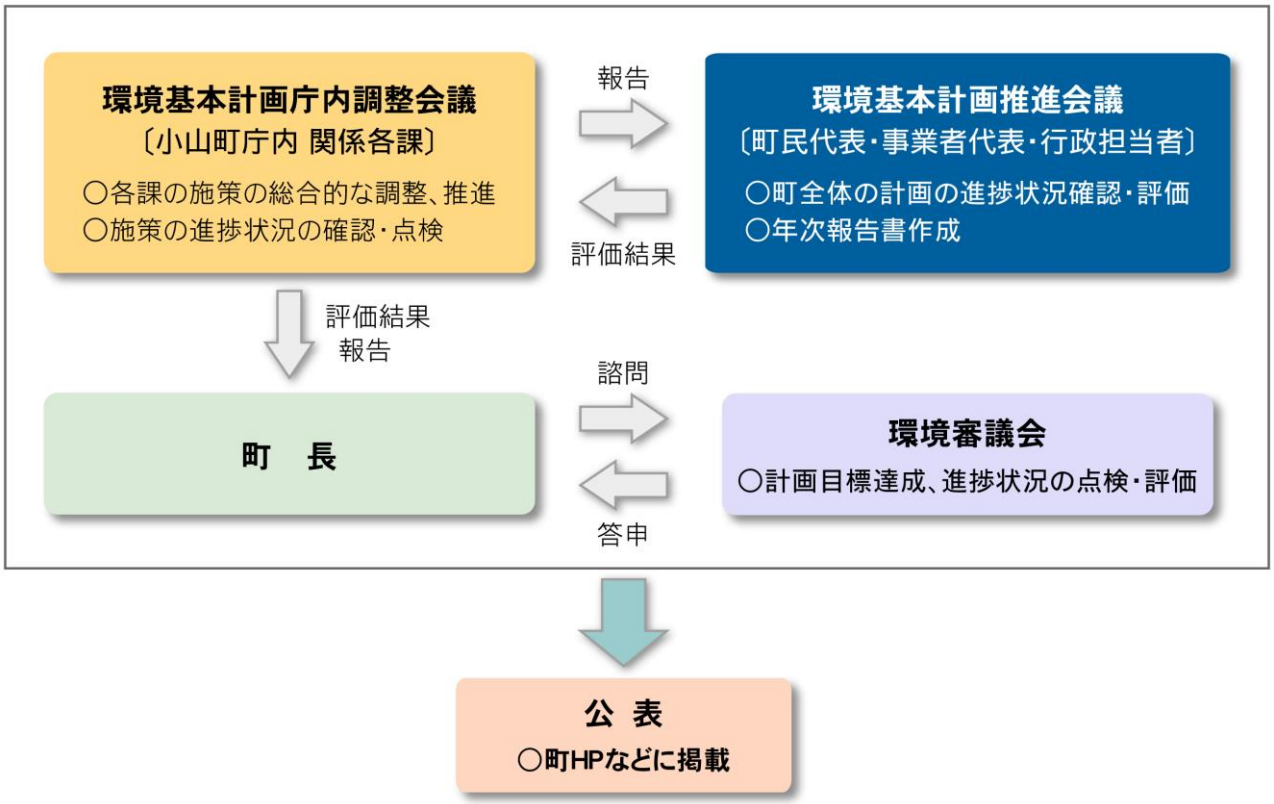

３．進行管理のための手法

本計画の確実な進行をはかるため、庁内においては環境マネジメントシステム(EMS：ISO14001、エコアクション21など)の導入を検討します。進行管理の基本的な流れは、EMSの４つのステップであるPDCA サイクル「計画(Plan) → 実行(Do) → 点検・評価(Check) → 改善(Action)」にしたがいます。

このサイクルは年次実施計画に基づいた年間の取り組みと、進捗状況をまとめた年次報告が基本となります。

また、５年ごとの環境基本計画の見直しもこのサイクルにしたがって進行管理します。

(1)計画する (Plan)

事務局は、本計画を基盤として年次の実施計画を策定します。２年目以降は、「環境基本計画推進会議」(仮称)の結果である「年次報告」に基づき、「環境審議会」および町民・事業者などの意見から庁内担当各課の年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

(2)実行する (Do)

各主体は実施計画に基づき、前項の推進体制に沿って取り組みを進めます。進捗状況については、「環境基本計画推進会議」(仮称)や「環境基本計画庁内調整会議」(仮称)において把握し、調整を行います。

(3)点検する・評価する (Check)

事務局は、実施計画に基づき行った取り組みの結果について集約を行い、各会議に報告します。「環境基本計画推進会議」(仮称)では、町全体の取り組みの結果を集約し、「年次報告」を作成します。「年次報告」は「環境審議会」での点検・評価を行うとともに、広く町民・事業者に公表して意見を募ります。

(4)見直す・改善する (Action)

事務局は、「環境審議会」での点検・評価結果、および「年次報告」に対して寄せられた意見について対応を検討し、次年度の年次実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。

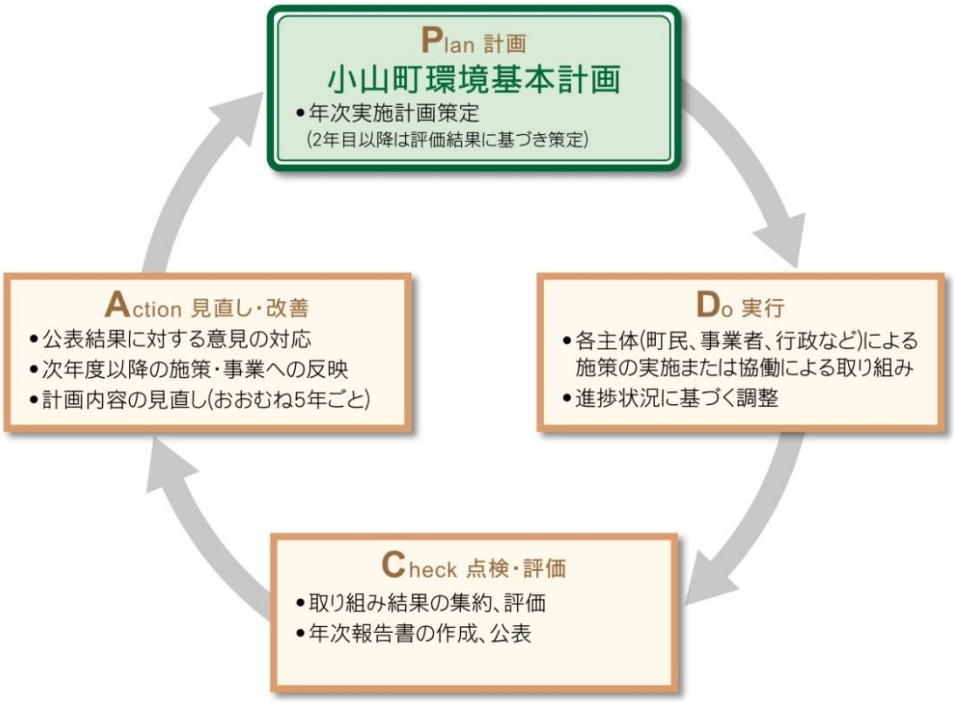

４．環境に関する情報の提供

(1)目的

環境をより良くする取り組みのきっかけとして、環境に関する情報の提供はとても重要です。これまでも様々な情報が提供されていますが、環境基本計画の策定を契機として、より多彩な情報の発信、情報の一元的な提供など、町民が容易に情報を得られるような体制を整える必要があります。

(2)進め方

環境に関する情報や取り組み内容を一度にみられる場として、環境フェアなどのイベントを検討・企画します。これらのイベントは、町民、事業者等が小山町の環境を見つめ直し、環境をより良くするための活動のきっかけとなることを目的とし、定期的・継続的に開催します。また、イベントの開催内容等はインターネット上でも公開し、情報提供します。

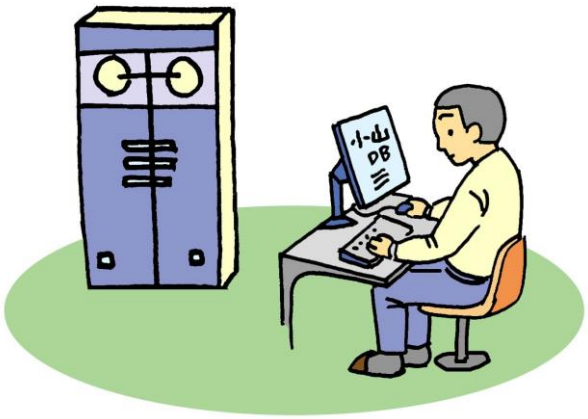

付録　環境用語解説

ア行

■アイドリングストップ

大気汚染や騒音の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐停車時における不必要なエンジンの使用を止めること。

■悪臭

いやな「臭い」、不快な「臭い」の総称。環境基本法（1993）により、「大気汚染」や「水質汚濁」などと並んで典型七公害のひとつになっている。しかし、同法及び悪臭防止法（1971）では、「悪臭」の定義がされていない。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせるなどの原因となる程度の影響があれば「悪臭」としているものと理解され、悪臭防止法で規制がなされている。

■悪臭防止法

典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として 1971 年に制定され、その後数回にわたり改正されてきた。悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』として規制する方法、及び、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから物質を特定しないで『臭気指数』を規制する方法の２ 通りの方法がある。

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、平成元年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■アダプトプログラム

市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

■アメニティ

「心地良さ」を表すラテン語に由来する英語。清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並み、歴史的雰囲気など、身の回りの環境の快適さのこと。

■アルキル水銀（R−Hg）

アルキル基と水銀とが結合した有機水銀化合物で、この中には、水俣病の原因物質ともなったメチル水銀、エチル水銀なども含まれる。有機水銀化合物による中毒症状は、水銀と結合している有機物によって大きく異なり、低級アルキル水銀は、体内での分解・排泄がされにくく、特に強い中枢神経障害を起こす。

■一酸化炭素（CO）

炭素やその化合物が不十分な酸素供給の中で燃焼する時に生じる、無色無臭の非常に有毒な気体。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

■一般項目（生活環境項目）
環境基本法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目をさし、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO 、大腸菌群の項目の指定がされている。これらの項目は水質の良否を判断する際に用いられている。

■硫黄酸化物（SOX）
硫黄と酸素の化合物をいい、石油・石炭などの硫黄分を含む燃料が燃焼して生成する。大気汚染では、とくに亜硫酸ガス（ＳＯ２：二酸化硫黄）に注目して測定が行われている。浮遊粉じんと共存して作用することが多く、四日市ぜんそく、川崎ぜんそく等の主要な原因物質といわれている。

■一般廃棄物
住民の日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物という。

■雨水利用施設
雨水を貯留すると日常的に散水などで使用することができるほか、雨水の集中的な流出を抑えることができる。また、雨水を地下に浸透させると、環境保全や改善効果が期待できる。雨水利用施設には、屋根に降った雨水を大地に浸透させる「雨水浸透マス」、屋根に降った雨水を雨どいから貯めて、庭木や花への散水、防火用水などに利用する「雨水貯留施設」などがある。

■エコアクション 21（EA21）
環境庁（現環境省）が策定した、中小事業者の環境への取り組みを促進するとともに、その取り組みを効果的･効率的に実施するため、ISO14001 をベースとしつつ、中小事業者等でも容易に取り組めるようにした環境経営（環境マネジメント）システム。財団法人地球環境戦略研究持続センターが平成 16 年 10 月より「エコアクション 21 認証・登録制度」を実施している。

■エコドライブ
環境に配慮した自動車運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転方法を行うと、燃料消費を最大10%ほど節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

■エコマーク商品
環境保全に役立つと認められている商品につけられるマークで、平成元(1989)年から（財）日本環境協会で実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚等を図ることを目的としている。

■エコファーマー
「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者が「土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事に提出し、都道府県知事によって、計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

■エコライフ
日常生活で、環境への負担を少なくし、地球環境にやさしい生活を行うことを「エコラ

イフ」という。「エコライフ」を進めるためには、生活様式を省資源・省エネルギー型に変えていくことが必要であり、具体的には、節電・節水・リサイクル・エコクッキングの促進、ごみの減量などに取り組むことを意味している。

■エネルギー原単位
エネルギー使用量を、「生産数量又は建物床面積その他エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」で除したものでエネルギー管理の指標となるもの。

■オキシダント
酸化作用のある物質の総称である。大気中で、炭化水素や窒素酸化物などの汚染物質が紫外線の作用で光化学反応を起こすことによって生成される。その中で酸素より生成するオゾン（O_2）のしめる割合が高い。オキシダント濃度は光化学スモッグ発生の指標とされている。

■屋上（壁面）緑化
都市におけるヒートアイランド現象の緩和を主な目的として、ビル等の屋上（壁面）に草木を植えること。屋上（壁面）緑化は、この他にも大気汚染物質を浄化する、植物や土壌の保水作用により急激な雨水流出を抑制し、都市型水害を防ぐなどの効果がある。

■オゾン層の破壊
オゾン層は、成層圏の高度 20km～40km付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することにより地球上の生物を守る働きをしている。現在、大気中に放出されたフロンやハロンなどによって成層圏のオゾン層が破壊され、太陽光による紫外線が地表に達する量が増大しており、皮膚がんや白内障など人への影響や生物の成育障害等を引き起こすことが懸念されている。

■汚濁負荷量
環境に排出される汚濁物質の量をさし、濃度と排出量の積で算出する。たとえ濃度が低くても排出量が大きければ環境への影響は大きいため、環境への影響を推定する際に用いられる。

■温室効果ガス
二酸化炭素、水蒸気、メタン、亜酸化窒素、フロン等は「温室効果ガス」と呼ばれ、地表から放射される赤外線を吸収し、地球は大気のない場合に比べて温かく保たれている。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

カ行
■化石燃料
石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。化石燃料の燃焼にともなって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

■家電リサイクル法
正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。平成 10(1998) 年５月に成立し、平成

13(2001)年４月より施行されている。廃家電製品のリサイクルを推進するため、メーカー、輸入事業者、販売店、自治体、消費者の役割分担等を定めている。当面は、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の４品目を対象に回収・再利用を図る。

■合併処理浄化槽
風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■カレット
ガラスくず全般のことをいう。資源ごみとして回収されたワンウェーびんその他の使用済みガラス製品、割れたり傷ついたりして再利用不能となったリターナブルびんなどは、色別に分類され、小さく破砕されてカレットになる。カラー舗装用材料、路盤材その他の骨材、断熱用ガラス繊維などにも使われる。

■環境影響評価（環境アセスメント）
環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響を事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表して地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じるようにするもの。我が国においては、「環境影響評価法」が平成９（1997）年６月に制定され、平成 11（1999）年６月から施行されている。

■環境基準
環境基準とは、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

■環境基本計画
環境基本法に基づき、政府全体の（1）環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、（2）環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環、共生、参加、国際的取り組みを長期的目標に据付け、平成 24(2012)年４月から第四次環境基本計画として定められている。

■環境基本法
平成５(1993)年 11 月に施行された、我が国の環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や、都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民等の社会を構成する全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境教育
人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている今日において、環境の重要さを認識するとともに、環境を保全する

ための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業、地域社会等を通じて行う教育をいう。

■環境権
誰もが、より良い環境を、同等に享受できる権利のことで、1972 年の国連人間環境会議で採択された人間環境宣言の中でも、「良好な環境の享受は、市民の権利である」とされている。日本においても環境権は、憲法第 25 条（生存権）や憲法第 13 条（幸福追求権）として認められるものであり、法的保護下に置かれるべきであるという主張もある。近年、日照権、静穏権を求めた訴訟がみられるが、こうした環境権を具体的権利として要求する市民訴訟が増えている。

■環境騒音
ある地点において、音として聞くことができるすべてが混ざっている騒音をいう。たとえば、住宅地の遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒になっている騒音などである。

■環境への負荷
人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガスなどのほか、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

■環境保全型農業
農薬、化学肥料等の使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

■外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）
環境中にあり、動物の生体内に取り込まれると、正常なホルモンの働きを阻害して、内分泌をかく乱させる作用を持つ化学物質をいう。ダイオキシン類、ＰＣＢ、有機スズ化合物など、およそ 70 種類が疑われる化学物質としてあげられている。

■環境マネジメントシステム（EMS）
企業等の事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組みをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を実施し、さらにこの手順を繰り返すことによって取り組みを高めていこうとするもの。

■間伐
主な木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で木を伐採すること。

■規制基準
これ以上は超えてはならないという、行政上の取り締まり基準であり、事業者等がこれに違反した場合には、強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

■貴重種
一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指す（ecologically

valuable species)。希少種の同義語、または希少種・重要種などを総合的に表す語として使用されることが多い。

■近隣騒音
飲食店でのカラオケなどの営業騒音、商業宣伝などの拡声機騒音、一般家庭のピアノ・クーラーからの音、ペットの鳴き声などの生活騒音の総称である。単に音の大きさだけでなく、日頃のつきあいなどが関係するため、主観的・心理的要素がからむ傾向が強い。

■クリーンエネルギー
炭素を含まず、地球環境への影響が少ないエネルギーで、太陽エネルギー、地熱、風力などの自然エネルギー、及び水素エネルギーがある。

■グリーン購入／グリーンコンシューマー
製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

■健康項目
環境基本法の人の健康の保護に関する環境基準に定められている項目をさし、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素等の26 項目が指定されている。これらの物質は慢性毒性もあり、また急性毒性も強く、人の健康を阻害する物質である。

■建設リサイクル法
正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、平成 14 年 5 月に完全施行された。建築物の分別解体と特定資材のリサイクル（困難な場合は縮減）を、一定規模以上の新築工事などの受注者に義務付ける法律。建設発生木材、コンクリート塊、アスファルトなどが対象。また、これまで無届けでも可能だった解体業者の都道府県知事への登録、技術管理者の選任を義務付け、技術力のない者や不良業者の参入を防止している。

■建築基準法
昭和 25 年に制定された建築物の敷地、構造、設備、用途に関する最低基準を定めた法律。平成 15 年 7 月からはシックハウス対策の規制が盛り込まれた。具体的には、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材や換気設備を規制するもので、住宅、学校、事務所、病院などすべての建築物の居室を対象としている。

■原因者負担の原則（Polluter pays Principle）
経済開発協力機構が 1972 年に採択した「公害防止費用は公害発生の原因者が負担する」という決議が基となり、公害対策の基本理念となっている。

■光化学オキシダント
大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN 等の総称で、主成分はオゾンである。眼や気道の粘膜を

刺激する等の健康被害や植物の葉の組織破壊などを生じさせる。

■光化学スモッグ
工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた『光化学オキシダント』や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいう。

■公害
環境基本法第２条では、公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）、及び悪臭によって、人の健康または生境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。最近では、環境全体の調和や秩序をみだすものとして「環境汚染」、あるいは「環境破壊」という言葉と同じ意味で「公害」を幅広くとらえようとする傾向がある。

■公害防止協定
行政庁や住民等が、公害発生企業等と「協定」を結びこれを公表することによって、公害を防止するものである。公害防止協定の法的解釈は紳士協定説と契約説があり、内容の法的拘束力の解釈について対立がある。

■公共用水域
水質汚濁防止法の定義では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路」をいう。

■交通需要管理施策（TDM）
１ 人乗りマイカー通勤の削減、公共交通機関への転換、時差通勤など、交通需要側への規制、誘導、啓発などの需要調整によって交通渋滞などを解決しようとする施策。

■コージェネレーションシステム
１つのエネルギーから電気・熱など複数の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのこと。一般的にはガスタービン、ガスエンジン等により発電を行うと同時に、その廃熱を利用するシステム（熱電供給）のみを指す場合と、それらの動力を発電以外に利用するシステム（熱動力供給）等を含める場合とがある。通常の発電による熱効率が 40%以下であるのに対し、コージェネレーションでは、70～80%と極めて高い熱効率が期待できる。

■コミュニティバス
通常の路線バスではカバーしにくいような地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

■コンポスト
バクテリアが落ち葉やふん尿など有機物を分解することにより、生成される堆肥のこと。

サ行

■最終処分場

リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分（埋め立て）するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。また、処分する廃棄物の種類により、構造上、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、安定型最終処分場がある。最終処分場の残余年数の引き伸ばしが大きな問題となっている。

■再生可能エネルギー

再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー。特にバイオマス、太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）など。

■里山

人里に近い集落周辺の低山地帯を総称し、雑木林や竹林、ため池、棚田、畑などを含めた生活エリアを指す。林産物、肥料、薪炭の生産などに利用されてきた。近年、住民に身近な自然として評価されるようになり、生物の生息空間のつながりとしても大きな役割を担う。

■砂漠化

気象的要因に過放牧・過耕作や薪炭材採取等の人為的要因も加わり、乾燥地の生物生産力が減退する「砂漠化」が進んでおり、地球温暖化によりさらに進行することが心配されている。現在、砂漠化の進行をくいとめるために植林活動、農業技術援助等の砂漠緑化の試みが行われている。

■産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック、がれき類など廃棄物処理法で定めた 19 種類に該当するもの。一般廃棄物に比べて量、多様性、含有物質の有害性などの面で環境に与える影響が大きい。

■酸性雨

雨水に工場や自動車から出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が取り込まれて、強い酸性（pH5.6 以下）を示すようになった雨のことをいう。

■シアン（CN）

青酸カリウムや青酸ソーダなどに含まれる物質で、体に入ると呼吸困難を起こし、死にいたらしめる猛毒であり、経口致死量は、0.06ｇ／人といわれている。メッキ、金属精錬、写真工芸、医薬、農薬の製造、有機合成などに広く用いられている。

■資源循環型社会

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとするもの。このような循環型社会づくりは環境保全型の社会づくりの重要な柱のひとつである。

■静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例（平成８(1996)年３月制定）の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を

図るため、平成９（1997)年３月に策定された。現在は、平成 23 年３月に策定された第３ 次計画を推進している。

■次世代省エネルギー基準
省エネ法第 73 条に基づいて規定された省エネ住宅の基準。平成 11 年に公布され、現在のものは「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主など及び特定建築物の所有者の判断の基準」及び「住宅に係わるエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」として平成 18 年３ 月に公布された。上記の告示に定めるものと同等以上の性能を有する工法かどうかの評価を行い、適合すると判断されたものに対して「次世代省エネ基準適合住宅」の評定書が交付される。

■自動車騒音面的評価
自動車騒音面的評価は、自動車騒音常時監視として実施するものであり、評価対象路線の道路端から 50m 以内に位置する個々の住宅について、1 件ずつ環境基準に適合しているかを判断する評価方法であり、評価対象住宅の総数を分母とし、環境基準適合住宅数を分子として、評価対象路線の環境基準適合率をパーセントで表示したもの。

■臭気指数
人間の嗅覚により臭いの程度を判定する測定法を用いて、臭いの強さを指数化したもの。全ての臭いが規制の対象となり、また住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすくなる（臭気指数は１０～２１の範囲内で設定し、１０が最も厳しい。）。

■重金属
比重が４以上の金属で、金、銀、鉄などのほか、水銀、鉛、カドミウム、銅、マンガンなどがある。体内に蓄積されると急性、慢性の中毒症状を示すものが多い。

■循環型社会形成推進基本法
循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律で、平成 12(2000)年５月に制定された。廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立し、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るもの。

■省エネ法
正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で昭和 54 年に制定された。工業・事業所などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃料基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めている。

■食育
心身の健康の基本となる食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることを目指す。平成 17(2005) 年６ 月に食育基本法制定、平成 18(2006)年３月末には家庭や学校、地域などで取り組むべき課題を列挙し、数値目標も掲げた食育基本計画が策定されてい

る。三島市でも、食育基本計画を平成 20 年 3 月に策定した。

■振動
公害として問題にされる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

■振動規制法
工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として昭和 51（1976）年に制定された法律。

■振動レベル
振動レベル計を用いて振動感覚補正を通して測った鉛直振動加速度レベルのことである。一般に振動の大きさを表わし、その単位としては「デシベル」（ｄｂ）が用いられる。

■新エネルギー
従来使っていた石油、石炭、原子力、天然ガス、水力などのエネルギーに対し、今後研究開発・導入が図られる石炭液化・ガス化、太陽エネルギー、深部地熱、水素エネルギー、風力、バイオマスなどの新規開発エネルギーをいう。

■水源（地下水）かん養機能
雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水等の水源が枯渇しないようにする機能をいう。

■水質汚濁防止法
昭和 45（1970）年にそれまでにあった「水質保全法」と「工場排水規制法」を統合してできた法律。国民の健康保護と生活環境の保全を目的として、工場・事業場からの河川への排水の規制や有害物質の地下浸透の禁止が規定されている。全国一律の排水基準のほか、都道府県による上乗せ排水基準を設けることができる。

■水生生物
海洋・湖沼・河川・地下水等の水中で生活している生物をいう。水生生物の分類は様々で、例えば生活様式により、底生生物、漂泳生物、固着生物等に分けられる。環境省では、水生生物を生物指標とした水質調査を呼びかけている。当該調査は、サワガニ、トビケラ、ヒル、エラミミズ等 29 種類の水生生物を対象とする生息調査を実施し、その結果によって、その地点の水質階級の評価をするものである。この 29 種類の水生生物は、「きれいな水」、「ややきれいな水」、「きたない水」、「とてもきたない水」の四つの水質階級の指標生物として分類されている。

■スマートウェルネス
「ウェルネス（健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること）」をまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルのこと。

■生活雑排水
一般の家庭から排出される汚水のうち、し尿及び水洗便所からの排水を除いたすべての排水で、主に炊事、風呂、洗たくなどから出される排水をいう。近年、都市部への人口集中により、都市部の河川・湖沼での水質悪化の重大な要因として問題になっている。

■生物の多様性
種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

■節水コマ
給水栓のハンドル開度による水圧変化を少なくし、栓を開いたときの無駄な水を削減するもの。水道の蛇口からは１分間流しっぱなしで 11～13 ㍑の水が流れているが、節水コマを取り付けることによって１分間に最大約６㍑の節水になる。

■絶滅危惧種
さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスであるが、今日の絶滅は自然のプロセスとはまったく異なり、さまざまな人間活動の影響のもと、かつてない速さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。環境省のレッドデータブックでは、絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）、同Ⅱ類（絶滅の危機が増大している種）に位置づけられたものが“絶滅危惧＝絶滅のおそれのある種“とされているが、一般的には、環境省や都道府県発行のレッドデータブックに記載されている動植物種（準絶滅危惧種なども含む）全般に対して使われている。

■ゼロ・エミッション
廃棄物や排熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすること。具体的には、産業・社会部門における廃棄物・排熱を極力再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすこと。

■騒音
「好ましくない音、ない方がよい音」の総称である。したがって騒音という特別な音があるわけではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、①概して大きい音、②音色の不快な音、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起こす音などがあげられる。

■騒音規制法
「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること」を目的として、昭和 43（1968）年に制定された法律。

■騒音レベル
騒音計による測定値を騒音レベルという。周波数特定によりＡ特性とＣ特性があるが、聴覚に最もよく対応するといわれるＡ特性が用いられる。単位は「デシベル」（ｄＢ）

が用いられる。

■総水銀（T－Hg）
水銀化合物には、有機水銀化合物と無機水銀化合物があるが、これらを合わせたものをいう。一般に水銀化合物は毒性をもち、中枢神経障害などをひき起こす。その中でも、メチル水銀は水俣病の原因となった物質であり、毒性が強い。

■総量規制
地域内の汚染物質の排出総量を許容量以下に押さえることによって、環境を良好な状況に維持しようとする規制方式をいう。「総量規制」は、環境基準等の目標を維持達成するための条件として許容負荷量を定め、各企業等からの汚染物質の排出総量がそれ以下になるように規制するものである。

タ行
■ダイオキシン類
有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの３物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

■大気汚染防止法
昭和 43（1968）年に、それまであった「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を大幅改訂する形で制定された、大気汚染を防止するための規則を定めた法律。ばい煙及び自動車の排気ガスの定義を拡大し、都道府県による上乗せ基準の設定を可能にした。

■達成率
目標に対する実績を示すもの。
①目標が総数の場合は、
　実績÷目標×100%で求める。
②目標が増減である場合は、
　増減の実績÷増減の目標×100%＝
　（（実績値－基準値）／（目標値－基準値））
　×100%
※基準値とは、目標を定めるときに基準とした年度の値

■多面的機能支払交付金
水路、農道、ため池及び法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金。

■炭化水素（ＨＣ）
炭素と水素からなる化合物の総称である。炭素原子の連なり方により鎖式炭化水素と、環式炭化水素とに大別される。すべて完全に酸化すれば水と二酸化炭素になる。自動車の排ガス中や、石油タンク等から大量に放出される。光化学スモッグの原因物質の一つになっている。

■炭素税
二酸化炭素の排出に対する課徴金制度のこと。環境税は、二酸化炭素排出も含めて、もう少し広義な意味で環境に負荷を与えるもの（環境の利用者）に対する課徴金制度を指す。温室効果ガスの一つで地球温暖化の主原因物質とされている二酸化炭素排出（環境に負荷を与える営み等）に課税・課徴金制度を導入するもので、その財源を環境保護や新ｴﾈﾙｷﾞｰ開発等に活用する場合もある。二酸化炭素排出量削減（環境問題解決）のた

めに経済的手段の導入を図るものである。オランダやスウェーデンなどEU 諸国を中心に多くの先進国で既に導入されている。

■地球温暖化
大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、21 世紀末までに全地球平均気温が1.1～6.4℃上昇し、これに伴い海面が約18cm～59cm 上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。国際的には、平成４(1992)年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット（ＵＮＣＥＤ：環境と開発に関する国連会議）において署名され、平成６(1994)年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組み条約」を中心に地球温暖化防止対策が展開されている。2015 年 12 月にパリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）で、京都議定書に代わる2020年以降の新たな地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択された。日本は 2016 年 5 月に地球温暖化対策計画を閣議決定するとともに、同年 11 月にパリ協定を批准した。

■地球環境問題
国境を越えた地球規模の環境問題を指し、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、森林破壊、野性生物種の減少、砂漠化、有害廃棄物の越境移動、及び開発途上国等の公害があげられる。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合って引き起こされている。先進国での大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会活動、さらには人類のこれまでの技術文明の責任を問う内容を含んでいるといえる。

■地産地消
地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する地域発の動きとして注目されている。国は、地産地消が食料自給率の向上に必要であると位置づけ、推進体制の整備や地域計画の策定などを支援している。また、食育や地域活性化につながるなど、生産、消費の両者から大きな期待が寄せられている。

■窒素酸化物（ＮＯｘ）
窒素と酸素の化合物をいい、公害用語としては、一酸化窒素（ＮＯ）と二酸化窒素（ＮＯ２）の総称として用いられる。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、ＮＯが生成する。これは、空気中で徐々にＮＯ２に変化する。発生源としてはボイラー等を表として広範囲に存在し、排出口の小さい自動車がとくに都市部では問題になっている。ＮＯ２はＮＯより呼吸器に対する影響が大きく、また吸入されたＮＯ２の大部分は呼吸器に摂取され、呼吸器以外の組織や反応にも影響を及ぼすといわれる。光化学スモッグの原因物質の一つになっている。

■中央値
累計度数曲線の 50%の度数レベルでのレベル値のことである。指示値が不規則に変

動する騒音レベルの表し方の一つである。一般に、中央値を「Ｌ50」で表す。

■中山間地域等直接支払制度
耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念さえている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金

■低公害車
ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、エタノール自動車、水素自動車、ソーラーカーの他、エンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス認定車などが含まれる。

■低炭素社会
地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

■低周波音
低い周波数の音で、周波数がおおむね百ヘルツ以下の音をいう。近年高架橋を走るトラック、ボイラーの燃料音などによって発生する低周波音による苦情が出てきている。

■定量下限
一定量の試料に含まれる特定の物質の量を特定の方法で分析するとき、その分析において、はかることができると公に認められている最小の濃度をいう。

■デポジット制度
デポジットとは「預り金」を意味する。製品を販売するに当たって、一定金額を預り金として上乗せして販売し、消費者が容器等を返却すると預り金が払い戻される制度。容器等の再利用と資源の回収率を高めるために効果的である。

■等価騒音レベル
変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的指標である。睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的うるささ）との対応に優れており、「騒音に係る環境基準」では、測定結果の評価に等価騒音レベルを採用している。一般には、等価騒音レベルを「Leq」で表す。

■透視度
水の濁りや着色の状態を知る方法の一つで、内径 32～35mm のガラス管の底に５号活字を書いた板を沈め、液層を何 cm までにすれば活字の確認ができるかにより、水の汚れを調べる方法である。透視度が大きいほど水の濁りは小さいことを示している。

■透水性舗装
雨水浸透施設の一つとして主に公園や道路、駐車場等で導入されている。空隙率の高いアスファルト等を採用することにより、雨水を表面流出させることなく地下に浸透させる舗装。

■特定外来生物
外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によ

って規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出が禁止される。植物では、アレチウリ、オオキンケイギク、動物ではアライグマ、カミツキガメ、ブルーギルなどがある。

■特定化学物質
ＰＣＢによる環境汚染問題を契機として、ＰＣＢ類似の性状（難分解性、高蓄積性及び慢性毒性）を有する化学物質の規制を目的として、昭和 48 年 10 月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が公布された。同法により、新規の化学物質については、難分解性、高蓄積性及び慢性毒性等があるかどうかが、その製造又は輸入前に審査（新規化学物質の事前審査）され、それらの性状をすべて有する化学物質を「特定化学物質」として指定し、製造、輸入、使用等の規制を行ってきた。その後、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンによる地下水汚染問題等を契機に 61 年５月の同法の改正により、従来の特定化学物質が第一種特定化学物質とされ、新たに高蓄積性はないものの難分解性であり、かつ慢性毒性等の疑いがある化学物質が指定化学物質として指定されることとなった。指定化学物質については、製造量等の監視を行い、当該指定化学物質により相当広範な地域の環境汚染により健康被害を生ずるおそれがあると見込まれる場合には有毒性の調査がなされる。その結果、慢性毒性等があることが判明した場合には、「第二種特定化学物質」として指定される。第二種特定化学物質については、取扱いに係る技術上の指針の遵守、環境汚染の防止に関する表示が義務づけられるとともに、必要に応じ、製造、輸入量等の規制が行われることとなった。

■特定建設作業
建設作業のうち、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている作業の総称である。

■特定工場
特定施設を設置している工場・事業場をいう。

■特定施設
工場や、事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称である。

■都市生活型公害
都市地域における経済活動の拡大と人口の集中が結びついて生ずる交通公害、水質汚濁、近隣騒音などによる生活環境の悪化のことをいう。都市生活型公害は発生源が個々に小さく、移動したり、広く分散したりしていて、発生源対策のみで十分対応しきれない場合が多く、土地利用の適正化、交通体系、物流システム、生活排出物の処理システムなどの都市構造対策の推進が必要であるといわれている。

ナ行
■二酸化硫黄（SO_2）
石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因と

なったことで知られる。

■二酸化窒素（NO_2）
石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■二次林
伐採後再生した森林など、過去に人為が加えられ、その影響を受けている森林、または、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいう。

■熱帯雨林の破壊
世界の熱帯雨林は、かつて陸地面積の 16%を占めていたが、現在では６%にすぎず、集団的な焼畑移動耕作や、商業材の不適切な伐採により年々減少している。熱帯雨林の破壊にともなって貴重な生物資源や、そこに住む住民の生活基盤が失われたり、陸上の水循環に影響を与え、気候変動、砂漠化、地球温暖化が心配される。熱帯雨林は、炭酸ガスを吸収し酸素を供給するなど人類全体に多大な恵みをもたらすかけがいのない財産であるといえる。

■濃度規制
工場・事業場などから排出されるばい煙等の中に含まれる汚染物質の割合を一定量以下にするために、排出濃度を法等で規制することであり、規制方法を論ずる際、総量規制（前記参照）に相対するものとして用いられる。

■ノーカーデー
自動車による都市部の交通渋滞や大気汚染の改善のため、自動車の利用を自粛し、公共交通機関などを利用して通勤する日を設けること。

■野焼き
法律で認められた方法以外で物を燃やす行為、すべてをいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、屋外で木くず・紙くず・廃プラスチック等のごみを燃やすことは野焼きになる。例外規定は以下のとおり。①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの②災害の予防、応急対策・復旧のために必要なもの③風俗習慣上又は宗教上の行事（どんど焼き・塔婆の供養焼却等）④農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないもの（焼き畑・畔草や下枝の焼却等）⑤焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの（落ち葉焚き・焚き火・キャンプファイヤー等）また、焼却炉でごみを燃やす場合も構造基準（ダイオキシン対策特別措置法）を満たしていない焼却炉については使用が禁止されている。

ハ行
■ばい煙
燃焼、加熱及び化学反応などに伴って発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんなどをいう。

■バイオディーゼル燃料（BDF）
菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃食用油を原料として燃料化プラントで

精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーの一つ。

■バイオマス
太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。木炭や薪（まき）などはこのバイオマスの一種。現在、代替エネルギーとして注目を浴びている。

■廃棄物
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

■排出権取引制度
予め各工場や国ごとに排出できる汚染物質の量を権利として割り当てておき、その割当を超えて排出しようとする工場や国は、余裕のある工場や国から排出権を買って生産し、社会全体として最も安い費用で汚染物質の排出を減らしていくという仕組みである。この制度は、理論的には最も効率のよい制度として早くから注目され、米国では1976 年頃から硫黄酸化物や粒子状物質の削減対策の手法として導入されてきた。最近では、米国の酸性雨対策の一環として利用されているほか、地球温暖化防止対策の一環として二酸化炭素排出権の売買制度は EU 内では 2005 年１月から実施されており、国内でも検討が行われている。

■ばいじん
燃焼、加熱及び化学反応などにより発生する排出ガス中に含まれる固体の粒子状物質をいう。

■ハイブリッド自動車
エンジンとモーターの 2 つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

■パークアンドライド
従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステム。都心部への自動車の乗り入れ規制や、有料化等の施策を抱き合わせて実施すれば、その促進がより効果的となる。パーク＆ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。

■ヒートアイランド
首都圏などの大都市圏においては、典型 7 公害とは全く異なったヒートアイランド現象と名付けられた現象が現れている。都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。

この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。このような現象は東京などの大都市ではすでに日常生活の中で実感できる程までになっている。例えば東京の年平均気温を見ると、1870 年代の約 14℃からこの 120 年の間に 2℃も上昇し、年平均湿度も約 77%から約 63%に下がっており、ヒートアイランド現象がその一因と考えられている。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエネルギー需要をさらに増大させるという悪循環を生み出す。 これに対し、緑地は、植物が葉面から水が蒸発する際に周りの熱を奪うため気温を調節する機能を持ち、都市内河川や海域などの水辺もヒートアイランド現象を緩和する効果を持っているといわれており、都市における自然地域の重要性が増している。

■ビオトープ

ドイツ語のＢｉｏ（生物）とＴｏｐｅ（空間、場所）を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。本来は、生物が生息する最小空間単位を意味していたが、最近では、都市やその他の地域の植動物が共生できる生息空間を、保全・復元した場所としてとらえられるようになった。

■光害（ひかりがい）

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のこと。街灯や広告の明かり、野球場の照明など原因はさまざまで、都市上空では夜空が明るすぎて天体観測に支障が出ることもある。また、農作物の生育不良や動物の生体リズム・代謝機能異常なども報告されている。

■微小粒子状物質（PM2.5）

直径 2.5μm以下の小さな粒子のことを言い、ディーゼル車の排気ガスが主な排出源とされている。直径が小さく肺の奥深くまで入りやすいことから、肺がんや呼吸系・循環器系への影響が懸念されている。平成 21 年に環境基準が設定された。

■非メタン炭化水素

大気中に存在するメタン以外の炭化水素の総称。光化学オキシダント発生の原因となるため、自動車や事業所などの発生源についての排出規制が実施されている。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。工場の事業活動や自動車の走行などのほか、海塩粒子など自然現象によるものもある。

■プレサイクル

消費の段階で、ごみにならないもの、リサイクルしやすいものを選ぶこと。たとえば、ワンウェイびんや缶、PET ボトルなどの使い捨て容器ではなく、リターナブルびんを選ぶことがあげられる。また、過剰包装を避けることもプレサイクルである。

■フロン（フルオロカーボン）
ふっ素を含む炭化水素化合物の総称。洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられていたが、クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）をはじめとするいくつかのフロンは、オゾン層を破壊する物質であることが指摘され、世界的に全廃の方向に向かっている。我が国でも「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、回収・再利用・破壊の促進を図っている。フロンは、温室効果ガスの一種として地球温暖化にも寄与していることから、地球温暖化防止対策と併せた対策が必要となっている。

■粉じん
気体中に浮遊している微細な個体の粒子状物質の総称であり、公害用語としては、物の破砕、選別などの機械的処理または堆積により生ずる物質をいう。

■放射線
放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるは電磁波のこと。主としてアルファ線、ベータ線、ガンマ線の３ 種を指しているが、これらと同じ程度のエネルギーを持つような粒子線や宇宙線も含めている。

■ホルムアルデヒド
合成樹脂や接着剤、塗料などに幅広く使われている化学物質。水溶液のホルマリンは防腐剤や消毒薬などに使われる。気化したものを長期間吸った場合に発がん性があると指摘され、厚生労働省などが様々な規制を定めている。吸い込むと目や鼻の粘膜を刺激するため、シックハウス症候群の原因物質の一つとされる。

マ行
■マニフェスト
排出業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを「管理票（マニフェスト）」に記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する方法。制度としては、平成10(1998)年 12 月から実施されている。

■緑の基本計画
「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の略称で、そのまちの緑の将来のあるべき姿とそれを実現させる方法を示すもの。平成６(1994)年６月の都市緑地保全法改正に伴って創設され、市町村に策定することが義務づけられた。

ヤ行
■有害化学物質
化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では、工業的に使われるものだけでも約 10 万種類の化学物質が流通している。

■有機塩素系化合物
炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素系化合物は人工的に合成される。付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用された。しかし、化合物により差はあるが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染、食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊など環境破壊、生体影響が表面化した。

■有機塩素系溶剤
公害用語としては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1－トリクロロエタン等の総称である。強い脱脂作用を持つため、金属、機械部品などの脱脂洗浄剤、ドライクリーニング用の洗浄剤などに使われている。使用当初は毒性が不明であったが、発ガン性や肝毒性などが指摘され、地下水がこれらの物質で汚染されていることが判明したため、新たな環境汚染として問題になっている。

■有機物
炭素の酸化物や金属の炭酸塩など、少数の簡単なもの以外のすべての炭素化合物の総称である。元来は有機体を構成する化合物及び有機体によって生産される化合物という意味で名付けられたものであって、生物の生活力によらなければ生成されないものと考えられていたが、現在では有機物の合成が可能になったため、言葉と概念だけが今でもそのまま使われている。

■ユニバーサルデザイン
障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。ユニバーサルデザインの領域は製品、施設、都市などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたる。

■容器包装リサイクル法
正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。平成９(1997)年４ 月に施行された。循環型社会をつくるため、商品の容器や包装の廃棄物を、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器の製造事業者や容器を利用する事業者は収集されたものを再商品化することを促進する法律である。

■要請限度
自動車騒音・振動により、人の健康や生活環境が害されないとされる最低限度値。この限度を越えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に交通規制等の措置を執るように要請することができる。環境基準同様、地域の区分別、時間帯別に定められている。

ラ行
■リサイクル
廃棄物として処分される物を改修し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リデュース
ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

■リフューズ
ごみになるものを買わないこと。「ごみの発生回避」ともいわれる。リデュースとの区別が難しく、リフューズを含めないで３Ｒと呼ばれることもある。

■リユース
一度使用して不要になったものをそのまま

の形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。

■レアメタル
埋蔵量が少なかったり、採取が難しいなどの理由で、生産量や流通量が非常に少ない非鉄金属。コバルトやバナジウムなど全部で 31 鉱種ある。わずかな量を加えるだけで製品の機能を上げることができるなど優れた特長があり、自動車、環境保全、鉄鋼など幅広い分野で利用されている。

■レッドデータブック
環境省などが、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況等をとりまとめたもの。全世界レベルのレッドデータブックを編纂している IUCN（国際自然保護連合）で、より定量的な評価基準に基づく新たなカテゴリーが平成 6（1994）年に採択されたことを受け、我が国においても平成 7（1995）年からレッドデータブックの見直し作業を開始している。新しいレッドデータブックは、レッドリストの公表後に作成しており、平成 18 年８月までに全てを刊行済みである。

■レッドリスト
レッドデータブックに揚げるべき日本の絶滅の恐れのある野生生物の種のリストのこと。環境省では、平成 12（2000）年４月までに動植物全ての分類群についてレッドリストを作成、公表している。平成 14 年度からレッドリストの見直し作業に着手し、生息状況や生息環境の変化等最新の知見に基づいて検討を行い、 平成 18 年 12 月には、鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物の４分類群の新たなレッドリストを取りまとめて公表、また、平成 19 年８月には、残りの哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱの６分類群について、新たなレッドリストを公表した。

■ロハス（LOHAS）
Lifestyles of health and sustainability の略。健康で持続的なライフスタイルのこと。また、それを志向する市場のこと。英数

■BOD（生物化学的酸素要求量）
水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。単位は mg/L で表され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■Bq（ベクレル）
放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。国際単位系（SI）の放射能の単位で、1 個の放射性核種が 1 秒間に 1 回崩壊して放射線を放出する場合、1 ベクレルとなる。その量は放射線のエネルギーや人体への危険度とは異なる。名称は放射能の発見者であるフランスの物理学者アンリ＝ベクレルに由来する。放射線被曝の人体への影響を表す単位シーベルトに換算するには、放射性核種の種類、または経口や吸入などの摂取の違いに対応する実効線量係数を、ベクレルの値に乗じて求める。一般に、放射性物質が混入した食品や土壌の放射能の強さは、

単位重量当たりの値で表され、具体的には、放射性セシウムによる放射能の基準値は、一般食品 1kg 当たり 100 ベクレルなどと定められている。

■CASBEE 静岡

静岡県建築物環境配慮制度では、建築物の環境性能を総合的に評価し、また分かりやすく環境配慮の取り組みに関する情報を提供する必要があるため、「CASBEE 静岡」という評価ツールを用いている。建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）は、平成 15 年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムである。CASBEE はいくつかの評価ツールで構成されており、静岡県の地域特性や関連する諸制度における取り組みを考慮して「CASBEE 新築（簡易版）」を一部編集し直したシステムが「CASBEE 静岡」である。

■COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸化剤の量を、それに相当する酸素の量として mg／L で表したものである。水の汚れの度合いを示す方法としてよく用いられ、その数字が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

■DO（溶存酸素）

水中に溶けている酸素の量を mg／L で表わしたもので、溶存酸素自体は温度と気圧によって飽和量が定まっている。しかし、水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物によって酸素が消費されるため、溶存酸素は減少する。通常溶存酸素の補給は、大気からの溶け込みや藻類等の光合成によるが、水中での消費とのバランスでその水域の溶存酸素量が定まり、汚濁が進めば溶存酸素量は低くなる。なお、溶存酸素量が一定値以下になると魚類等の生息も制約され、さらに減少すると生息しなくなる。また 1.0mg／L 以下になると、水底に蓄積した泥から硫化物、メタンガス等が発生するようになる。

■GAP（農業生産工程管理）

Good Agricultural Practices の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための実施すべき手法や手順をまとめたもの。

■g/m^{3}N

工場の煙突の煙や炭坑などの塵埃（じんあい）の中に含まれるすすなどの微粒子の濃度を表す単位、0℃１気圧の空気中に含まれるｇ量を示す。

■ISO14000（環境 ISO）

環境管理に関する国際規格の総称。シリーズ規格の内容は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメントなど、広範囲にわたっている。このなかで中心となるのは ISO14001 で、環境マネジメントシステムの仕様について定めている。

■K 値

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準としてとりいれられている定数であり、施設ごとに、煙突の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用される。

Ｋ値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

■LED
発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく、低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、蛍光灯や電球に置き換わる光源として普及しつつある。

■ｎ －ノルマル
ヘキサン抽出物質（油分）水中に含まれる比較的発揮しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称で、通常油分と言っている。工場排水の場合は、鉱物油及び動植物油とに分けて基準を定めている。

■NPO（Non-profit Organization）
民間非営利団体の略称。広義には公益･学校･宗教･医療・福祉などの各法人や共同組織、ボランティアグループも含まれる。一般的には、正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体。

■pg（ピコグラム）
１兆分の１グラムを表す重さの単位。ナノグラム(ｎｇ)の 1000 分の１、マイクログラム(μｇ)の 100 万分の１、ミリグラム（ｍｇ）の 10 億分の１。ダイオキシン類などの有害化学物質について、生涯摂取しても健康に影響がないと判断される１日あたりの摂取量である「耐容１日摂取量」（ＴＤＩ）などの単位として用いられる。

■ppb
１ppm の 1000 分の１を１ppb という。

■ppm
微量の割合を表す単位で、濃度や含有率を示すのに用い、100 万分の１を１ppm という。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、１ppm とは、１ｍ３の大気中に１ｃｍ３の汚染物質が含まれていることを表す。

■ppt
１ppb の 1000 分の１を１ppt という。

■PRTR 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)
平成 11(1999)年７月に制定された法律。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。

■pH
溶液中の水素イオンの濃度を意味し、一般的には水素イオンのモル濃度の逆数の常用対数で定義されている数である。（pH=－log〔H+〕）。溶液の酸性・アルカリ性の度合を表わし、pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性である。

■SDS(Safety Data Sheet：安全データシート)制度とは、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された「化学物質又はそれを含有す

る製品」（以下、「化学品」）を他の事業者に譲渡又は提供する際に、化管法 SDS(安全データシート)により、その化学品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めていただく制度です。
取引先の事業者から化管法 SDS の提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学品について必要な情報を入手し、化学品の適切な管理に役立てることをねらいとしています。

■SS（浮遊物質）
Suspended Solid の略で、流径２mm～１ミクロンの水に溶けない懸濁物の総称である。重要な汚濁指標のひとつで、ＳＳが多くなると、水はにごって光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害したり魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。一般に水域の正常な生活活動を維持するには、25mg／１以下が望ましいとされている。

■Sv（シーベルト）
放射線被曝による人体への影響の度合いを表す単位。国際単位系（SI）の放射線の線量当量。名称は放射線防護の研究で知られるスウェーデンの物理学者ロルフ＝シーベルトに由来する。放射線が人体に及ぼす影響は放射線の種類（α線、β線、γ線など）によって異なる。そのため、人体が吸収する放射線のエネルギー（吸収線量、単位はグレイ）に放射線の種類別に定められた修正係数を乗じた値で表される。具体的には、人が普段の生活で浴びる放射線は世界平均で年間 2.4 ミリシーベルト、1 回の胸部 X 線撮影で 0.1～1 ミリシーベルト程度であり、放射線業務従事者が 1 年間に浴びてもよい線量限度は 50 ミリシーベルトと定められている。

■TEQ（毒性等量）
ダイオキシン類の毒性を、毒性の一番強い 2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾダイオキシン）に換算した量として表す符合。

■VOC（揮発性有機化合物）
揮発性有機化合物の総称で、沸点が 50℃から 240～260℃までの有機性物質。住宅室内の空気を汚染する化学物質と考えられており、建材・施工材に使われる溶剤のトルエン、キシレンはその代表的な物質である。人体に有害な物質だけでなく、無害な物質もある。

■２%除外値（９８%値）
日平均値で示されている環境基準の適否を長期的に評価する時に用いる。年間の有効な日平均値を大きい順に並べた場合、上位の値は変動幅が大きく、異常値や突発的な不確定な要素が多いといわれる。そのため測定値数の２%に相当する高濃度測定値を除外した残りの値のうち、最高値を２%除外値と称する。

■９０%レンジ
蓄積度数曲線の上端及び下端でそれぞれ５%の度数を除いたレベル幅のことである。指示値が不規則かつ大幅に変動する場合の騒音レベルの表わし方の一つで、騒音規制法では、工場騒音、建設作業騒音など大きさの決定方法として、90%レンジの上端値が採用されている。一般に、90%レンジの上端値を「L５」、90%レンジの下端値を「L95」で表わす。

小山町環境基本計画

平成 26 年３月　策定
平成 31 年３月　中間見直し
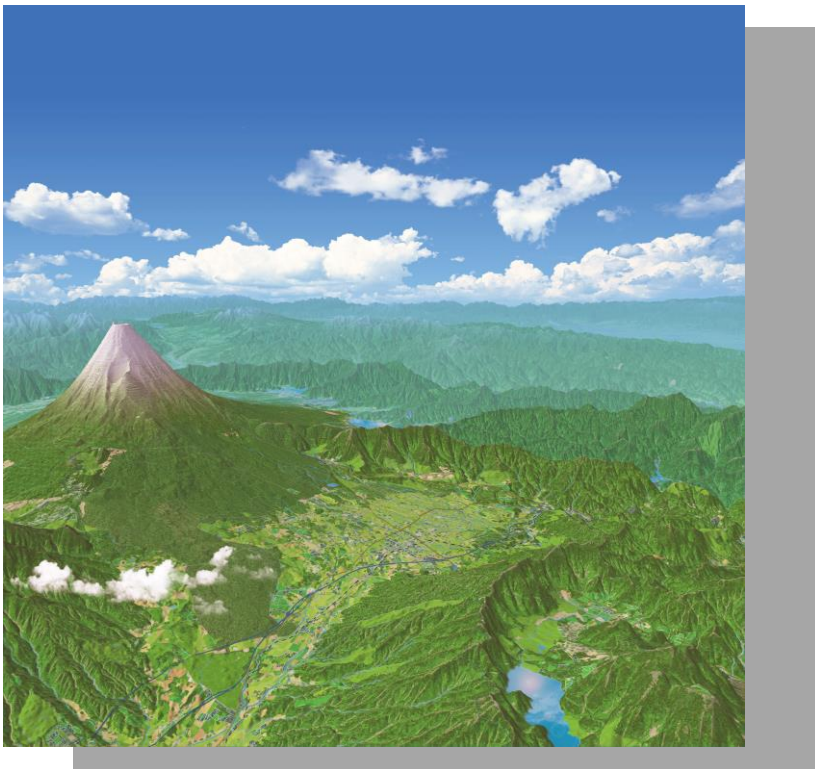
発行　小山町
編集　住民福祉部　くらし安全課
〒410-1395
静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2